雨竜町地域防災計画

資　　料　　編

令和２年６月

雨 竜 町 防 災 会 議

〔目　　次〕

資　料　編

〔 防　　災　　組　　織 〕 1
○資料１　関係機関等の連絡先 1
○資料２　災害対策本部標示板 5
○資料３　腕章 5
○資料４　標識 5

〔 消　　防　　組　　織 〕 6
○資料５　消防組織 6
○資料６　消防施設の現況 6

〔 気象・災害履歴・震度階級等 〕 7
○資料７　気象・地震情報の入手方法 7
○資料８　過去の災害の記録 13
○資料９　気象庁震度階級関連解説表 16

〔 災害危険箇所 〕 20
○資料 10　水防区域 20
○資料 11　地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 22
○資料 12　土石流危険渓流 22
○資料 13　山地災害危険地区 23
○資料 14　防災重点ため池 24
○資料 15　危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧 26

〔 物資・資機材 〕 28
○資料 16　雨竜町災害時備蓄計画及び防災資機材保有状況 28

〔 避難場所・要配慮者施設・医療機関等 〕 36
○資料 17　避難場所 36
○資料 18　医療機関等 40
○資料 19　避難所マニュアル 41

〔 通信・輸送 〕 69
○資料 20　町の通信施設 69
○資料 21　緊急通行車両確認証明書 69
○資料 22　緊急通行車両標章 70
○資料 23　緊急輸送道路 70
○資料 24　緊急輸送道路図 71
○資料 25　ヘリコプター離着陸可能地 71
○資料 26　ドクターヘリ緊急離発着場 72
○資料 27　消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準 73
○資料 28　ドクターヘリ要請基準 75
○資料 29　ドクターヘリの要請時のキーワード 76

〔 応急・復旧 〕 78
○資料 30　被害状況判定基準 78
○資料 31　事業別国庫負担等一覧 82

○資料 32　応急金融の大要 85

〔 条例・協定等 〕 98

○資料 33　雨竜町防災会議条例 98
○資料 34　雨竜町防災会議運営規程 99
○資料 35　雨竜町災害対策本部条例 100
○資料 36　災害情報等報告取扱要領 101
○資料 37　火災・災害等即報要領 103
○資料 38　緊急消防援助隊北海道応援等実施計画 117
○資料 39　北海道緊急消防援助隊受援計画 124
○資料 40　災宅地危険度判定実施要綱 134
○資料 41　避難勧告等の判断・伝達マニュアル 141
○資料 42　北海道消防防災ヘリコプター運行管理要綱 180
○資料 43　北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 185
○資料 44　北海道震災建築物応急危険度判定要綱 187
○資料 45　北海道雪害対策実施要綱 192
○資料 46　北海道融雪災害対策実施要綱 198
○資料 47　各種協定等 202
○資料 48　雨竜町災害時避難行動要支援者避難支援計画 251

〔 参　考　資　料 〕 253

○資料 49　防災教育関連資料 253
○資料 50　自主防災組織の活動 254
○資料 51　住民の心構え 257
○資料 52　備蓄の目安 260

〔 様　　式 〕 262

○別記第１号様式　災害情報 262
○別記第２号様式　被害状況報告（　速報　中間　最終　） 264
○別記第３号様式　火災・災害等即報要領　第１号様式（火災） 266
○別記第４号様式　火災・災害等即報要領　第２号様式（特定の事故） 267
○別記第５号様式　火災・災害等即報要領　第３号様式（救急・救助事故等） 268
○別記第６号様式　火災・災害等即報要領　第４号様式（その１） 269
○別記第７号様式　火災・災害等即報要領　第４号様式（その２） 270
◯別記第８号様式　通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車） 271
◯別記第９号様式　通信機器の借用様式（通信機器） 274
◯別記第 10 号様式　通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器） 277
○別記第 11 号様式　避難所の被害等チェックシート 280
○別記第 12 号様式　避難者名簿 281
○別記第 13 号様式　物資要請票 282
○別記第 14 号様式　備蓄物資一覧表 283
○別記第 15 号様式　避難所運営日誌 284
○別記第 16 号様式　避難者台帳 285
○別記第 17 号様式　近隣の避難場所・官公署リスト 286
○別記第 18 号様式　避難行動要支援者名簿 287
○別記第 19 号様式　外泊届 288
○別記第 20 号様式　物資受払簿 289
○別記第 21 号様式　訪問者管理簿 290
○別記第 22 号様式　取材者受付用紙 291

○別記第 23 号様式　郵便物等受取簿 292
○別記第 24 号様式　健康管理シート 293
○別記第 25 号様式　ボランティア受付簿 294
○別記第 26 号様式　ペット登録台帳 295
○別記第 27 号様式　避難者要望シート 296
○別記第 28 号様式　自衛隊災害派遣要請の依頼について 297
○別記第 29 号様式　自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について 298
○別記第 30 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票 299
○別記第 31 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書. 300
○別記第 32 号様式　救急患者の緊急搬送情報伝達票 301
○別記第 33 号様式　救助種目別物資受払簿 302
○別記第 34 号様式　被災者救出状況記録簿 303
○別記第 35 号様式　救護班活動状況 304
○別記第 36 号様式　病院診療所医療実施状況 305
○別記第 37 号様式　助産台帳 306
○別記第 38 号様式　輸送記録簿 306
○別記第 39 号様式　飲料水の供給簿 308
○別記第 40 号様式　世帯構成員別被害状況 309
○別記第 41 号様式　物資購入（配分）計画表 309
○別記第 42 号様式　物資の給与状況 310
○別記第 43 号様式　物資給与及び受領簿 311
○別記第 44 号様式　応急仮設住宅台帳 312
○別記第 45 号様式　住宅応急修理記録簿 313
○別記第 46 号様式　障害物除去の状況 314
○別記第 47 号様式　学用品の給与状況 315
○別記第 48 号様式　遺体の捜索状況記録簿 315
○別記第 49 号様式　死体処理台帳 317
○別記第 50 号様式　埋葬台帳 318
○別記第 51 号様式　賃金作業員雇用台帳 318
○別記第 52 号様式　災害時等避難行動要支援者登録申請書 320
○別記第 53 号様式　災害時等避難行動要支援者名簿 322

〔 防　災　組　織 〕

○資料１　関係機関等の連絡先

１　雨竜町（役場・消防署・公共施設等）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
雨竜町役場	〒078-2692 雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地	0125-77-2211
雨竜町教育委員会	〒078-2692 雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地	0125-77-2322
雨竜町農業総合管理センター （土地改良事業担当）	〒278-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 28 番地 154	0125-77-2220
雪寒車両格納庫 （土木・林業担当）	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 88 番地 124	0125-78-3613
滝川地区広域消防事務組合	〒073-0014 滝川市文京町 4 丁目 1 番 5 号	0125-23-0119
滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署江竜支署	〒079-0461 滝川市江部乙町 514-11	0125-75-3119

２　雨竜町・新十津川町（保育園・学校・給食センター）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
雨竜町保育園	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 32 番地 186	0125-77-2277
雨竜小学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 28 番地 26	0125-77-2001
雨竜中学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 28 番地 26	0125-77-2150
雨竜高等養護学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 92 番地 21	0125-78-3101
新十津川町学校給食センター	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央 28 番地 1	0125-76-2528

３　水道事業者

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
西空知広域水道企業団	〒073-1102 樺戸郡新十津川町字大和 232-20	0125-76-2486

４　指定地方行政機関

名　　称		所　　在　　地	電 話 番 号
防災	北海道開発局札幌開発建設部 防災課	〒060-8506 札幌市中央区北２条西 19 丁目	011-611-0306
河川	北海道開発局札幌開発建設部 滝川河川事務所	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央 89 番地	0125-76-2211
道路	北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	〒073-0033 滝川市新町 2 丁目 1 番 31 号	0125-22-4147
	北海道開発局札幌開発建設部 深川道路事務所	〒074-0001 深川市音江町字広里 306 番地	0164-25-1155
農業	北海道開発局札幌開発建設部 深川農業事務所	〒074-0001 深川市 1 条 15 番 16 号	0164-22-4151

名　　称		所　　在　　地	電 話 番 号
農政	北海道農政事務所 旭川拠点	〒078-8506 旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-30-9300
労働	北海道労働局 滝川労働基準監督署	〒073-0023 滝川市緑町 2 丁目 5-30	0125-24-7361
気象	札幌管区気象台	〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2 番地	011-611-6127

5　自衛隊

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 2 師団　第 2 特科連隊	〒070-0902 旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

6　北海道

名　　称		所　　在　　地	電 話 番 号
北海道庁（代表）		〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
空知総合振興局（代表）		〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0200
防災	空知総合振興局 地域創生部地域政策課（防災）	〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0033
教育	空知総合振興局　空知教育局	〒073-0023 滝川市緑町 2 丁目 3-31	0126-20-0180
保健	空知総合振興局 保健環境部滝川地域保健室(滝川保健所)	〒073-0023 滝川市緑町 2 丁目 3 番 31 号	0125-24-6201
農政	空知総合振興局 空知農業改良普及センター北空知支所	〒074-0002 深川市 2 条 19 番 13 号	0164-23-4267
畜産	空知総合振興局　空知家畜保健衛生所	〒079-0181 岩見沢市岡山町 12 番地 37	0126-22-4212
森林	空知総合振興局　森林室	〒068-0042 岩見沢市北 2 条西 12 丁目 1-7	0126-22-1155
農業	空知総合振興局産業振興部 北部耕地出張所	〒074-0014 深川市開西町 3-1-22	0164-22-1521
道路 河川	空知総合振興局 札幌建設管理部滝川出張所	〒073-0025 滝川市流通団地 3 丁目 1 番 5 号	0125-22-3434

7　北海道警察

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
北海道警察旭川方面本部	〒078-8511 旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地の 6	0166-35-0110
北海道警察旭川方面　深川警察署	〒074-0005 深川市 5 条 1 番 12 号	0164-23-0110
北海道警察旭川本面　深川警察署 雨竜駐在所	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 33 番地 27	0125-77-2110

8　指定公共機関

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
日本郵便株式会社　雨竜郵便局	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 88 番地 36	0125-77-2100
日本郵便株式会社　石狩追分郵便局	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字洲本 127-10	0125-77-2010
日本放送協会　旭川放送局	〒070-8680 旭川市 6 条通 6 丁目 27 番地	0166-24-7000

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
東日本電信電話株式会社　北海道支店	〒060-0001 札幌市中央区北１条西４丁目	011-212-4466
株式会社ＮＴＴドコモ北海支社	〒060-0001 札幌市中央区北１条西 14 丁目６	011-242-1961
ＫＤＤＩ株式会社　北海道総支社	〒060-0003 札幌市中央区北３条西４丁目１－１	011-223-2826
ソフトバンク株式会社	〒060-0042 札幌市中央区大通西４丁目６番地１	011-272-2388
北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター	〒073-0044 滝川市西町１丁目２番３号	0125-24-7166
日本赤十字社北海道支部	〒060-0001 札幌市中央区北１条西５丁目	011-231-7126
日本銀行　札幌支店	〒060-0001 札幌市中央区北１条西６丁目１－１	011-241-5517

９　指定地方公共機関

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
一般社団法人　深川医師会	〒074-0022 深川市北光町２丁目 11 番 12 号	0164-23-4406
一般社団法人　滝川市医師会	〒073-0033 滝川市新町２丁目８番５号滝川市身体障害者福祉センター１F	0125-24-8744
一般社団法人　北海道薬剤師会	〒062-8631 札幌市豊平区平岸１条８丁目５－12	011-811-0184
公益社団法人　北海道獣医師会　空知支部	〒068-0007　岩見沢市７条東２丁目 13 番地 NOSAI 道央空知中央支所内	0126-25-3481
雨竜土地改良区	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 88 番地 126	0125-77-2221
北竜土地改良区	〒078-2512 雨竜郡北竜町和 11 番地１	0164-34-2311

10　近隣市町村（空知総合振興局管内市町村）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
夕張市	〒068-0492 夕張市本町４丁目２番地	0123-52-3131
岩見沢市	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘１丁目１番１号	0126-23-4111
美唄市	〒072-8660 美唄市西３条南１丁目１番１号	0126-62-3131
芦別市	〒075-8711 芦別市北１条東１丁目３番地	0124-22-2111
赤平市	〒079-1192 赤平市泉町４丁目１番地	0125-32-2211
三笠市	〒068-2192 三笠市幸町２番地	0126-72-3185
滝川市	〒073-8686 滝川市大町１丁目２番 15 号	0125-23-1234
砂川市	〒073-0195 砂川市西６条北３丁目１番１号	0125-54-2121
歌志内市	〒073-0492 歌志内市字本町５番地	0125-42-3212
深川市	〒074-8650 深川市２条 17 番 17 号	0164-26-2228
南幌町	〒069-0292 空知郡南幌町栄町３丁目２番１号	011-378-2121

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
奈井江町	〒079-0392 空知郡奈井江町字奈井江 11 番地	0125-65-2111
上砂川町	〒073-0292 空知郡上砂川町 40 番地 10	0125-62-2011
由仁町	〒069-1292 夕張郡由仁町新光 200 番地	0123-83-2111
長沼町	〒069-1392 夕張郡長沼町中央北１丁目１番１号	0123-88-2111
栗山町	〒069-1591 夕張郡栗山町松風３丁目 252 番地	0123-72-1111
月形町	〒061-0592 樺戸郡月形町 1219 番地	0126-53-2321
浦臼町	〒061-0692 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ 183 番地 15	0125-68-2111
新十津川町	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央 301 番地１	0125-76-2131
妹背牛町	〒079-0592 雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5200 番地	0164-32-2411
秩父別町	〒078-2192 雨竜郡秩父別町 4101 番地	0164-33-2111
北竜町	〒078-2512 雨竜郡北竜町字和 11 番地１	0164-34-2111
沼田町	〒078-2202 雨竜郡沼田町南１条３丁目６番 53 号	0164-35-2111

11　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
きたそらち農業協同組合　雨竜支所	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 30-193	0125-77-2332
雨竜町商工会	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 88 番地 33	0125-77-2155
雨竜町社会福祉協議会	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 33 番地 94	0125-77-2228
北海道中央農業共済組合	〒074-0001 深川市１条５番５号	0164-22-7070
北空知森林組合	〒074-0001 深川市１条 19-36	0164-22-7400
空知中央バス株式会社　滝川営業所	〒073-0033 滝川市新町 3 丁目 2-1	0125-24-3322
雨竜建設協会	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 88 番地 33	0125-77-2155
北海道エルピーガス災害対策協議会	〒003-0013 札幌市白石区中央３条３丁目１-40	011-812-6411

○資料２　災害対策本部標示板

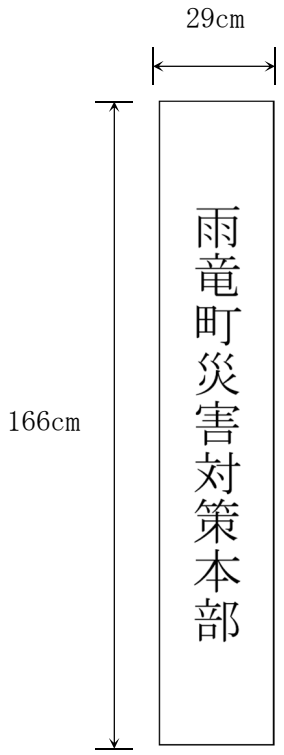

○資料３　腕章

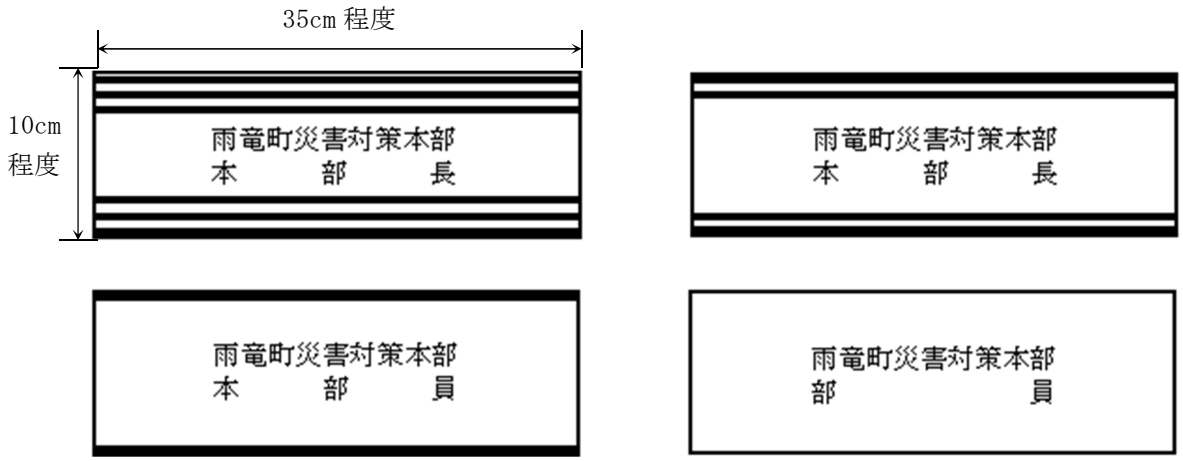

○資料４　標識

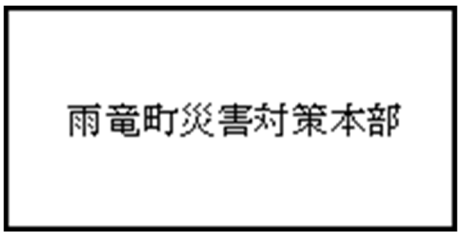

〔 消　防　組　織 〕

○資料５　消防組織

（滝川地区広域消防事務組合消防組織図）

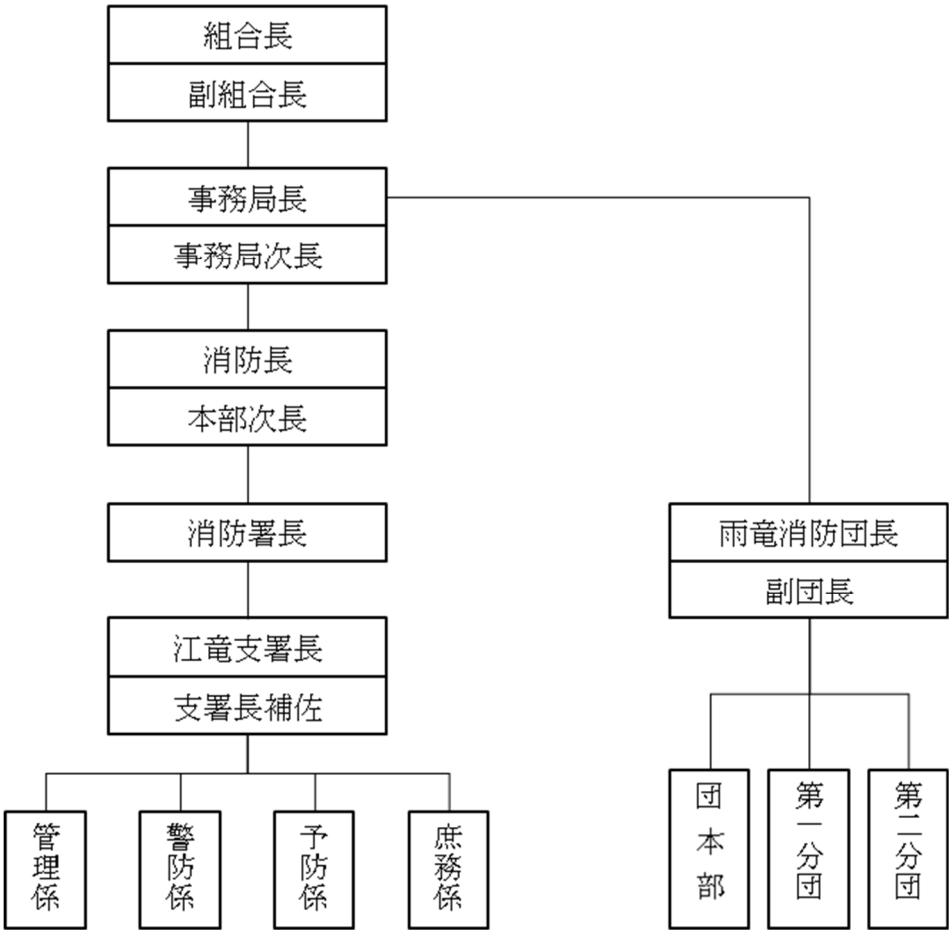

○資料６　消防施設の現況

	水槽車	タンク車	ポンプ車	救急車	指令車	小型動力ポンプ
江竜支署	１台	１台		１台	１台	１台
第一分団	１台					１台
第二分団	１台					１台
計	３台	１台		１台	１台	３台

〔　気象・災害履歴・震度階級等　〕

○資料７　気象・地震情報の入手方法

第１　各機関の気象情報に関するシステム

システム	番号
防災情報提供システム市町村防災担当社向け（気象庁） ○気象や地震に関する各種防災情報や今後の予報、また、気象庁ホームページには掲載していない、台風周辺風分布図、流域雨量指数の予測値、アメダスの 10 分値データの閲覧が可能 ○市町村毎のマイページを登録する等のカスタマイズが可能 ○各種防災気象情報の発表についてメール配信が可能	①
気象庁ホームページ・札幌管区気象台ホームページ ○各種気象情報や天気図等の閲覧が可能 ○実況監視以外に過去の統計データの検索や災害に関する資料等の閲覧が可能	②
防災情報提供センター（国土交通省） ○国土交通省が持つ防災情報の閲覧が可能	③
水管理・国土保全局　川の防災情報　市町村向け（国土交通省） ○河川の水位状況の閲覧が可能 ○北海道開発局が設置する河川周辺の雨量実況の閲覧が可能	④
北海道地方道路情報提供システム（北海道開発局） ○国道の道路情報、国道沿いの気象情報の閲覧が可能	⑤
北海道地区　道路情報（北海道開発局） ○国道の道路情報、国道沿いの CCTV による道路の映像や気象観測データの閲覧が可能	⑥
北海道防災情報（北海道） ○防災に関する情報の閲覧が可能	⑦
北海道土砂災害警戒情報システム（北海道） ○土砂災害の危険性が高まっている地域をマップ上で閲覧が可能	⑧

※「防災気象情報リンク集（札幌管区気象台ホームページ）」より、各機関のシステムへリンクが可能

第２　気象情報等の確認

（１）水害・土砂災害

確認事項	気象情報	（番号）	補足情報	（番号）
警報や注意報に先立って注意喚起や、警報や注意報の内容を補完した情報の確認	○早期注意情報（警報級の可能性） ○北海道地方気象情報 ○府県気象情報 ○記録的短時間大雨情報	(①・②) (①・②) (①・②) (①・②)	○大雨に関する情報	(①・②)
台風に関する情報を確認	○台風情報	(①・②)	○台風情報 ○台風経路図 ○台風５日先までの進路・強度予報 ○暴風域に入る確率 ○台風周辺風分布図	(①・②) (①・②) (①・②) (①・②) (①)
浸水害・洪水の危険度を確認	○大雨注意報 ○大雨警報(浸水害) ○大雨特別警報(浸水害) ○洪水警報 ○洪水注意報 ○記録的短時間大雨情報 ○洪水警報の危険度分布	(①・②) (①・②) (①・②) (①・②) (①・②) (①・②) (①・②)	○注意警戒時系列図 ○注意警戒分布表示 ○レーダー・降水ナウキャスト ○解析雨量 ○降水短時間予報 ○リアルタイムレーダー/雨量（広域版） ○リアルタイム雨量 ○テレメータ雨量 ○テレメータ水位 ○アメダス(降水量) ○流域雨量指数の予測値	(①・②) (①・②) (①・②) (①・②) (①・②) (③) (③) (③・④) (③・④) (①・②) (①)
土砂災害の危険度を確認	○大雨警報(土砂災害) ○土砂災害警戒情報 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報	(①・③) (①・③・⑦) (①・③)	○土砂災害警戒情報発表状況 ○危険度情報 ○土砂災害の危険度を５km メッシュで表示(３時間先までの予測を表示可能) ○土砂災害危険箇所図 ○危険度判定図(スネーク曲線) ○降雨状況経過図 ○降雨情報	(①・②・⑧) ⑧ ⑧ ⑧ ⑧ ⑧ ⑧

※気象情報及び補足情報内の（　）の数字は「第１　各機関の気象情報に関するシステム」のシステム番号を示す。

（２）暴風

確認事項	気象情報	（番号）	補足情報	（番号）
警報や注意報に先立っての注意喚起や、警報や注意報の内容を補完した情報	○早期注意情報（警報級の可能性） ○北海道地方気象情報 ○府県気象情報	（①・②） （①・②） （①・②）	○暴風に関する情報 ○低気圧に関する情報	（①・②） （①・②）
暴風の危険度を確認	○強風注意報 ○暴風警報 ○暴風特別警報	（①・②） （①・②） （①・②）	○アメダス（風向・風速）	（①・②）
台風に関する情報を確認	○台風情報	（①・②）	○台風情報 ○台風経路図 ○台風５日先までの進路・強度予報 ○暴風域に入る確率 ○台風周辺風分布図	（①・②） （①・②） （①・②） （①・②） （①）

※気象情報及び補足情報内の（　）の数字は「第１　各機関の気象情報に関するシステム」のシステム番号を示す。

（３）暴風雪

確認事項	気象情報	（番号）	補足情報	（番号）
警報や注意報に先立っての注意喚起や、警報や注意報の内容を補完した情報	○早期注意情報（警報級の可能性） ○北海道地方気象情報 ○府県気象情報	（①・②） （①・②） （①・②）	○暴風に関する情報 ○低気圧に関する情報	（①・②） （①・②）
暴風の危険度を確認	○風雪注意報 ○暴風雪警報 ○暴風雪特別警報	（①・②） （①・②） （①・②）	○アメダス（風向・風速）	（①・②）
道路の状況を確認	○規制区間の情報	（⑤・⑥）	○通行止めの情報	（⑤・⑥）

※気象情報及び補足情報内の（　）の数字は「第１　各機関の気象情報に関するシステム」のシステム番号を示す。

（４）大雪

確認事項	気象情報	（番号）	補足情報	（番号）
警報や注意報に先立っての注意喚起や、警報や注意報の内容を補完した情報	○早期注意情報（警報級の可能性） ○北海道地方気象情報 ○府県気象情報	（①・②） （①・②） （①・②）	○暴風に関する情報 ○低気圧に関する情報	（①・②） （①・②）
大雪の危険度を確認	○大雪注意報 ○大雪警報 ○大雪特別警報	（①・②） （①・②） （①・②）	○アメダス（積雪深）	（①・②）
道路の状況を確認	○規制区間の情報	（⑤・⑥）	○通行止めの情報	（⑤・⑥）

※気象情報及び補足情報内の（　）の数字は「第１　各機関の気象情報に関するシステム」のシステム番号を示す。

巻末資料　避難勧告等判断フロー図（水害）

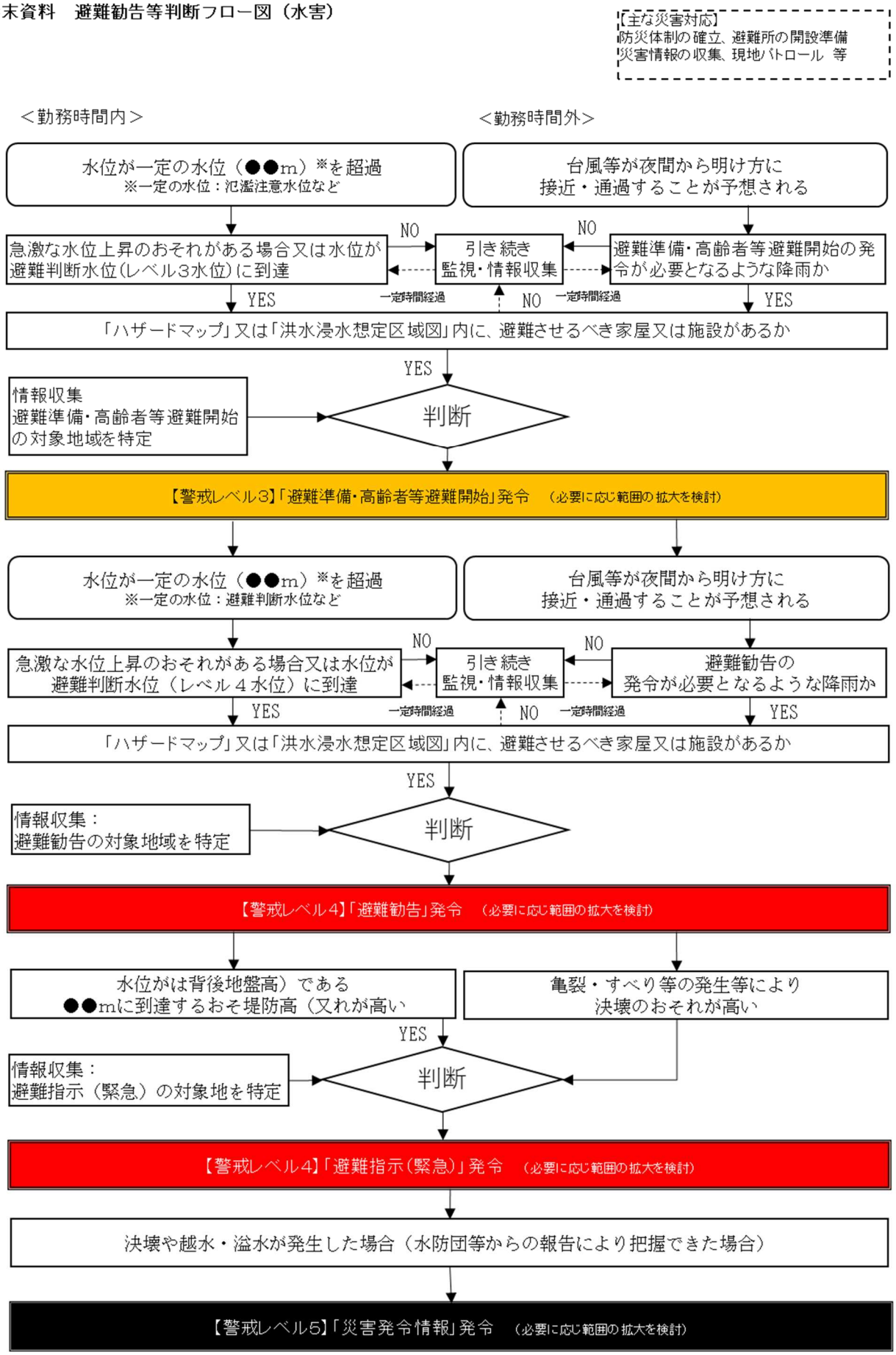

巻末資料Ⅰ　避難勧告等判断フロー図（土砂災害）　【土シ】＝北海道土砂災害警戒情報システム

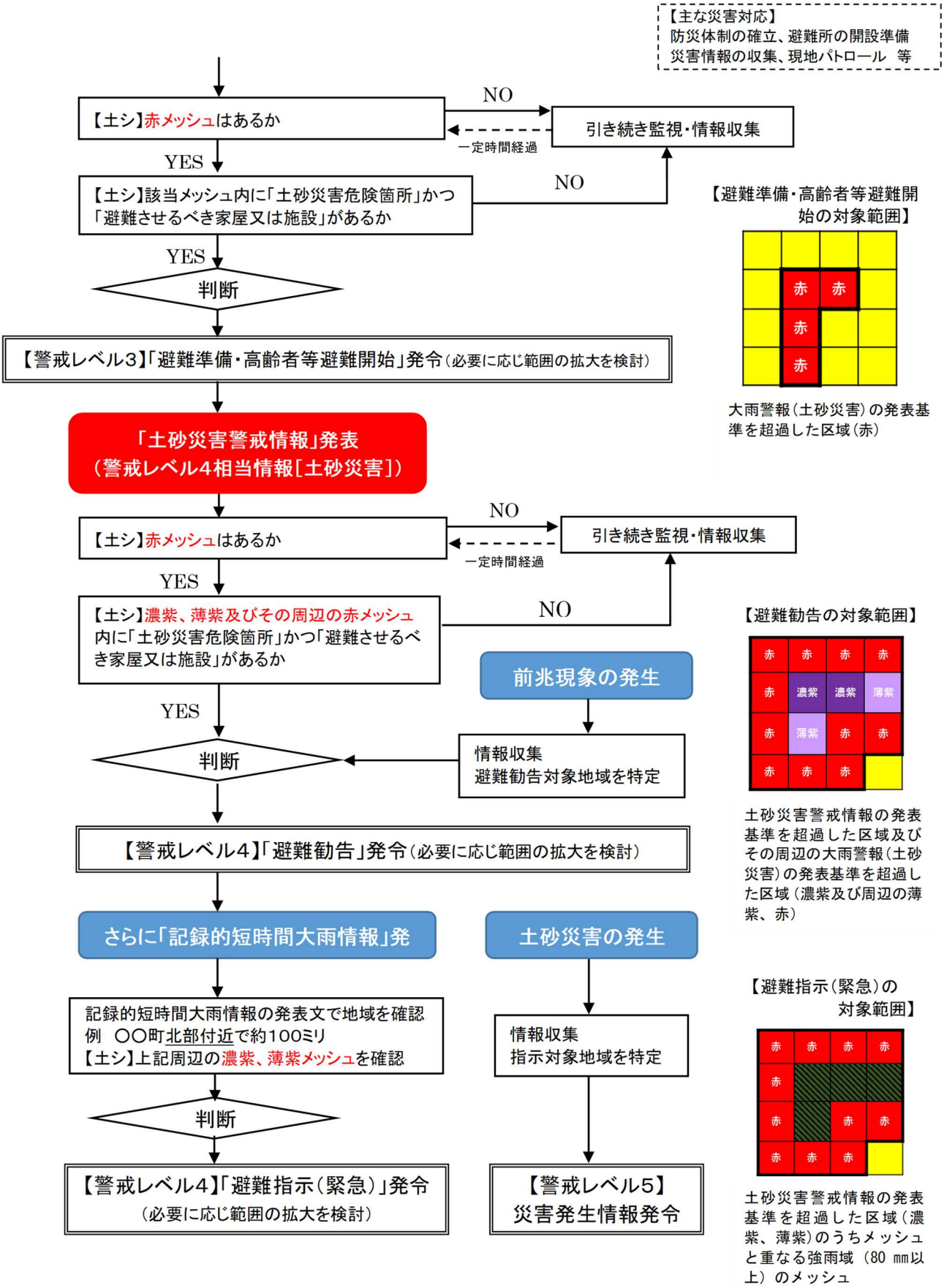

第３　地震情報の収集方法

１　各機関の地震情報に関するシステム

システム	番号
防災情報提供システム市町村防災担当社向け（気象庁） ○気象や地震に関する各種防災情報や今後の予報、また、気象庁ホームページには掲載していない、台風周辺風分布図、流域雨量指数の予測値、アメダスの 10 分値データの閲覧が可能 ○市町村毎のマイページを登録する等のカスタマイズが可能 ○各種防災気象情報の発表についてメール配信が可能	①
気象庁ホームページ・札幌管区気象台ホームページ ○各種気象情報や天気図等の閲覧が可能 ○実況監視以外に過去の統計データの検索や災害に関する資料等の閲覧が可能	②
防災情報提供センター（国土交通省） ○国土交通省が持つ地殻変動情報等の閲覧が可能	③
北海道防災情報（北海道） ○防災に関する情報の閲覧が可能	④

２　地震情報の確認

確認事項	気象情報	（番号）	補足情報	（番号）
震度・震源に関する情報を確認	○地震情報	（①・②・④）	○震度速報 ○震源に関する情報 ○震源・震度に関する情報 ○各地の震度に関する情報 ○その他の情報 ○遠地地震に関する情報 ○推計震度分布図	（①・②） （①・②） （①・②・④） （①・②） （①・②） （①・②） （①・②）
地殻変動に関する情報を確認	○地殻変動情報	（③）		

※気象情報及び補足情報内の（　）の数字は「第３　１　各機関の気象情報に関するシステム」のシステム番号を示す。

○資料８　過去の災害の記録

発生年月	種別	地域	被害状況
明治 31 年９月	水害	石狩川・雨竜川流域	収穫皆無、その他不詳
明治 37 年６月	水害	石狩川・雨竜川流域	収穫皆無 8.3%、3 部作 13.5%、5 部作 21.8%、 5 部作以上 36.5%、無害 19.9%、その他不詳
明治 44 年８月	水害	石狩川・雨竜川・ 尾白利加和川流域	罹災戸数 235 戸、その他不詳
大正２年８月	冷害	全村	全道的大凶作
大正８年５月	水害	石狩川・雨竜川流域	浸水家屋 70 戸、その他不詳
大正 11 年８月	水害	石狩川・雨竜川流域	不詳
大正 15 年９月	冷害	全村	全道的大凶作
昭和６年８月	冷害	全村	全道的大凶作、日照時間不足
昭和７年９月	冷害	全村	前年に引き続き全村的凶作、平均反収の半作
昭和７年７月 ～９月	水害	石狩川・雨竜川・ 面白内川流域	7 月下旬から 9 月にかけて 7 回もの豪雨に見舞われた、 その他不詳
昭和９年９月	冷害	全村	異常低温による全道的凶作
昭和 13 年６月	火災	雨竜市街	消失戸数 57 戸、被害総額 266,428 円 罹災人数 308 人、雨竜市街を中心に焼失
昭和 15 年８月	冷害	全村	全地域に稲熱病発生大凶作
昭和 16 年８月	冷害	全村	低温日照不足による全道的凶作
昭和 20 年８月	冷害	全村	全道的大凶作
昭和 22 年８月	水害	石狩川・雨竜川・ 尾白利加川・ 恵岱別川流域	上川、留萌、空知地帯の集中豪雨 流出家屋１戸、倒壊家屋２戸、床上浸水 150 戸 床下浸水 50 戸、道路流出 160m、道路損壊 440m 橋梁流出５箇所、橋梁損壊３箇所、堤防決壊 170m 水門流出 3 箇所
昭和 28 年８月	水害	石狩川・雨竜川流域	石狩川上流地帯の豪雨と雨竜ダムの放水による氾濫 床上浸水 227 戸、床下浸水 28 戸、罹災村民 1, 408 人 冠水面積 570ha、被害総額 175,710 円
昭和 29 年９月	台風 災害	全村	台風 15 号による被害 死者１名、重傷者４名、軽傷者 14 人、全壊家屋 53 棟 半壊家屋 270 棟、非住家全壊 139 棟、非住家半壊 252 棟 罹災村民 1,599 人
昭和 30 年７月	水害	雨竜川流域	雨竜川上流地帯における集中豪雨 床上浸水 127 戸、床下浸水 116 戸、田畑流出 2.6ha 田畑埋没 1.6ha、田畑冠水 908ha、道路流出・決壊 900m 橋梁流出１箇所、橋梁破損２箇所、堤防決壊 396m
昭和 30 年８月	水害	雨竜川流域	雨竜川上流地帯における集中豪雨 床上浸水 198 戸、床下浸水 49 戸、非住家床上浸水 295 戸 田畑流出・埋没 1,200m、堤防決壊 28 箇所、河川決壊 450m
昭和 31 年４月	水害	雨竜川流域	融雪出水と鷹泊ダム放水による氾濫 床上浸水 126 戸、床下浸水 33 戸、田畑冠水 707ha 道路決壊１箇所、堤防決壊６箇所、橋梁大破１箇所 橋梁中波２箇所
昭和 31 年８月	冷害	全村	低温多雨日照不足による全道的凶作

発生年月	種別	地域	被害状況
昭和 36 年５月	水害	雨竜川流域	台風第４号による豪雨 堤防決壊８箇所、橋梁流出２箇所
昭和 37 年８月	水害	雨竜川流域	台風第９号による豪雨 床上浸水５戸、床下浸水 39 戸、田畑冠水 106ha 被害総額 28,120 千円
昭和 39 年９月	冷害	全町	低温日照不足による全道的凶作 被害農家 818 戸、被害見込額 463,908 千円
昭和 45 年７月	水害	石狩川・雨竜川流域	集中豪雨（降雨量 98㎜） 床上浸水２戸、農作物被害額 4,184 千円
昭和 50 年８月	水害	尾白利加川流域	台風第６号による豪雨 河川決壊２箇所、道路砂利流出４箇所、田畑冠水 92ha 被害総額 29,305 千円
昭和 50 年９月	水害	尾白利加川流域	前線による大雨 床上浸水 62 戸、床下浸水 136 戸、非住家全壊４棟、非住家半壊１棟、田畑流失・埋没 557ha、田畑冠水 1,087ha 河川決壊５箇所、道路砂利流失６箇所、 農業用施設被害 93 箇所、営農施設被害 15 箇所、林道土砂崩れ６箇所、被害総額 710,426 千円
昭和 56 年８月	水害	尾白利加川流域	前線と台風による大雨 床上浸水２戸、床下浸水 20 戸、田畑流失・埋没 0.9ha 田畑冠水 501ha、林業土砂崩れ 11 箇所、農業用施設被害 48 箇所、河川決壊 14 箇所、道路砂利流失 12 箇所、 被害総額 336,739 千円 水道管横断橋の流失による全町断水　2 日間
昭和 63 年８月	水害	全町各河川流域	北海道西部を中心とした大雨 住家半壊１戸、床上浸水７戸、床下浸水 20 戸 田畑流失・埋没 85ha、田畑冠水 989ha 農業用施設被害 32 箇所、営農施設被害 53 箇所 河川決壊 36 箇所、道路決壊 11 箇所 橋梁等被害７箇所、林業被害 16 箇所 観光施設被害１箇所、被害総額 3,052,750 千円
平成元年８月	水害	川上地区	前線による大雨 農業用施設被害３箇所、被害総額 91,000 千円
平成元年９月	水害	全町	集中豪雨 田畑冠水・浸水 2ha、田土砂流入 2ha 被害総額 4,210 千円
平成７年９月	降雹	全町	寒冷前線通過による降雹 水稲籾被害 878ha、被害総額 44,028 千円
平成 10 年９月	水害	全町	台風第５号による豪雨 農業用施設被害５箇所、農作物被害 161.5ha 被害総額 4,866 千円
平成 13 年９月	水害	全町	秋雨前線と台風第 15 号による豪雨 農業施設被害 2 箇所、被害総額 500 千円
平成 16 年２月	風雪害	全町	前線による暴風雪 農業用施設被害 27 箇所、被害総額 5,400 千円

発生年月	種別	地域	被害状況
平成 16 年９月	風害	全町	台風第 18 号による豪雨 重傷者 1 名、住家一部損壊 44 戸、非住家全壊 72 戸 非住家半壊 44 戸、農業用施設被害 509 箇所 林業被害 15 箇所、農作物被害 2,375ha、商工業施設被害 26 箇所、学校被害 2 箇所、社会福祉施設被害 2 箇所 被害総額 639,904 千円
平成 17 年９月	水害	全町	台風第 14 号による大雨 農業用施設被害 2 箇所、被害総額 1､060 千円
平成 22 年３月	暴風	全町	暴風被害 バス停全壊３箇所、営農施設被害 33 箇所 被害総額 12,870 千円
平成 23 年９月	水害	全町	台風第 12 号による大雨 排水機場、町道補修、被害総額 312 万円
平成 25 年９月	水害	全町	集中豪雨 鴨居沢川氾濫、被害総額 752 万円
平成 30 年９月	地震	全町	地震及びブラックアウト

○資料９　気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年 3 月　気象庁）

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　　語	意　　味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）　木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、工法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

（注 3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

〔　災害危険箇所　〕

○資料 10　水防区域

1　重要水防箇所（令和元年４月現在）

NO.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	距離標	延長	築堤名
100	石狩川	右岸	堤防高	○	B	101.10～101.50	1.29	伏古築堤
101	石狩川	右岸	堤防高		B	102.50～103.00	0.45	伏古築堤
140	石狩川	左岸	堤防断面		B	107.00～107.30	0.30	六戸島築堤
168	石狩川	右岸	堤防断面	○	B	100.10～100.70	0.60	伏古築堤
169	石狩川	右岸	堤防断面		B	101.00～103.00	1.78	伏古築堤
170	石狩川	右岸	堤防断面		B	103.50～105.92	2.21	伏古築堤
207	石狩川	右岸	水衝・洗掘	○	B	100.20～101.80	1.44	伏古築堤
285	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	106.65～107.30	0.58	六戸島築堤
326	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	102.30～104.50	1.95	伏古築堤
354	石狩川	左岸	重点区間	○		106.65～106.75	0.08	六戸島築堤
374	石狩川	右岸	重点区間	○		100.25～100.75	0.49	伏古築堤
1806	尾知利加川	左岸	堤防高	○	B	0.80～1.80	0.99	尾白利加川左岸築堤
1807	尾白利加川	左岸	堤防高		B	2.60～2.80	0.20	尾白利加川左岸築堤
1811	尾白利加川	－	工作物		B	0.74		尾白利加橋
1812	尾白利加川	左岸	旧川跡		要注意	2.15～2.70	0.55	尾白利加川左岸築堤
1815	尾白利加川	左岸	重点区間	○		1.30～1.50	0.20	尾白利加川左岸築堤
1912	雨竜川	右岸	堤防断面		B	3.20～3.40	0.33	追分築堤
1913	雨竜川	右岸	堤防断面		B	3.60～3.80	0.33	追分築堤
1914	雨竜川	右岸	堤防断面	○	B	4.10～4.20	0.10	追分築堤
1943	雨竜川	－	工作物		B	6.57		雨竜橋
1971	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	1.40～2.49	1.21	伏古築堤
1972	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	2.49～2.70	0.28	追分築堤
1973	雨竜川	右岸	旧川跡	○	要注意	4.10～4.30	0.27	追分築堤
1975	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	10.10～11.00	1.43	面白内築堤
1994	雨竜川	右岸	重点区間	○		4.10～4.30	0.27	追分築堤
1996	雨竜川	右岸	重点区間	○		11.90～12.10	0.26	面白内築堤
2050	恵岱別川	右岸	旧川跡		要注意	0.80～1.10	0.27	
2052	恵岱別川	右岸	重点区間	○		0.6～0.7	0	

『重要水防箇所』とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所のことで、台風などの出水時には、「重要水防箇所」に注意して水防活動にあたります。

具体的には次のような項目毎に、その重要度によってA・B・要注意の３つのランクに分類されています。

・堤防高・・・・・・・堤防の高さが不足している箇所
・堤防断面・・・・・・堤防の幅が不足している箇所
・法崩れ・すべり・・・過去に堤防の法面が崩れたことのある箇所
・漏水・・・・・・・・過去に堤防から水がにじみ出したことのある箇所
・水衝・洗掘・・・・・川の水あたりの強い箇所
・工事施工・・・・・・堤防・開削を行う工事箇所等
・工作物・・・・・・・橋の桁下が低い箇所等
・新堤防・・・・・・・堤防工事から３年以内の箇所
・破堤跡・旧川跡・・・昔川が流れていた箇所等

雨竜町　重要水防箇所図

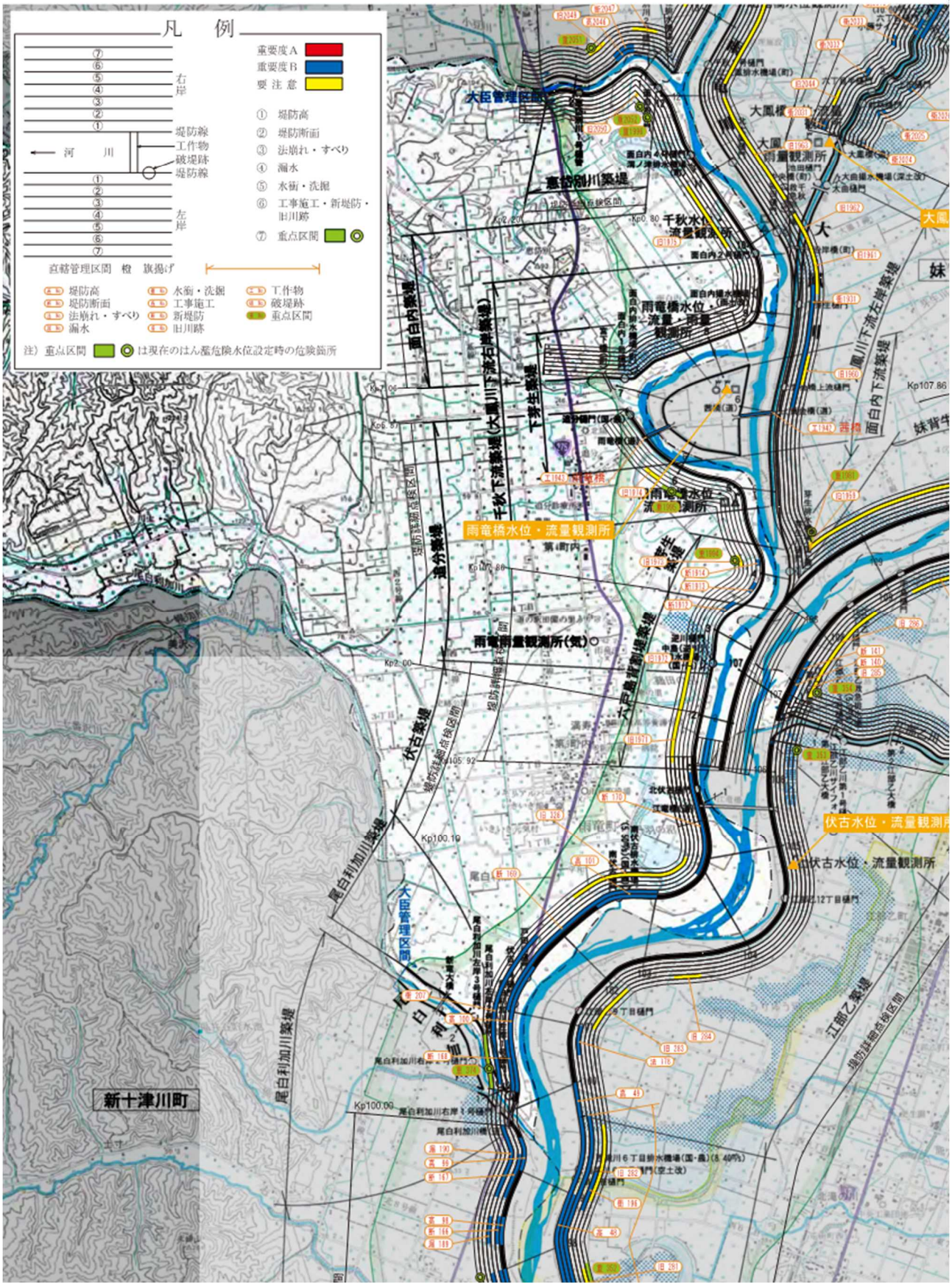
凡　例
重要度A
重要度B
要注意
右岸
左岸
河　川
堤防線
工作物
破堤跡
堤防線
① 堤防高
② 堤防断面
③ 法崩れ・すべり
④ 漏水
⑤ 水衝・洗掘
⑥ 工事施工・新堤防・旧川跡
⑦ 重点区間
直轄管理区間　橙　旗揚げ
堤防高
堤防断面
法崩れ・すべり
漏水
水衝・洗掘
工事施工
新堤防
旧川跡
工作物
破堤跡
重点区間
注）重点区間　は現在のはん濫危険水位設定時の危険箇所
大臣管理区間
恵岱別川築堤
千秋水位・流量観測所
雨竜橋水位・流量・雨量観測所
雨竜橋水位・流量観測所
雨竜雨量観測所(気)
伏古築堤
尾白利加川築堤
大臣管理区間
新十津川町
伏古水位・流量観測所
伏古水位・流量観測所
江部乙築堤
面白内下流築堤
面白内築堤
千秋下流築堤(大鳳川下流右岸築堤)
下芽生築堤
大鳳橋
大鳳雨量観測所
Kp107.86
Kp100.19
Kp100.00

○資料 11　地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

当該資料は、空知総合振興局札幌建設管理部が公開している地すべり危険箇所一覧及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧をもとに作成したものである。

（令和元年 12 月現在）

地すべり危険箇所							
番号	危険箇所の現況			予想される被害			
	箇所番号	区域名	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他

急傾斜地崩壊危険箇所							
番号	危険箇所の現況			予想される被害			
	箇所番号	区域名	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
急001	Ⅱ-0-292-292	雨竜鴨居沢	－	－	－	町道鴨居沢線	鴨居沢川

○資料 12　土石流危険渓流

当該資料は、空知総合振興局札幌建設管理部が公開している土石流危険渓流箇所一覧をもとに作成したものである。

（令和元年 12 月現在）

土石流危険渓流							
番号	危険箇所の現況			予想される被害			
	箇所番号	区域名	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
土001	Ⅱ06-0010	南暑寒荘の沢川	－	－	4	町道暑寒別線	
土002	Ⅰ06-0020	ﾗｲｽｾﾝﾀｰの沢川	－	2	－	道道 432 暑寒別雨竜停車場線	電波塔
土003	Ⅱ06-0030	桂橋の沢川	－		－	町道桂の沢線	

○資料 13　山地災害危険地区

山地災害危険地区の位置図について、下記ＵＲＬを参照のこと。

北海道の山地災害危険地区　http://hkd-tsn-kikenchiku.jp

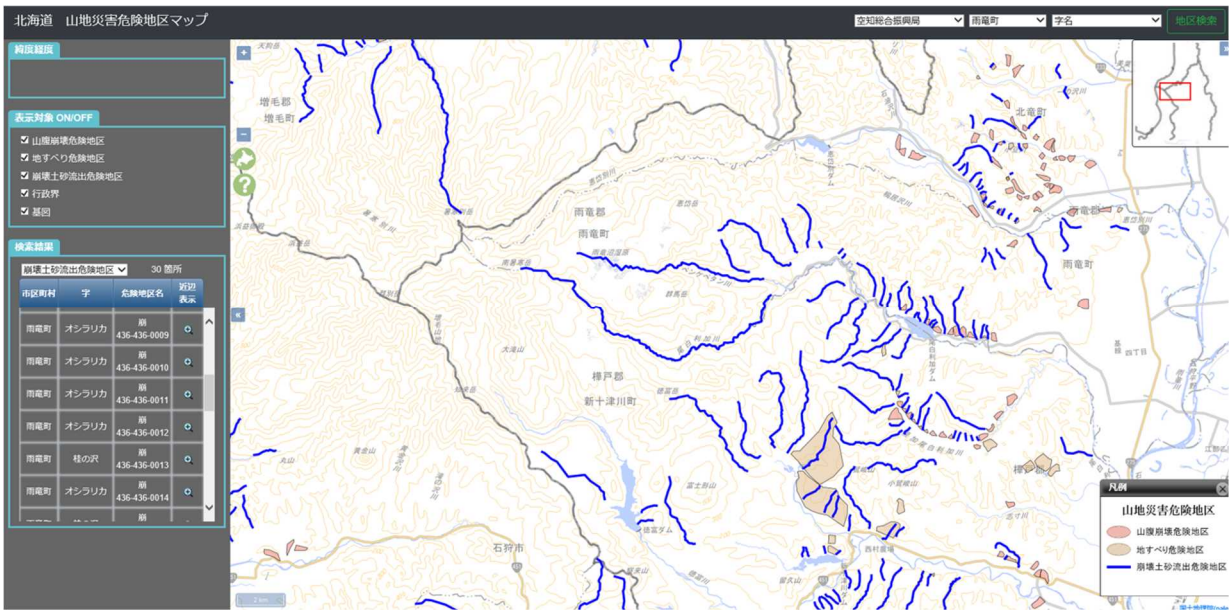

1　山腹崩壊危険地区（町内 15 箇所）

危険地区名		字
山	436-436-0001	オシラリカ原野
山	436-436-0002	川上
山	436-436-0003	オシラリカ
山	436-436-0004	オシラリカ
山	436-436-0005	オシラリカ
山	436-436-0006	オシラリカ
山	436-436-0007	オシラリカ
山	436-436-0008	オシラリカ
山	436-436-0009	オシラリカ
山	436-436-0010	オシラリカ
山	436-436-0011	オシラリカ
山	436-436-0012	桂の沢
山	436-436-0013	恵岱別
山	436-436-0014	恵岱別
山	437-437-0001	恵岱別

２　地すべり崩壊危険地区一覧（町内１箇所）

危険地区名		字
恵岱別	436-436-0001	地

３　崩壊土砂流出危険一覧（町内 30 箇所）

危険地区名		字	危険地区名		字
崩	436-436-0001	オシラリカ	崩	436-436-0015	桂の沢
崩	436-436-0002	オシラリカ	崩	436-436-0016	桂の沢
崩	436-436-0003	オシラリカ	崩	436-436-0017	恵岱別
崩	436-436-0004	オシラリカ	崩	436-436-0018	恵岱別
崩	436-436-0005	オシラリカ	崩	436-436-0019	恵岱別
崩	436-436-0006	オシラリカ	崩	436-436-0020	尾白利加
崩	436-436-0007	オシラリカ	崩	436-436-0021	尾白利加
崩	436-436-0008	オシラリカ	崩	436-436-5002	国領
崩	436-436-0009	オシラリカ	崩	436-436-5003	国領
崩	436-436-0010	オシラリカ	崩	436-436-5004	国領
崩	436-436-0011	オシラリカ	崩	436-436-5005	国領
崩	436-436-0012	オシラリカ	崩	436-436-5006	国領
崩	436-436-0013	桂の沢	崩	436-436-5007	国領
崩	436-436-0014	オシラリカ	崩	436-436-5008	国領

○資料 14　防災重点ため池

名称	所在地	管理者	ため池諸元								
			形式	天端幅(m)	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(千㎥)	流域面積(k㎡)	満水面積(k㎡)	受益面積(ha)	受益戸数(戸)
福井の池	字尾白利加 218-15	雨竜土地改良区	谷池	3.0	6.6	67	125	0.5	0.009	14.6	4
竜ヶの池	字尾白利加 203-87	雨竜土地改良区	谷池	3.0	9.7	56	59	0.4	0.006	7	4
伊藤の池	字尾白利加 186-17	雨竜土地改良区	谷池	2.5	5.0	63	81.5	0.6	0.008	11	4

【ため池ハザードマップ(平成 31 年 3 月 20 日作成)】

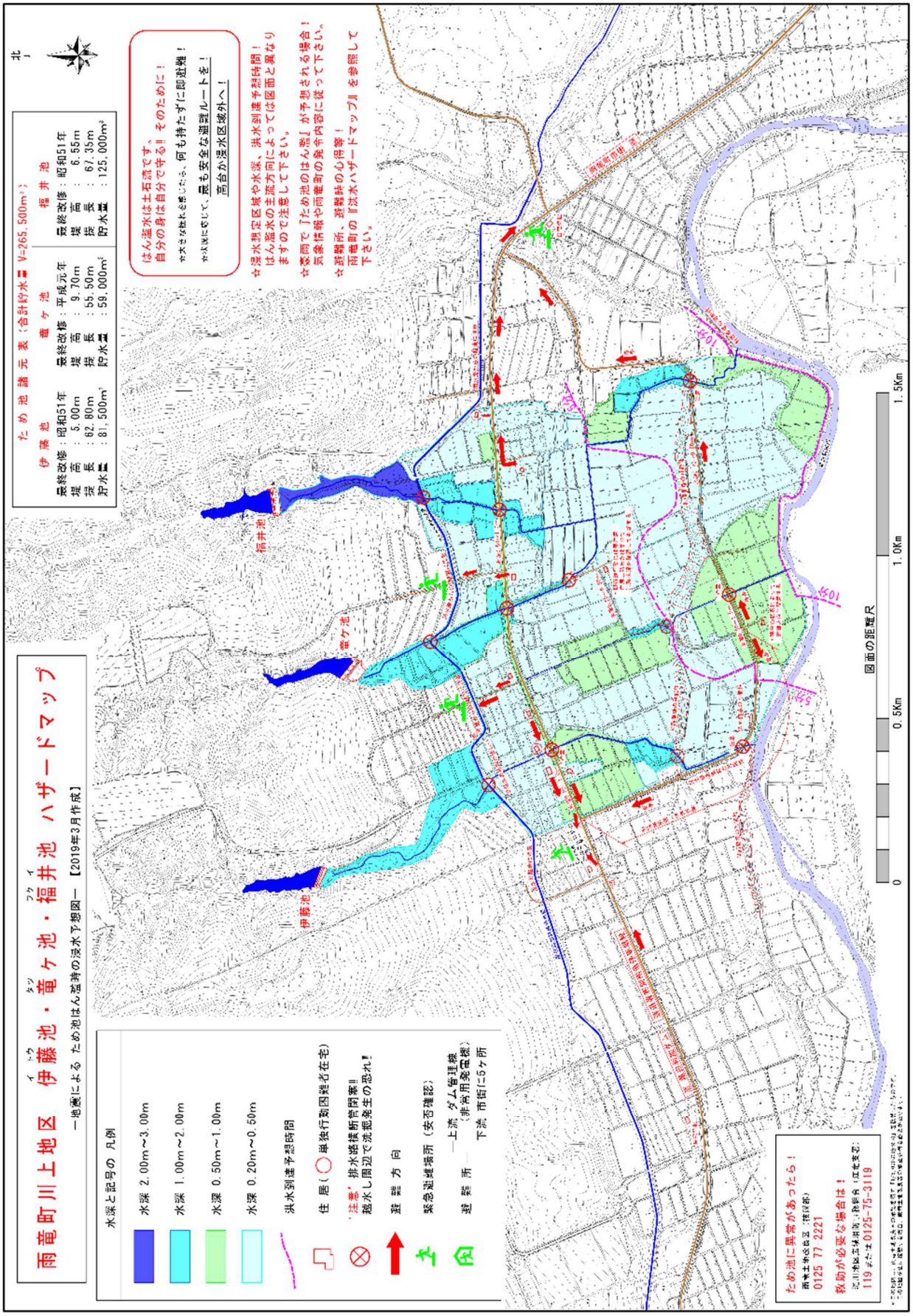

○資料 15　危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧

（令和元年 12 月 1 日現在）

危険物取扱者名 又は 危険物貯蔵施設名	取扱地 又は貯蔵地	貯蔵取扱危険物			指定 数量の 倍数	貯蔵所等の区分
		種別	品名	数量(ℓ)		
(有)石川自工商事	雨竜町 字満寿 33 番地 66	第４類	第１石油類	30,000	150	給油取扱所(埋設)
		第４類	第２石油類	24,000	24	
		第４類	第３石油類	6,000	6	
(有)竹ヶ原石油 【住民拠点ＳＳ】	雨竜町 字満寿 30 番地 169	第４類	第１石油類	20,000	100	給油取扱所(埋設)
		第４類	第２石油類	25,000	25	
		第４類	第２石油類	15,000	15	
(有)三輪燃料店 【住民拠点ＳＳ】	雨竜町 字満寿 30 番地 20	第４類	第１石油類	20,000	100	給油取扱所(埋設)
		第４類	第２石油類	10,000	10	
		第４類	第２石油類	10,000	10	
		第４類	第２石油類	97,000	97	地下タンク貯蔵所
		第４類	第２石油類	49,000	49	一般取扱所(埋設)
中江自動車整備工場 (株)	雨竜町字満寿 33 番地 68(工場前)	第４類	第２石油類	5,700	5.7	給油取扱所(埋設)
		第４類	第２石油類	3,800	3.8	
	(工場西)	第４類	第２石油類	19,200	19.2	給油取扱所(埋設)
社法)雨竜ことぶき会	雨竜町字満寿 37 番地	第４類	第２石油類	10,000	5	屋内タンク貯蔵所
北海道教育委員会 (雨竜高等養護学校)	雨竜町 字尾白利加 92 番地	第４類	第３石油類	20,000	10	地下タンク貯蔵所
医法)ｱﾝﾘｰ・ﾃﾞｭﾅﾝ会 (新雨竜第一病院)	雨竜町 字尾白利加 91 番地	第４類	第３石油類	6,000	3	地下タンク貯蔵所
空知興産(株)	雨竜町 字恵岱別 207 番地	第４類	第３石油類	10,000	5	屋外ダンク貯蔵所
		第４類	第３石油類	10,000	5	屋外タンク貯蔵所
きたそらち農業協同組合(ﾗｲｽｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ敷地内)	雨竜町 字満寿 28 番地 251-1	第４類	第１石油類	600	30	簡易タンク貯蔵所 (屋内)
雨竜町 面白内排水機場	雨竜町 字面白内 2032 番地	第４類	第３石油類	6,000	3	屋外タンク貯蔵所
雨竜町 渭の津排水機場	雨竜町 字渭の津 74 番地 60	第４類	第３石油類	8,000	4	屋外タンク貯蔵所
雨竜町 汚水処理場	雨竜町 字恵岱別 270 番地 12	第４類	第３石油類	2,000	1	地下タンク貯蔵所
雨竜町 雨竜町公民館	雨竜町 字満寿 33 番地 94	第４類	第３石油類	5,000	2.5	地下タンク貯蔵所
雨竜町 こども交流プラザ	雨竜町 字満寿 32 番地	第４類	第３石油類	10,000	5	地下タンク貯蔵所
雨竜町 高齢者福祉センター	雨竜町 字満寿 32 番地	第４類	第３石油類	12,000	6	地下タンク貯蔵所
雨竜町 雨竜町ﾗｲｽｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	雨竜町 字満寿 28 番地	第４類	第２石油類	10,000	10	地下タンク貯蔵所
		第４類	第２石油類	1,500	1.5	一般取扱所(埋設)
雨竜町 雨竜町立雨竜小中学校	雨竜町 字満寿 28 番地 26	第４類	第２石油類	5,000	5	一般取扱所(埋設)

危険物取扱者名 又は 危険物貯蔵施設名	取扱地 又は貯蔵地	貯蔵取扱危険物			指定 数量の 倍数	貯蔵所等の区分
		種別	品名	数量(ℓ)		
雨竜町 逆川排水機場	雨竜町 字伏古	第４類	第３石油類	6,000	3	屋外タンク貯蔵所
雨竜町 南伏古排水機場	雨竜町 字尾白利加 86 番地	第４類	第３石油類	10,000	5	屋外タンク貯蔵所

（備考）

１　第４類とは、引火性液体（液体であって、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すもの）をいう。

２　第１石油類とは、アセトン、ガソリンその他１気圧において引火点が 21 度未満のものをいう。

３　第２石油類とは、灯油、軽油その他１気圧において引火点が 21 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

４　第３石油類とは、重油、クレオソート油その他１気圧において引火点が 70 度以上 200 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して自治省令で定めるものを除く。

５　第４石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他１気圧において引火点が 200 度以上のものをいい塗料類その他の物品であって、組成を勘案して自治省令で定めるものを除く。

〔　物資・資機材　〕

〇資料 16　雨竜町災害時備蓄計画及び防災資機材保有状況

雨竜町災害時備蓄計画

令和２年３月

雨　竜　郡　雨　竜　町

１．本計画の位置づけ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震の規模がマグニチュード 9.0、最大震度７で、日本観測史上最大の地震が発生しました。さらに、地震に伴う福島第一原子力発電所の事故は、甚大な被害となりました。また、各種ライフラインの寸断や高速道路、鉄道、港湾などの都市基盤施設にも大きな被害をもたらしました。また、平成 30 年９月に発生した胆振東部地震は、地震への災害対応に加え、全域停電への対応する必要に迫られました。

この経験から、国や道、市町村だけでなく、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関に大きな脅威を与え、住宅や施設の耐震化整備、避難所等の整備、食糧・資機材の備蓄などを含め、各種災害に備える教訓となり、さらなる対策と強化を進める必要性が高くなっています。

本町においても雨竜町地域防災計画（第４章第４節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画）に基づき本計画を策定する。

２．基本的な考え方

防災の基本的な考え方としては、自らの身は自ら守る「自助」を基本に、事業者等による助け合いの「共助」、公的機関が支援する「公助」により実施することとなり、平常時から災害に備え、各家庭において３日分以上の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を基本とするが、震災時には、家屋の倒壊や焼失等により多数の避難者や負傷者の発生、流通機能等の混乱による物資不足に対応するためにも、すでに整備されている備蓄品に、必要とされる備品等を順次計画的に整備する。

（１）公的備蓄物資交付対象者

震災の発生により家屋の全壊、焼失などにより、避難所での生活を余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方、200 人を避難者として対象とするとともに、危機対策時に本部従事する行政職員についても交付対象者とする。

また、一時的な避難者について水害を想定し一時避難者数 1,000 人【第 1･2･6 町内住民及び 75 歳以上住民】を想定し対象とする。

対象者算出根拠【ａ×ｂ×ｃ＝２１８人】
ａ～耐震性が不十分と予想される住宅　３８９戸
（平成 22 年４月策定、雨竜町耐震改修促進計画より）
ｂ～倒壊率　２５％
（阪神・淡路大震災　倒壊家屋統計　昭和 60 年以前に建設された民間住宅の滅失率を参考）
ｃ～雨竜町平均世帯人口　２．２５人

（２）公的備蓄品目

緊急性があり、家屋が全壊、焼失により避難した住民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間に必要不可欠な、生活必需品、避難所資機材などを備蓄する。また、危機対策時に本部活動に従事する行政職員等の最低限の生命・身体の安全を確保しなければならない緊急対応期の間の食料・飲料水を備蓄する。

（３）公的備蓄の計画数量目標

食料・飲料水については、備蓄物資交付対象者 200 人の２日分を基準とし、生活必需品・乳幼児に関するものについては、３日分を基準とする。また、危機対策時に本部活動に従事する行政職員等については、雨竜町地域防災計画に定める第３章第２節町職員の配備体制を基本とし 70 人の２日分の合計 270 名分を食料・飲料の計画数量とする。また、一次避難者については、1,000 人とする。

３．備蓄品目整備計画

避難生活における必要と思われる次の品目を計画的に整備します。

（詳細は、別紙「防災資機材備蓄整備台帳（計画）」に掲載）

（１）食料・飲料

日常生活の主食に近い米飯を中心に、栄養バランス・食物アレルギー特定原材料の使用の有無を考慮し、次の物資を備蓄する。

○粉ミルク　※保存期間１年６ヶ月

乳幼児用として、アレルギー対応型の粉ミルクを備蓄する。

＜０～９ヶ月児：10 人×３日分＞　１日の必要量 200 ㎖×5 回＝1,000 ㎖

【1,000 ㎖×10 人分×３日分】

＜10 ヶ月～１歳６ヶ月児：10 人分×３日分＞　１日の必要量 200 ㎖×5 回＝1,000 ㎖

【1,000 ㎖×10 人分×３日分】

○パン　※保存期間５年

幼児・成人・高齢者用別に栄養バランス、アレルギー対策等を考慮し備蓄します。

【270 人×１食（朝食）×２日＝540 食】

○アルファ米（白飯、白かゆ、五目ご飯、ピラフ等）　※保存期間５年

幼児・成人・高齢者用別に栄養バランス、アレルギー対策等を考慮し備蓄しする。

【270 人×２食（昼食・夕食）×２日＝1,080 食】

○クッキー・羊羹・野菜ジュース　※保存期間３～５年

携帯が可能で手軽に口にすることができる栄養源として、クッキー・羊羹・野菜ジュース等の備蓄をする。

【クッキー　　270 人×２日＝540 袋】　※保存期間５年

【羊　　羹　　270 人×２日＝540 本】　※保存期間５年

【野菜ジュース　270 人×２日＝540 本】　※保存期間３年

○飲料水　※保存期間５年

飲料用（アルファ米用も兼ねる）として、ペットボトル型の飲料水を備蓄する。

【（避難者）270 人×３ℓ/日×２日＝1,620ℓ】

【（一時避難者）　1,000 人×0.5ℓ/日＝500ℓ】　　合計　2,120ℓ

○その他副食

副食のとして、レトルトカレーやレトルトみそ汁等の主食以外の副食についても備蓄する。

（２）生活必需品

避難生活を行う際に必要と思われる次の物資を備蓄します。

○ほ乳瓶、紙おむつ（乳幼児用・子供用）、介護おむつ（高齢者用）、生理用品、災害用食器、調理器具等

（３）避難所資機材

避難所開設による避難所生活や災害時の応急対策活動等、運営に必要な防災資機材及び生活資機材として、次の物資を備蓄します。

○作業道具、ブルーシート、ロープ、ハンドメガホン、簡易無線機、懐中電灯、発電機、ガソリン缶、ポータブルストーブ、ジェットヒーター、灯油ポリタンク、防災用投光器、コードリール、防災用ヘルメット、リヤカー、救急箱セット、毛布、アルミマット、簡易ベッド、段ボールベット、給水タンク、給水袋、仮設トイレ、排泄物収納袋、プライバシー保護用テント、パーテーション、衛生防疫用品等

（４）水防に関する防災資機材

風水害や集中豪雨発生時に必要と思われる次の品目を計画的に整備します。

○救助救命ボート、救命胴衣、排水ポンプ、土のう袋等

（５）危険物等災害に関する防災資機材

石油類等の危険物の漏洩・流出災害発生時に必要と思われる次の品目を計画的に整備します。

○油吸着マット、油中和剤等

４．防災資機材・備蓄品の保管

（１）防災資機材備蓄整備台帳

上記３．備蓄品目整備計画に基づく、備蓄品の保管場所及び保有数については、別紙「防災資機材備蓄整備台帳（計画）」に整理し、管理することとします。

（２）備蓄・保管先の考え方

災害対策本部設置が役場内であることから、備蓄資機材については庁舎敷地内の防災倉庫及び雪寒車庫に、食料・衛生品・寝具等については平時からの衛生面も含む管理のため公民館の防災備蓄倉庫を中心とした集中備蓄による対応としますが、避難所として指定した施設のうち、防災倉庫を備えている施設については、あらかじめ備蓄資機材の一部を保管します。

別紙　防災資機材備蓄整備台帳（令和元年８月現在）

１　役場　大型車庫内防災倉庫【防災資材】

分類	物品名	規格	数量	備考
作業道具	スコップ	剣先	33 丁	
	スコップ	角	11 丁	
	かけや		11 丁	
	くわ		18 丁	
	つるはし		11 丁	
	おの	木割マサカリ 1.7 kg	11 丁	
	なた	片刃 210mm	11 丁	
	ハンマー	3.6 kg	11 丁	
	のこ	ゴムボーイ 240　折りたたみ	11 丁	
	金づち	230g	11 丁	
	ペンチ	ミトロイ 175	11 丁	
	しの	132#	11 丁	
	ボトルクリッパー	MCC	11 丁	
	テコバール	25mm×1500mm	11 丁	
	リヤカー		２台	
動力機械	発電機	ヤマハ　2.5kVA	５台	
	発電機	ヤマハ　2.8kVA	２台	
	排水水中ポンプ	ホース付属	５台	
	排水水中ポンプ　底水用		１台	
	２灯式投光器	三脚付	４基	
	１灯式投光器	三脚付	７基	
燃料・容器	ガソリン携行缶	５ℓ	５缶	
	ガソリン携行缶	10ℓ	10 缶	
	灯油ポリタンク	18ℓ	17 本	
	水用タンク	10ℓ	40 個	
暖房機器	ポータブル石油ストーブ		10 台	
油処理用具	油吸着マット　マット状	BL50　50cm×50 cm　100 枚入/箱	500 枚	
	油吸着マット　マット状	Bf-0101　50 cm×50 cm　100 枚入/箱	100 枚	
	油吸着マット　万国旗状	BL-F 6.5m×4 本　13m×2 本　総長 52m　80 枚入/箱	６本	
	油吸着マット　ロール	BL6500　65m	２本	
	油吸着マット　フェンス	TF-200 10m　２束入/箱	５束	
	油中和剤	18ℓ	10 本	
その他	ゴムボート	５人乗り	２台	
	救命胴衣		10 着	
	PP 土のう		3,500 袋	
	ブルーシート	#3000　3.6m×5.4m	20 枚	
	ロープ	9mm×100m	20 巻	

２　役場庁舎内（令和元年８月現在）

分類	物品名	規格	数量	備考
動力機械	コードドラム	30m	２台	
衣類等	ヘルメット	角形Ｂタイプ	20 個	
	防災用ベスト	赤	55 着	
通信	携帯型 GPS	エンペックスポケナビ	１台	
	衛星携帯電話	KDDI	１台	

３　公民館　備蓄倉庫【救助物資】

分類	物品名	規格	数量	備考
燃料・容器	給水袋	６ℓ	310 枚	
衣類等	ヘルメット	角形Ｂタイプ	95 個	
寝具等	毛布		400 枚	
	アルミマット	W1200mm×D1800mm×H8mm　16 枚/箱	208 枚	
	簡易ベッド		10 台	
	パーテーション	2～3 人用　W2100mm×D2100×H1200 mm	20 組	
	避難ルーム	2～3 人用　W2050mm×D2050×H1700 mm	45 組	
通信	災害時非常回線用電話機	パナソニック	12 台	
食料・飲料	粉ミルク　新生児用	スティック 13g　10 袋入/箱	200 袋	
	粉ミルク　9 か月～3 歳児用	スティック 14g　10 袋入/箱	400 袋	
	パン	2 個入/缶(100g)	418 缶	
	アルファ化米	100g/袋(加水時 260g)	568 食	
	ビスコ	30 枚入/缶(5 枚入 6 袋在中)	150 袋	
	ハーベスト	32 枚入/缶(4 枚入 8 袋在中)	392 袋	
	栄ようかん	5 本入/箱	380 本	
	野菜ジュース	190g/本	419 本	
	飲料水	500ml	834 本	
	飲料水	2000ml	420 本	
調理器具・食器	炊出し釜一式	すくい網・木蓋・揚ザル・平釜・かまど・バーナー・ロストル・収納袋	１セット	
	カセットコンロ		12 台	
	発砲スチロール食器セット	丼容器・先割スプーン・ポリエチレン手袋・ウェットテッシュ	200 セット	
衛生用品	紙おむつ　新生児用	90 枚入/袋	450 枚	
	紙おむつ　乳幼児用	Ｓサイズ　84 枚入/袋　テープタイプ	84 枚	
	紙おむつ　乳幼児用	Ｍサイズ　66 枚入/袋　テープタイプ	66 枚	
	紙おむつ　乳幼児用	Ｌサイズ　54 枚入/袋　テープタイプ	54 枚	
	紙おむつ　乳幼児用	Ｓサイズ　62 枚入/袋　パンツタイプ	62 枚	
	紙おむつ　乳幼児用	Ｍサイズ　60 枚入/袋　パンツタイプ	60 枚	
	紙おむつ　乳幼児用	Ｌサイズ　46 枚入/袋　パンツタイプ	46 枚	
	紙おむつ　小児用	Ｍサイズ　58 枚入/袋　男女兼用	522 枚	
	紙おむつ　小児用	Ｌサイズ　44 枚入/袋　各男女	264 枚	
	紙おむつ　小児用	Big サイズ　38 枚入/袋　各男女	228 枚	

分類	物品名	規格	数量	備考
衛生用品	紙おむつ　大人用	M～L ｻｲｽﾞ　18 枚入/袋	600 枚	
	紙おむつ　大人用	L～LL ｻｲｽﾞ　16 枚入/袋	540 枚	
	生理用品	30 枚入/パック	7,200 枚	
	排便収納袋	100 袋　ｽｹｯﾄｲﾚ	400 枚	
	防災用トイレ	洋式ﾀｲﾌﾟ(ﾊﾞｹﾂ・ﾊﾟｯｸ 5 枚付)	5 台	
	救急セット	20 人用	2 箱	
	哺乳瓶	150ml 用	10 本	
	哺乳瓶	240ml 用	10 本	
	ｱﾙｳﾝｳｪｯﾄﾜｲﾊﾟｰ	110 枚入	50 個	
	紙コップ		2,000 個	
	歯磨きセット		250 個	
	オーラルプラス	口腔ｹｱｳｪｯﾃｨ	50 個	
防疫用品	サージカルマスク	M ｻｲｽﾞ　30 枚入/箱	1,320 枚	
	マスクレギュラーサイズ	50 枚入/箱	2,400 枚	
	マスクジュニアサイズ	50 枚入/箱	200 枚	
	消毒液	500ml　ｱﾙｺｸﾘｰﾝ B75	11 本	
	ハンドソープ	500ml　シャボネット	11 本	
	ゴム手袋(使い捨て)	M ｻｲｽﾞ　ﾊﾟｳﾀﾞｰ無　100 枚入/箱	2,600 枚	
	カット綿	4 号　500g 入	11 箱	
	感染症防護服ｾｯﾄ　M ｻｲｽﾞ	ICK-5Ⅲ　防護副・ｺﾞｰｸﾞﾙ・手袋	11 ｾｯﾄ	
	感染症防護服ｾｯﾄ　L ｻｲｽﾞ	ICK-5Ⅲ　防護副・ｺﾞｰｸﾞﾙ・手袋	11 ｾｯﾄ	
その他	ﾄﾗﾝｼﾞｽﾀﾒｶﾞﾎﾝ	UNI-PEX　(単 2 電池 8 本)	2 個	
	ハンドメガホン	TOA ER-1106S(単 3 電池 6 本)	2 個	
	ハンドメガホン	旭電機化成 AHM-107(単 2 電池 4 本)	2 個	
	ラジオ付 LED ライト	ｺｽﾐｯｸﾆﾁﾌﾟﾁ　手回し充電　携帯電話充電可	11 個	
	グローリーラジオライト	ｱｵﾔｷﾞ　手回し充電ｿｰﾗｰ付　携帯ｽﾏﾎ純電可	11 個	
	懐中電灯		10 個	
	LED ヘッドライト	SHL-12P　単 4 電池 3 本	35 個	
	ラジオ付 LED ランタン	手回充電・単 4 電池 3 本　携帯ｽﾏﾎ充電可	35 個	
	アルカリ乾電池	単１	100 本	
	アルカリ乾電池	単２	100 本	
	アルカリ乾電池	単３	200 本	
	テント	屋外(W2.2m×D2.2m×H2.0m)	10 張	

別紙　防災資機材備蓄整備計画（令和２年３月現在）

分類	物品名	令和元年度	令和２年度	令和３年度	備　　考
食料・飲料	アルファ化米	200 食	200 食	200 食	
	パン		100 食	100 食	
	粉ミルク（新生児）	2 箱		2 箱	1 箱(16 袋×12)
	粉ミルク	2 箱		2 箱	1 箱(16 袋×12)
	飲料水（2ℓ）	120 本	120 本	120 本	
	飲料水（500ml）	240 本	240 本	240 本	
	その他副食等	100 食	100 食	100 食	
寝具等	段ボールベット		5 台	5 台	
暖房機器	ストーブ		3 台	3 台	
通　信	避難所用簡易無線機		6 台		本部・避難所通信用
その他	ランタン	10 個			
	LED ヘッドライト	10 個			
	懐中電灯	10 個			

※防災資機材備蓄計画については、直近の全国災害状況を踏まえ臨機応変に変更できるものとする。

〔　避難場所・要配慮者施設・医療機関等　〕

○資料 17　避難場所

1　指定緊急避難場所

地区名	名　　称	施　　設				構　　造			
		住所	電話	管理者名	所有者	構造	階数	面積	建築年
第8町内	雨竜町立ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	字満寿33番地3	－	教育課長	町	－	－	27,000㎡	S54
第8町内	メモリアルパーク	字満寿33番地11	－	教育課長	町	－	－	13,000㎡	S63
第10町内	雨竜小中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	字満寿28番地26	－	教育課長	町	－	－	17,000㎡	
第3町内	雨竜町史跡公園	字満寿2番地11	－	教育課長	町	－	－	29,000㎡	S54
第11町内	雨竜町立ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ追分ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	字洲本127番地2	－	教育課長	町	－	－	12,000㎡	
第11町内	追分農村公園	字満寿37番地16	－	第11町内会長	町	－	－	2,500㎡	H元
第3町内	川上農村公園	字ｵﾝﾗﾘｶ151番地	－	第3町内会長	町	－	－	6,000㎡	S63
第6町内	渭の津地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ駐車場	字渭の津131番地519	－	第6町内会長	町	－	－	㎡	
第5町内	牧岡農村公園	字恵岱別1709番地	－	第5町内会長	町	－	－	3,000㎡	S62

耐震		洪水	収容人数						保有施設											備考	名称
			全体		地震時		洪水時														
耐震性有	補強年度	浸水想定区域外施設※1	一時的な避難（1㎡）	長期的な避難（2㎡）	一時的な避難（1㎡）	長期的な避難（2㎡）	一時的な避難（1㎡）	長期的な避難（2㎡）	給水	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	暖房設備	熱源	障がい者用トイレ	エレベーター	スロープ	非常用電源の有無	避難所標識		
		○							○	○											雨竜町立ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ
		○							○	○											メモリアルパーク
		○							○	○											雨竜小中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ
		○							○	○											雨竜町史跡公園
		○																			雨竜町立ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ追分ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ
		○							○	○											追分農村公園
		○							○	○											川上農村公園
		○																			渭の津地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ駐車場
		○																			牧岡農村公園

２　指定避難所

地区名	名　　称	施　　設				構造			
		住所	電話	管理者名	所有者	構造	階数	面積	建築年
第８町内	公民館	字満寿 33 番地 94		教育委員会 教育課長	町	RC	F2		S40
第８町内	農村環境改善ｾﾝﾀｰ	字満寿 33 番地 3		教育委員会 教育課長	町	RC	F2		S56
第８町内	ふれあいセンター	字尾白利加 88 番地 33		総務課長 (指定管理)	町	RC	F2		H4
第 10 町内	高齢者健康福祉ｾﾝﾀｰ(いきいき館)	字満寿 32 番地 185		住民課長 (指定管理)	町	RC	F1		
第１町内	ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ	7 番地 34		第１町内 会長	町	S	F2		S56
第３町内	川上地区 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	字ｵﾝﾗﾘｶ 151 番地 3		第３町内 会長	町	木造	F1		H2
第 10 町内	雨竜小中学校	字満寿 28 番地 26		教育委員会 教育課長	町	RC	F2		S47
第 11 町内	追分地域 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	字尾白利加 96 番地 178		総務課長	町	木造	F1		S60
第６町内	渭の津地区 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	字渭の津 131 番地 517		第６町内 会長	町	木造	F1		H27
第５町内	牧岡地区 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	字恵岱別 1709 番地		第５町内 会長	町	木造	F1		S60

耐震		洪水	保有施設													備考	名称
			収容人員														
耐震性有	補強年度	浸水想定区域外施設※1	一時的な避難（1㎡）※2	長期的な避難（3.5㎡）※3	給水	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	暖房設備	熱源	障がい者用トイレ	エレベーター	スロープ	非常用電源の有無	難避所標識		
○	H25	○	440 (1,045)	125 (295)	○	○		○	○	重油	○	○	○	○	自立		公民館
○	H25	○	952 (1,263)	272 (360)	○	○		○	○	灯油	○		○		自立		農村環境改善ｾﾝﾀｰ
○		○	243 (430)	69 (120)	○	○	○	○	○	灯油	○		○				ふれあいセンター
○		○	360	102	○	○	○	○	○	重油	○		○		自立		高齢者健康福祉ｾﾝﾀｰ(いきいき館)
○		○	54 (54)	15 (15)	○	○		○	○	灯油							防災ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
○		○	62 (62)	17 (17)	○	○		○	○	灯油							川上地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
○	H24	○	500	142	○	○		○	○	灯油	○		○		自立		雨竜小中学校
○		○	200 (200)	56 (56)	○	○		○	○	灯油			○				追分地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
○		○	61 (61)	17 (17)	○	○		○	○	灯油	○		○				渭の津地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
○		○	84 (84)	23 (23)	○	○		○	○	灯油			○				牧岡地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ

※１　洪水想定区域は、平成 28 年に公表された想定最大規模（千年に一度の確率）の浸水想定区域を示す。また、○は、浸水想定区域外に位置することを示す。

※２　カッコ書きについては、施設全体を避難所として利用した場合の最大収容人数。

※３　スフィア基準（１人あたり 3.5 ㎡）により

３　要配慮者施設

施設名	住所	管理者	電話	浸水想定 ※
特別養護老人ホーム 雨竜寿園	雨竜町 字満寿 37 番地	社会福祉法人 雨竜ことぶき会	78-3560	○
しょうがい者支援施設 雨竜町暑寒の里	雨竜町 字尾白利加 94 番地 193	社会福祉法人 雨竜園	77-2231	○
グループホーム ジョイン	雨竜町 字満寿 30 番地 79	社会福祉法人 雨竜園		○
グループホーム こすもす	雨竜町 字満寿 30 番地 9	社会福祉法人 雨竜園		○
新雨竜第一病院	雨竜町 字尾白利加 91 番地	医療法人 アンリー・デュナン会	77-2121	○
シルバーハウスうりゅう	雨竜町 字尾白利加 91 番地 102	株式会社 エス・エー・シー	79-2008	○

※１　洪水想定区域は、平成 28 年に公表された想定最大規模（千年に一度の確率）の浸水想定区域を示す。また、○は、浸水想定区域外に位置することを示す。

○資料 18　医療機関等

１　医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	病棟数	診療科目
新雨竜第一病院	雨竜町 字尾白利加 91 番地	77-2121	108 床	内科
さいとう歯科	雨竜町 字満寿 33 番地 24	77-2088	－	歯科

〇資料 19　避難所マニュアル

雨竜町避難所マニュアル

平成３１年３月

雨　竜　町

［　目　　次　］

１　避難所とは　・・・・・　42

２　避難所運営に係る役割　・・・・・　43

３　災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ　・・・・・　44

４　初動期（災害発生直後～２４時間程度）　・・・・・　44

５　展開期以降　・・・・・　45

（１）展開期（２４時間～３週間程度）　・・・・・　45

（２）再構成期（３週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）　・・・・・　51

６　福祉避難所の開設　・・・・・　52

７　避難所の運営体制　・・・・・　53

1　避難所とは

○避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。

・避難所は、「災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は、災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するための施設」です。

・次のような、「避難を必要とする方」を受入れの対象としています。

⇒住居が被害を受け、居住の場を失った方

⇒ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方

⇒避難勧告等が発令されるなど、緊急避難の必要がある方 など

○避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設です。

・避難所となる施設は、本来別の用途があります。避難者の受入れは一時的なものであり、自宅に戻ることのできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

○避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

・災害時に避難所で支援できることには限界があるため、避難者の要望すべてに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。

・ただし、できる限り普段の生活との落差を少なくする「配慮」（特に高齢の方や障がいのある方などへの配慮やプライバシーの配慮）を適切に行うことが必要です。

○自助・共助・公助の取り組みにより、円滑な避難所運営を目指します。

・自助・共助・公助それぞれの活動が活発に行われ、それぞれの取り組みと相互の協力により、円滑な避難所運営を目指します。

○避難所は、原則、被災者自らが行動し、運営します。

・避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

・避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、避難所では、町内会及び避難者、町の避難所担当職員、施設の管理者や職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。

・避難所では、そこにいる方全員が世代や性別に関係なく、それぞれの役割を果たすとともに情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。

２　避難所運営に係る役割

〇町内会の役割

・避難所運営の中心となって各種活動を行います。

・特に、避難所の組織である「避難所運営委員会」の立ち上げ当初については、委員会の中心メンバーとして活動します。

〇避難者の役割

・町内会と連携して、避難所運営の各種活動を積極的に行います。

・避難所が長期化する場合など、避難所運営の時間経過とともに、避難所運営の中心的役割を担い、最終的に避難者による自主運営を行います。

〇避難所担当職員の役割

・町内会、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営の全般に携わります。

・特に、災害対策本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。

〇施設管理者・職員の役割（施設管理者がいる場合：学校など）

・避難者の居住スペースや共有スペースの設置の調整など、避難所の施設利用に関することを中心に、避難所運営の各種活動に携わります。

〇災害対策本部の役割

・避難所からの報告により、町内の避難所の状況を把握し、避難所の連絡体制の確保、情報提供、必要物資の手配など、町内の避難所運営のバックアップを図ります。

３　災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ

区分	初動期	展開期	再構成期	撤収期
目安	災害発生直後 ～２４時間程度	２４時間 ～３週間程度	３週間以降～	ライフライン 回復頃
目的	避難所を開設し、個別事情に配慮しながら避難者の安全確保と生活環境の整備を両立させる。	多様化するニーズや個別事情に配慮し、個人の尊厳が保たれた避難所生活を確立する。	避難所運営を見直しながら、避難者の心身の健康を保ち、前向きに過ごせる環境を整える。	避難所を出た後の生活の見通しが立ち、避難者の自立が進むような支援を行う。
配慮を必要とする現象	人・物・情報不足 次々と起こる出来事への対応に追われる 個別事情への配慮不足	衛生状態の悪化 健康状態の悪化 感染症の発生 多様なニーズのくみ取りと対応	気力の低下 健康状態の悪化 避難所集約に伴うストレス	避難所集約に伴う移動に関わるストレス 避難所から次の住まいへの移動に時間を要する人々のストレス

図：　避難所生活の時間軸（定池祐季（東京大学大学院特任助教））

４　初動期（災害発生直後～２４時間程度）

初動期では、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行います。

本マニュアルでは、災害発生直後～発災後２４時間後までの時期としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

「避難所」開設の判断基準

避難所開設の要否は、原則として町長が判断し、避難所の開設は、町の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されますので、様々なケースを考えておくことが大切です。

（１）災害発生のおそれがあるとき（風水害等で避難勧告・指示があるとき）

・町は災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して、避難所を開設します。

（２）平日・日中（町職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき

・町は施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所担当職員を避難所に派遣します。

（３）早朝・夜間・休日（市町村職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき

・町は避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議して避難所を開設します。

・施設管理者又は自主防災組織代表者等が、応急的に避難所を開設することができます。

初動期での避難所業務の流れ

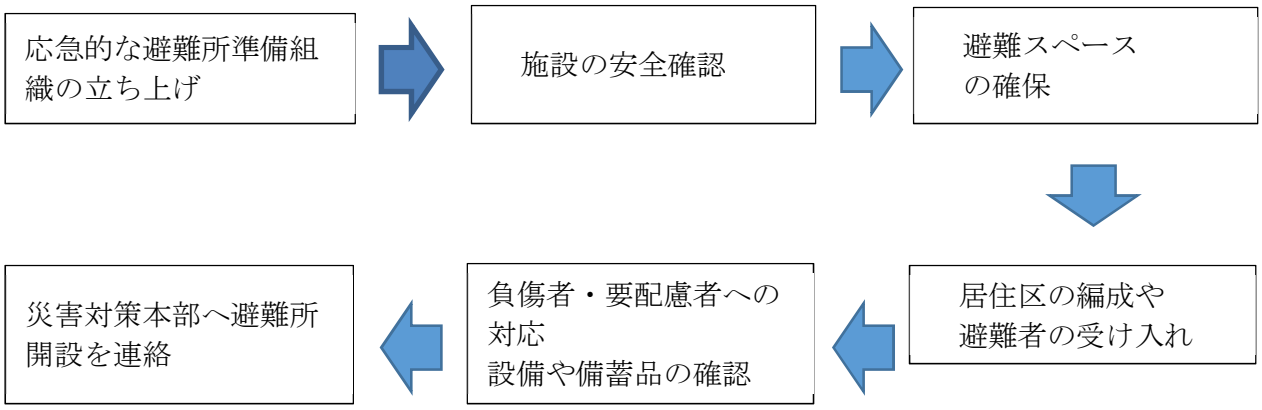

施設の解錠・開門

＜通常時＞

避難所施設の解錠・開門は町の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行うこととします。

＜緊急時＞

避難所担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織等が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった方々を中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

応急的な避難所準備組織の立ち上げ・避難所開設の準備

避難所（施設）の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。

（１）避難所開設の準備として、応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保（避難所内の区域設定）を行います。

※　リーダーには、町内会の役員や避難住民の意見により推薦された人などが考えられますが、すぐに決まらないときは、町職員が一時的にその任にあたり、対応します。

（２）本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、上記のリーダーが陣頭指揮をとり、避難所運営にあたります。災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。

施設の安全確認

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設される必要があります。このため、避難所の開設前に以下の事項を確認します。

（１）避難所への立ち入りは、建物の安全性を十分確認し、危険がある場合は、必要な安全措置が取られるまで待ちます。

（２）目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。

（３）周辺の二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認します。

避難スペースの確保（避難所内の部屋割り）

安全確認が済んだ施設（部屋）から、避難スペースを決めていきます。

避難スペースは、利用目的やその範囲などが誰にでもわかるような言葉や表示方法を工夫して、明示します。

＜スペースの決め方の例＞

（１）居住スペース

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

（例）　学校の場合　体育館 → 講堂・ホール → 教室

（２）避難所運営に必要な場所

避難所運営に必要な場所（作業スペース）は居住空間と別に用意します。

（３）立ち入り禁止のスペース

学校の理科室など危険な薬品や設備等がある部屋や、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋などは、立入を禁止します。

（４）状況に応じて設ける必要のあるスペース

①採暖室

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

②授乳室や更衣室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張りなどにより安心して利用できるように配慮する必要があります。また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

③患者室（隔離室）

風邪やインフルエンザ等の感染症の蔓延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。また、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。

④相談所

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

⑤静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻したり、騒がしい場所が苦手な人が過ごしたりする場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

⑥育児室

周囲を気にせず、子供を遊ばせる場所であり、居住スペースから離れた場所に設置します。子どもの安全が守られるよう、保護者や担当者が見守るようにします。

また、冬期間はグランドなどに積雪があることを活用して子供たちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

⑦コミュニティールーム（サロン）

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。

⑧風呂やトイレなど

風呂やトイレなどの水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。

なお、冬期間は避難所周囲の雪を暖房器具で溶かして生活用水を利用する方法がありますが、飲用には使用しないようにします。

トイレは、男性用と女性用に分けるようにし、また、清潔な衛生環境を確保する必要があります。

⑨ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬期間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

⑩支援物資の受入スペース

トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。要冷蔵の食材の貯蔵などには、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。

⑪ペット滞在スペース

避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。またペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

居住区の編成

世帯を基本単位に居住区を編成します。世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。その他にも、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

なお、地域住民以外も避難所に避難してくる可能性がありますが、これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域住民の避難者とは分けて、居住区を編成します。

居住区は、間仕切りを施すなどプライバシーの確保を図ります。

避難者の受入

受付を設置し、世帯別の避難者名簿に記入してもらい、避難者台帳を作成します。避難所での各種サービスは、避難者数を基礎とするので、避難者に協力を求め、必ず名簿に記入してもらいます。

居住空間への避難者の誘導にあたっては、施設の広いスペースから避難者を収容し、支援を要する高齢者、障がい者、妊婦等は、家族単位で、優先して空調施設等のある部屋へ収容します。なお、冬期間は、避難所の滞在について寒さ対策を十分に講じる必要があります。

避難所の敷地における車内避難を許可するかどうかについては、エコノミークラス症候群や、季節によっては低体温症等の危険性があることを十分検討して判断することが必要です。

また、犬、猫などの動物類は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳」に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

負傷者・要配慮者への対応

避難者に負傷者がいる場合には、その負傷状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い負傷者については、町災害対策本部に連絡します。避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。

要配慮者について、福祉避難所で対応する必要がある場合は、町災害対策本部に連絡します。要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストーマ用装具等）のニーズを把握し、町災害対策本部に確保を要請します。

福祉避難所開設の検討

避難者に「食事、排泄、移動が一人でできない全介助を要する方」がいるなど、福祉避難所が必要と判断される場合には、速やかに福祉避難所を開設することを検討します。

設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備（水道・ガス・電気・電話等のライフライン、テレビ・ラジオ等の情報収集機能、施設内放送、トイレ・シャワー等）を確認し、さらに、備蓄品（食料・物資）を確認します。備蓄品の配付に備え、避難者名簿から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、町災害対策本部に要請を行う準備をします。

町災害対策本部への連絡

避難所の状況について、町災害対策本部に連絡します。町災害対策本部への連絡は、原則として避難所担当職員が行います。避難所担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー（避難者の代表者）が行います。

この連絡により、避難所が町災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに連絡します。

また、避難所からの連絡は、町災害対策本部の貴重な情報となるので、可能な限り周辺の状況も連絡します。

５　展開期以降

展開期から撤収期に至る避難所業務の流れ

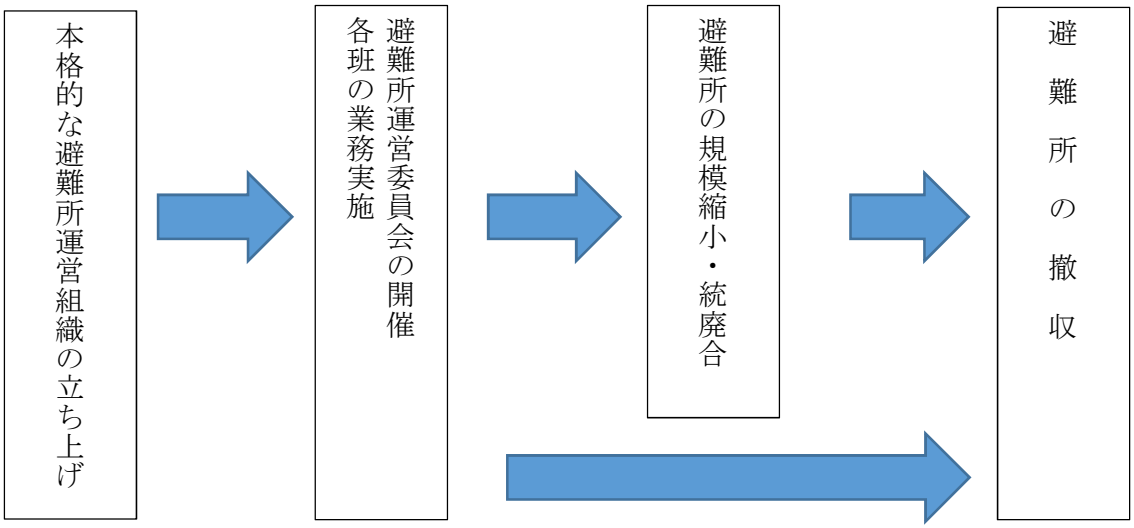

（１）展開期（２４時間～３週間程度）

展開期では、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行います。

期間は、災害発生から、概ね 24 時間～３週間程度と考えられますが、災害の規模などによって変わります。

本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。避難所運営委員会は、原則として避難者（住民）が主体となり、展開期の避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。各班は避難所の規模や地域の実情に応じて、統合や分割することが可能です。

避難所運営委員会における会議の開催

避難所運営を円滑に進めるために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。

特に議題等がない場合でも、1日1回は会議を開催し、避難所内の情報を共有して、各班が連携した対応を行うようにします。

避難所運営委員会の議題等の例

■避難所運営の方針決定
■避難者のニーズ把握
■必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請
■居住区への衝立の設置、スペース配分の見直し
※　避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。
■避難所の生活ルールの確立
※　避難者が勝手に自炊などをしないよう、必要に応じて炊事場の設置ルール等を設けます。
■避難者の健康管理
※　避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の様子の変化に注意が必要です。

円滑な受援の実施

避難所は被災者の生活の場であるとともに支援拠点でもあり、外部からの支援を円滑に受けられる体制を整える必要があります。

具体的には、救護等のための医師・看護師や多様なニーズに対応するためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品などの物的資源の受入を円滑に行います。

防犯対策の実施

避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保や自警団等の結成、避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

在宅避難者等への対策の実施

避難所に避難してくる被災者への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）や在宅避難者（避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者）等への情報発信や物資提供などの対応拠点としても、避難所は機能する必要があります。

（２）再構成期（３週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）

避難が長期化する場合、状況に応じて避難所の運営体制の見直しを行い、避難者の相談体制の確立、こころのケアなどを行うとともに、避難者の自立へ向けた取組に合わせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

再構成期の避難所運営

概ね災害発生から３週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減っていき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。

その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の健康状態の悪化が懸念されるため、個別の事情に配慮しながら、避難所生活が生活再建のひとつのステップとなるような支援を行っていくことが必要です。

避難所の統廃合

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となり、避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、避難所の解消につなげることが求められます。

避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合も視野に入れ、解消に努めます。

避難所の統廃合に伴う避難者の移動

避難所を出られない被災者には、様々な理由があり、避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。

避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。

避難所の撤収・閉鎖

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理が終わったり、仮設住宅などの仮住まいが確保されると、避難所の閉鎖に向けた取組を進めます。

避難所の閉鎖が決定した場合は、まず避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などとの調整の上、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

６　福祉避難所の開設

安全性と受入規模の確認

指定している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能な人数を把握します。

生活相談員の確保・配置

（１）確保

要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う専門知識をもつ生活相談員を確保します。

必要数は、国の基準では概ね要配慮者１０人に対し１人とされています。不足する場合は、道が他地域から派遣する制度があるため、道に連絡します。

＜連絡先：道保健福祉部総務課企画調整グループ＞

（２）配置

要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら必要な人員を配置します。

設備・備蓄品の確認

必要な設備・資機材等を確認し、不備や不足がある場合は、災害対策本部に要請します。

（１）設備

冷暖房設備、障がい者用トイレ、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ　など

（２）資機材

情報伝達機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン等)、パーテーション、ベッド、担架、車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、酸素ボンベ　など

（３）生活用品

飲料水、食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ　など

開設の周知

（１）周知先

福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等に速やかにその開設を周知します。

（２）留意事項

要配慮者を対象とした施設であるため、対象者を優先するが、仮に要配慮者以外を受け入れる場合には、趣旨を説明し、指定避難所に移ることもあり得ることを受入時に説明します。

避難者の受入

他の避難所から移動する場合は、要配慮者の状態に応じ、福祉車両、救急車両、一般車両などを手配し移送します。

受け入れた際には、避難者名簿を作成し、福祉サービスの利用意向・利用動向などについて把握しておきます。

福祉避難所担当職員の配置

（１）配置

町は福祉避難所を開設したときは、「福祉避難所担当職員」を派遣します。当面は２４時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず交代要員を確保しておきます。

（２）福祉避難所担当職員の役割

福祉避難所担当職員は、災害対策本部との連絡調整やボランティアの調整などを行います。

支援の提供

要配慮者の状況に応じて必要な支援を行います。人材が確保できない場合は道が広域的に確保し派遣します。＜連絡先：道保健福祉部総務課企画調整グループ＞

・聴覚障がい者　　手話通訳者、要約筆記者

・視覚障がい者　　点訳ボランティア、音訳ボランティア、ガイドヘルパー

・盲ろう者　　盲ろう者通訳・介助員

福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖が決定した場合は、避難者に説明を行います。

その際、受入時の身体や疾病状態等と変容している可能性もあるため、生活相談員・市町村福祉部門の職員・本人・家族などを交え、在宅での生活に必要なサービスや支援について話し合いを行った上で在宅生活等へ移行します。

7　避難所の運営体制

避難所の運営にあたっては、避難所運営委員会を設置した上で、運営責任者を配置し、また、担当業務ごとに班構成を行い、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えます。

＜班構成の参考例＞

班　名 （自主防災組織班）		役　　割
①	名簿班 （避難誘導班）	避難者の把握、避難者の入退所管理、避難者の配置、避難所のルールの周知、安否確認窓口、
②	総務班 （総務班）	町災害本部との連絡・調整窓口、情報収集と情報提供、マスコミ対応、ボランティアとの協力、その他全体調整
③	環境衛生班 （消火班）	防火・防犯、生活環境衛生の管理、避難所内の清掃、避難所トイレの確保、ペット連れ避難者への対応
④	保健・要配慮者支援班 （救出・救助班）	被災者の健康状態の確認、感染予防、要配慮者への対応
⑤	給食給水班 （給食・給水班）	食料配給、物資調達・管理、水の確保

※班編成については、自主防災組織における組織を活用することとする。

【各班の活動内容】

①名簿班（避難誘導班）

（１）避難者の把握
・食料等、必要物資の種類・量を適正に把握
・要支援者に支援が行き届いているかを把握　など
（２）避難者の入退所管理
・最終的には避難者台帳を作成し、避難者の入退所を管理
（３）避難者の配置
・避難者の居住・共有スペースを設置
・状況に応じ適宜レイアウト変更等についての検討
（４）避難所のルールの周知
・避難所運営委員会で決定されたルールを避難者に周知徹底する
（５）安否確認窓口
・外部からの安否確認窓口

（１）避難者の把握

【避難所開設〈初期〉段階】

チェック	確認内容
	人数を集計しやすいよう、避難所内では町内会単位にまとまってもらいます。
	避難者数を確認します。 ※概算を確認。確認方法は町内会の代表者に報告してもらうなどで良い。詳細な数は落ち着いてから実施
	人数確認と併せて、怪我人、病人の情報を確認します。 ※早急に対応が必要な場合があるため、呼びかけにより把握
	避難者数は「別記第15号様式 避難所運営日誌」にまとめ、災害対策本部に報告します。 ※初期は概算避難者数と記載可能な内容を報告する

【避難所開設〈中期〉以降】

チェック	確認内容
	避難者に「別記第12号様式 避難者名簿」を作成してもらいます。 ※１家族で1 枚作成
	避難者名簿の内容を「別記第16号様式 避難者台帳」に転記します。 避難者数は「別記第15号様式 避難所運営日誌」にまとめ、災害対策本部に報告します。 ※避難所運営日誌は定期的に災害対策本部に報告する。

（２）避難者の入退所管理

【入退所者の管理】

台帳作成後は、次に留意して避難者を把握してください。

チェック	確認内容
	外泊者には「別記第19号様式 外泊届」を提出してもらい、その内容を「別記第15号様式 避難者台帳」に反映させます。
	訪問者がいた場合には、「別記第21号様式 訪問者管理簿」に氏名等を記載してもらいます。
	退所者には「別記第12号様式 避難者名簿」の「退所時記入」欄を記載してもらい、その内容を「別記第16号様式 避難者台帳」に反映させます。 ※退所者の「別記第12号様式 避難者名簿」は破棄せず、別に整理すること
	避難者数は「別記第15号様式 避難所運営日誌」にまとめ、災害対策本部に報告します。 ※避難所運営日誌は定期的に災害対策本部に報告する。
	その他、避難者から要望があった場合は、「別記第27号様式 避難者要望シート」に内容をまとめ、避難所運営委員会に提出する。

（３）避難者の配置

【避難者の配置（避難直後）】

避難直後は混乱しておりますので、大まかに避難スペースを「居住スペース」と「共有スペース」に整理し、避難者に周知します。

チェック	確認内容
	《居住スペース》 避難者を収容後、居住スペースを割り振り、通路を確保します。 ※町内会単位など、わかりやすい単位でまとめる。 トイレに近いスペースは、支援を要する方などに優先的に割り当てます。
	《共有スペース》 トイレ、ペットスペース、調理設備などの使用可否を早急に確認し、対応します。

【避難者の配置（落ち着いたら）】

《居住スペース》

チェック	確認内容
	町内会などのまとまりごとに「居住組」を編成し、リーダーを決めます。
	要支援者への居住環境について配慮を検討します。 ※避難所生活が困難な方は福祉施設への移動等について検討。
	次の点に留意しながら、居住スペースを整理します。 ・世帯同士の区画を荷物や敷物等で境界を明確にする。ダンボール等の仕切りが使用できる場合は、可能な範囲でプライバシーを確保する。 ・通路は各世帯の区画が１カ所以上面するように設定する。 ・避難者が減少したら、規模に応じ居住組の再編や居室を移動する。 ・要支援者へより良い居住環境について配慮する。

《共有スペース》

チェック	確認内容
	次の点に留意しながら、共有スペースを整理します。 ・トイレ、更衣室、物干し場を男女別にするなど、プライバシーに配慮する。 ・トイレやゴミ集積所は悪臭が居住スペースに届かない場所に設置する。 ・ペットスペースはアレルギーがある方に配慮し、居住スペースとは離れた場所に設置する。

（４）避難所のルールの周知

チェック	確認内容
	避難所のルールを避難者に周知します。 ・共通ルール、共有スペースごとのルールなど、決定されたルールを避難者に周知する。 ・ルールは避難所の状況に合わせて、避難所運営委員会にて変更される。

（５）安否確認窓口

チェック	確認内容
	安否確認があった場合は、避難者台帳等を活用して対応します。プライバシーを守るためにも受付窓口を一本化します。

②総務班（総務班）

（１）町災害対策本部との連絡・調整窓口
・町災害対策本部への報告や要請など、情報の発信
・町災害対策本部から受信した災害や支援の情報を避難者へ伝達
（２）情報収集と情報提供
・各種情報収集及び避難者への情報提供
・避難者への郵便物の取り次ぎ
（３）マスコミ対応
・外部からの安否確認窓口、マスコミ対応
（４）ボランティアとの協力
・避難所運営に必要なボランティアの要請
・ボランティアの受入と活動の調整
（５）その他全体調整
・運営会議開催の調整や記録
・在宅避難者（避難所へ避難できない人）への支援対応　など

（１）町災害対策本部との連絡・調整窓口

【避難所の状況等の報告】

チェック	確認内容
	「別記第11号様式 避難所の被害等チェックシート」により被害状況を「別記第17号様式 近隣の避難所・官公署リスト」により周辺情報をまとめ、災害対策本部に報告します。

（２）情報収集と情報提供

【各種情報の受発信】

チェック	確認内容
	町災害対策本部との連絡（電話回線が使える場合） 町災害対策本部への報告や要請は、様式集の各様式を役場担当職員へ渡します。 ※報告済文書は、様式の種別ごとに整理する。
	簡易な報告や問い合わせは、電話を使って行います。

【避難所内での情報伝達】

チェック	確認内容
	避難所内の情報提供には、掲示板等を使用しましょう。掲示板は、入口付近で目に止まる場所に設置します。
	テレビやラジオが使用できる場合は、みんなが見聞きできる場所に設置し、避難者に情報を提供します。
	避難者あてに郵便物等があり、本人が不在の場合、「別記第23号様式 郵便物等受取簿」に記載の上、避難者に配布します。

（3）マスコミ対応

チェック	確認内容
	マスコミから取材等の申し出があった場合、「別記第22号様式 取材者受付用紙」を作成します。

（4）ボランティアとの協力

チェック	確認内容
	避難所運営員会にてボランティアが必要と決定された場合、町災対本部に派遣を依頼します。また、ボランティアの滞在スペースを確保します。
	ボランティアが派遣された際、「別記第25号様式 ボランティア受付簿」に必要事項を記載し、人数等について把握します。

（5）その他全体調整

チェック	確認内容
	その他、避難者から要望があった場合は、「別記第27号様式 避難者要望シート」に内容をまとめ、避難所運営委員会に提出します。

③環境衛生班（消火班）

（１）防火・防犯
・火気の取扱場所の設定、避難所内外の防犯対策
（２）生活環境衛生の管理
・ごみの集積や清掃の実施などを管理し、避難所の衛生を確保する
・衛生管理を徹底させ、感染症等を予防する
（３）避難所トイレの確保
・避難所のトイレの確認、確保
・使用ルールの徹底
（４）ペット連れ避難者への対応
・ペット連れの避難者へのルールの周知や飼育状況の確認

（１）防火・防犯

チェック	確認内容
	防火のため、火気の取扱場所を制限し、取扱いの注意事項を周知します。 ・避難場所は禁煙とし、決められた場所でのみ喫煙を許可する。 ・ストーブなど室内で使用する火気は、使用箇所・時間を決める。 ・個人所有のカセットコンロなども使用場所を定める。 ・定期的に避難所内を見回り、火気の取扱について確認する。
	防犯について次の事項を実施します。 ・夜間当直者（交代制）を決める。当直者は複数人とする。 ・夜間は建物の出入り口の施錠を徹底し、当直者のいる出入り口のみ開錠する。 ・当直者は出入り口付近で人の出入りを確認し、不審者の侵入を防ぐ。また、避難所内のパトロールを行い、防火防犯に努める。

（２）生活環境衛生の管理

感染症や疾病の発生を防ぐためには、環境衛生に留意する必要があります。特にライフライン停止状況下では十分な配慮が必要です。

チェック	確認内容
	避難所内外にゴミ集積所を設置し、清潔な使用を徹底します。 ※分別収集や生ゴミの密封等を徹底し、集積所は常に清潔に保つ。 ※避難所内の集積所に溜めず、こまめに屋外集積所に捨てるようにする。
	避難所内外にゴミ集積所を設置し、清潔な使用を徹底します。 ※分別収集や生ゴミの密封等を徹底し、集積所は常に清潔に保つ。 ※避難所内の集積所に溜めず、こまめに屋外集積所に捨てるようにする。
	居住組を単位として当番を設け、各共有スペースを交代で清掃します。 ※トイレなど衛生的な使用が必要な共有部分を中心に、各場所に清掃当番を設ける。 ※一部の人に負担が集中しないよう工夫し、避難者全員の協力で清掃する。 ※ペットスペースは、ペット連れ避難者が清掃を行う。
	居住スペースは、換気や清掃を徹底します。 ※１日に１回、各人や居住組ごとに換気や清掃を行うよう呼びかける。
	避難者の手洗いと消毒を励行し感染症を予防します。 ※水や消毒液が確保できるまでは、施設にある消毒液などを活用する。
	食品や食器の衛生管理を徹底します。 ※炊き出しなどの際は、手の消毒を徹底させる。 ※水が出ない間は使い捨ての食器を使用するなど、洗浄せずに衛生面を確保する工夫をする。
	風呂は、知人宅での奨励や入浴施設の情報提供により対応します。 ※入浴設備の確保は困難なため、避難者ごとに知人宅などでの利用を奨励する。 ※入浴施設が復旧した場合は、避難者に情報提供を行う。

（３）避難所トイレの確保

次の点について確認します。

チェック	確認内容
	トイレ内は安全か（落下物等の危険は無いか）
	便器は使用可能な状態か（大きな破損は無いか）
	水は流れるか（断水していないか） → 施設トイレが使用できない場合、災害対策本部に仮設トイレの申請を行います。
	トイレットペーパー、手洗い用の水を確保します。 ※トイレットペーパーは施設にある物を使用し、物資の支援が始まった後は災害対策本部に要請する。
	トイレ清掃は当番制にし、避難者が協力して衛生を保ちます。

（４）ペット連れ避難者への対応

ペット連れ避難者については、避難所入所にあたり理解を得る必要があります。

チェック	確認内容
	ペット連れ避難者の受付を行い「別記第16号様式　ペット登録台帳」に記載します。
	ペットスペースを決定します。 ※衛生面やアレルギー対策として居住スペースにペットは入れない。 ※原則屋外とするが、屋外で飼育困難なペットについては屋内スペース確保について検討する。
	ペットの飼育についてルールを決め、飼育者に徹底してもらいます。 ※飼育管理とペットスペースの清掃は、飼い主の責任において行わせる。

④保健・要配慮者支援班（救出・救助班）

（１）被災者の健康状態の確認
・怪我人への応急手当や緊急時の救急要請などを行う
（２）要配慮者への対応
・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など避難所で手助けが必要な方への支援

（１）被災者の健康状態の確認

＜怪我人等への対応＞

《早急に行うこと》

チェック	確認内容
	呼びかけで、怪我人、病人、妊婦など早急に対応が必要な方を把握します。 ※避難者数の確認をする際などに、呼びかけて早期に把握する。
	避難所にあるものや、近隣から「救急セット」を調達し、怪我人などへ応急的な手当てを行います。 ※避難者の中に医療従事者がいないか確認し、いる場合は協力を要請。
	対応が困難な怪我や病気は、救急車の手配を行います。 ※119番通報を行い、施設名・住所・怪我人や病人の様態を伝える。

《応急対応が落ち着いたら》

チェック	確認内容
	避難所の疾病者（対応困難な持病のある避難者）や妊婦を把握します。 ※持病や薬の持参の有無などは「別記第22号様式 避難者名簿」に記入してもらう。
	怪我人や病人の情報は、「別記第24号様式 健康管理シート」により随時、災害対策本部へ報告します。 ※必要に応じ医療機関への移動や医師の派遣、物資の支援などの対応を決定するので、把握している状況を随時報告。
	緊急時には119番通報により救急車を手配します。 ※事前に把握している持病や常用薬の情報は、通報時や救急隊に提供する。

（２）要配慮者への対応

《要配慮者への対応》

チェック	確認内容
	高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人など災害時に支援が必要となる可能性の高い方は、特に留意した対応が必要となりますので、「別記第28号様式 避難行動要支援者名簿」を作成し把握します。

《高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児への対応》

チェック	確認内容
	避難者の障がい・体力などを考慮し、環境の良い居住スペースを配置します。 ※トイレに行きやすい場所や広いスペースを配慮
	避難所での生活が困難な場合は、より良い環境への移動について調整します。 ※福祉施設などへの移動を災害対策本部と調整。
	食料などが全員に配付できない場合は、体力的な面を考慮して要配慮者に優先的に配付します。
	介護については、原則、家族が行うものとしますが、家族がいない人は、避難者に協力者（介護経験者・看護師等）がいれば、交代で看護します。
	要支援者数が多い場合、ボランティアの依頼を検討します。

《外国人への対応》

チェック	確認内容
	通訳が必要な場合、災害対策本部へ要請します。 ※災害対策本部で通訳の派遣や外国人を集約するなど検討し対応。

《在宅被災者への対応》

チェック	確認内容
	避難所に避難できず自宅で生活する要配慮者については、町内会などで把握している情報をまとめ、災害対策本部へ報告します。 ※災害対策本部で福祉施設への移動など検討し対応。

⑤食料･物資班

（１）食料配給
　・避難者への食料の配給
（２）物資調達・管理
　・各種物資の受入と受入物資の管理
（３）水の確保
　・飲料水及び生活水の確保

（１）食料配給

《備蓄物資の活用》

チェック	確認内容
	備蓄物資について確認し、「別記第24号様式 備蓄物資一覧表」に記入します。
	配布する数を確認します。併せて、必要な物(粉ミルクなど)の数量も確認します。 ※正確な避難者数がわかるまでは「数が足りるか否か」がわかる程度まで把握します。
	避難所の備蓄物資で足りない場合は「別記第23号様式 物資要請票」により種類や数量をまとめ、災害対策本部に要請します。
	避難所周辺のお店などから食料等の提供が可能な場合、避難所担当職員がお店などに直接依頼することを可とします。 ※お店に依頼する場合、日付、品目、数量について記録を残すこと。

（２）物資調達・管理

《物資等の調達について》

チェック	確認内容
	避難者台帳等で人数を確認し、必要な食料・物資の数を把握します。
	必要な食料や物資は、「別記第23号様式 物資要請票」で災害対策本部に要請します。

《物資等の管理について》

チェック	確認内容
	届いたものは場所を決めて保管し、「別記第20号様式 物資受払簿」に記載して在庫管理を行います。また、計画的に配付できるように整理整頓します。

《物資等の配付について》

チェック	確認内容
	食料を配付するルールを決めて、避難者に周知します。
	不足する物資などは、子供・妊産婦・高齢者・障がい者に優先的に配付します。
	物資等を配布した場合は、随時「別記第20号様式 物資受払簿」に記載し、数量等を管理します。

（３）水の確保

避難所では飲料水の確保や、衛生的な避難所生活のために生活用水を確保することが必要です。

チェック	確認内容
	施設の水道について確認し、使用可能な場合は施設の水道を使用します。
	施設の水道が使用できない場合、町災害対策本部へ給水車を要請します。

〔　通信・輸送　〕

○資料 20　町の通信施設

（１）北海道総合行政情報ネットワーク
　ア　地上系無線と衛星系無線の２ルート
　イ　端末局、ファクシミリは、町役場本庁舎１階に設置
　ウ　本庁内線電話により受発信可能
（２）防災行政無線
　ア　固定系親局　　１局（本庁舎２階）
　ウ　中継局　　２局（牧岡中継局・川上中継局）
　エ　戸別受信機　　全戸
（３）衛星通信
　　衛星携帯電話　　１回線

○資料 21　緊急通行車両確認証明書

第　　号		年　　月　　日 緊急通行車両確認証明書 知　　事　㊞ 公安委員会　㊞	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　　）　　局	
	氏　名		
輸送日時			
輸送経路		出発地	目的地
備　　考			

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○資料 22　緊急通行車両標章

1　色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○資料 23　緊急輸送道路

機能区分	道路情報	路線番号	路線名
１次	－	－	－
２次	国道一部	２７５号線	国道２７５号線
	道々一部	４７号線	道々４７号線
３次	－	－	－

○資料 24　緊急輸送道路図

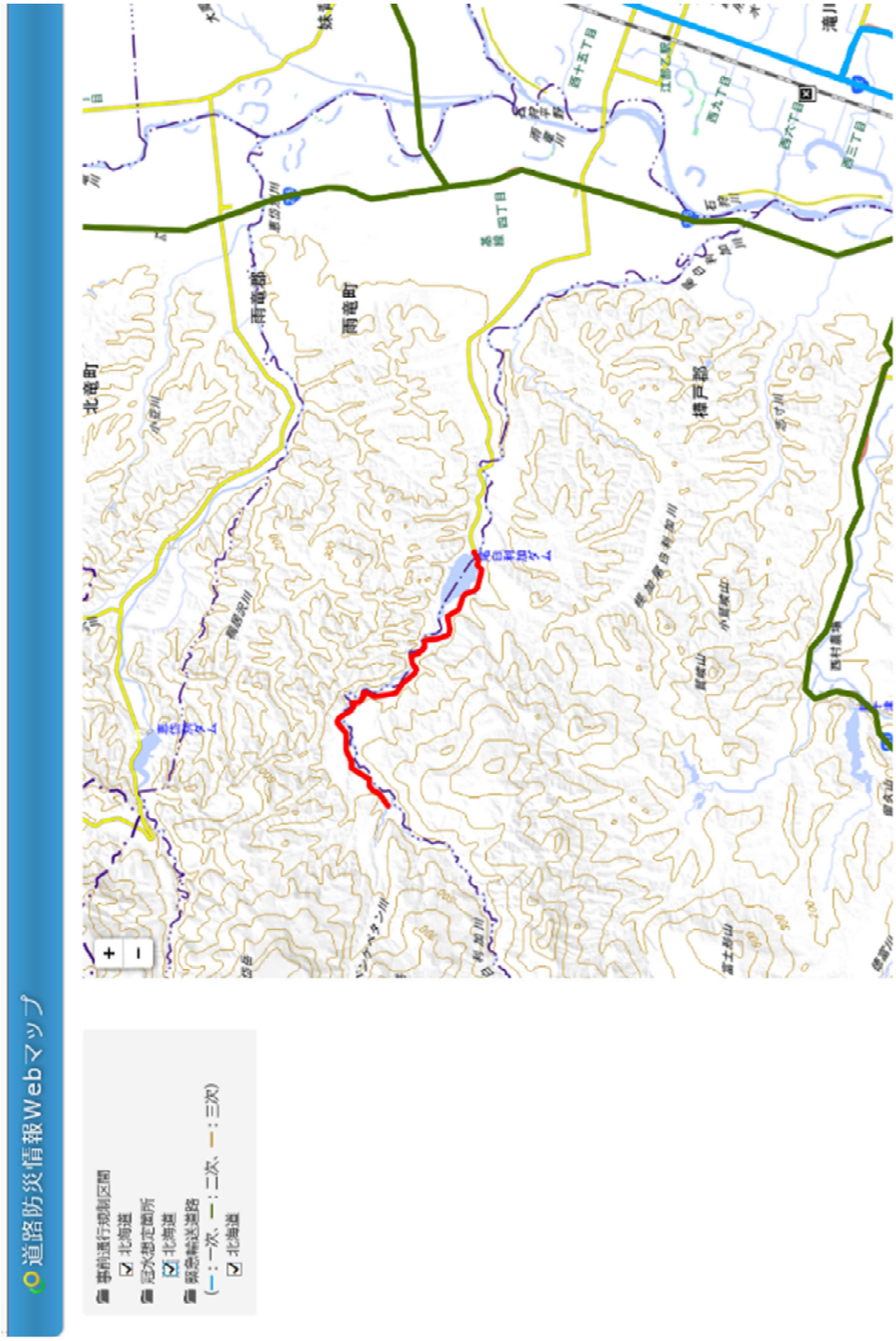

○国土交通省道路防災情報 Web マップより

○資料 25　ヘリコプター離着陸可能地

名　　称	住　　所	冬期間使用	整備状況
雨竜小・中学校グラウンド	雨竜町字満寿 28 番地 26	不可	土
農村環境改善センターグラウンド	雨竜町字満寿 33 番地 3	不可	一部芝生

○資料 26　ドクターヘリ緊急離発着場

種別	地区名	名　　称	北緯	東経
申　請 着陸場	追分地区	追分スポーツセンター	N43.40.36	E141.53.48
	雨竜追分中間地点	雨竜小・中学校グラウンド	N43.39.18	E141.53.48
	市街地区	農村環境改善センターグラウンド	N43.38.24	E141.53.30
	牧岡地区	牧岡小学校跡地	N43.42.25	E141.51.54
	渭の津	渭の津小学校跡地	N43.42.26	E141.53.59
臨　時 着陸場	川上地区	尾白利加ダム管理棟空地	N43.40.13	E141.46.45
	道々暑寒別線沿い	尾白利加ダムゲート(尾白利加川基線)	N43.40.47	E141.45.06
		渡辺橋(学校の沢川)	N43.41.15	E141.44.07
		国領橋(尾白利加川)	N43.41.56	E141.43.41
		尾白利加川沿い空地(蓑島橋上流500m)	N43.41.32	E141.42.27
		タカヒサの沢砂防	N43.41.40	E141.39.49
		雨竜沼湿原ゲートパーク 第２駐車場	N43.41.44	E141.39.18
	雨竜沼登山道入口	雨竜沼湿原ゲートパーク 第１駐車場	N43.41.50	E141.39.03
		南暑寒荘空地	N43.41.50	E141.38.57

○資料 27　消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

第１　消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

次の１～３のいずれかに該当する場合には、消防・防災ヘリコプターの保有機関は、その保有する消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急業務にあたらせることとする。

１　事故等の目撃者等から（１）のいずれかの症例等の 119 番通報があり、受信した指令課（室）員が、（２）に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

（１）症例等

①　自動車事故

イ　自動車からの放出

ロ　同乗者の死亡

ハ　自動車の横転

ニ　車が概ね 50 ㎝以上つぶれた事故

ホ　客室が概ね 30 ㎝以上つぶれた事故

ヘ　歩行者若しくは自転車が、自動車にはね飛ばされ、又はひき倒れた事故

②　オートバイ事故

イ　時速 35km 程度以上で衝突した事故

ロ　ライダーがオートバイから放り出された事故

③　転落事故

イ　３階以上の高さからの転落

ロ　山間部での滑落

④　窒息事故

イ　溺水

ロ　生き埋め

⑤　列車衝突事故

⑥　航空機墜落事故

⑦　傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）

⑧　重症が疑われる中毒事件

⑨　バイタルサイン

イ　目を開けされる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛みしげき(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで 30 以上)

ロ　脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと

ハ　呼吸が弱くてとまりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止

ニ　呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

⑩　外傷

イ　頭部、頸部、躯幹又は、肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血

ロ　２カ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断

ハ　麻痺を伴う肢の外傷

ニ　広範囲の熱傷(体のおおむね 1/3 を超えるやけど、気道熱傷)

ホ　意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)

へ　意識障害を伴う外傷

⑪　疾病

イ　けいれん発作

ロ　不穏状態(酔っぱらいのように暴れる状態)

ハ　新たな四肢麻痺の出現

ニ　強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)

（２）地理的条件

①　事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること

②　①には該当しないが、諸般の事情により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

２　１に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも 30 分以上搬送時間が短縮できる場合

３　現場の救急隊員から要請がある場合

第２　消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準

消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関は、第一の１～３のいずれかに該当する場合には、可及的速やかに航空隊(消防・防災ヘリコプター保有機関)に消防・防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

○資料 28　ドクターヘリ要請基準

1　出血のうち顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの
2　意識消失（疼通刺激でも覚醒しない）
3　ショック（血圧低下、脈拍上昇）
4　心臓、肺の激痛（胸痛）
5　痙攣
6　事故で閉じこまれ救出を要するような場合、高所からの墜落
7　はっきり重症とわかる患者、又は負傷者が２名以上いる場合
　例）損傷により体腔が解放になっている。（頭蓋骨、胸腔、腹腔）、大腿骨骨折、骨盤骨折、脊椎骨折、胸郭の骨折、開放骨折すべて、銃創、刺創、殴打など
8　重症出血（創部、消化管、生殖器）
9　中毒
10　熱傷
11　電撃症、落雷
12　溺水
13　歩行者が車等により時速 35km 以上の速度でぶつけられた場合、又は 3m 以上はねられた場合
14　その他生命に関すると疑う理由があるとき

（注）本要請基準による消防機関の出動要請については、出動後、患者の状態が改善され、ドクターヘリが帰投する場合であっても、要請した消防機関に対し何ら責任を求めるものではない。本格的治療の開始時間を短縮する目的のため、少しでも条件を満たすと思われる場合には出動要請が行われることが必要である。

○資料 29　ドクターヘリの要請時のキーワード

道央ドクターヘリ要請基準（「救急ヘリコプターの出動基準ガイドラン」、「ドクターヘリ要請基準」）の共通事項

救急現場出動（消防による要請）	施設間搬送（転院搬送）
１．生命に関わる状態又はその可能性が疑われる ２．重症患者において 医師の治療開始を早められる 又は搬送時間短縮を図れる ３．救急現場で医師を必要とする	１．救急度・重症度の高い病態・疾患 ・疾病によらない ・特殊救急患者（環境障害、切断指・肢）を含む ２．救急車搬送では症状が増悪する可能性がある病態・疾患 ３．搬送元病院医師又は基地病院内医師が必要と判断した場合
出動要請後に軽症と判断しキャンセルした場合やドクターヘリ搬送後に軽症・中等症と判明した場合において要請者の責任を問わない	

現着前要請のためのキーワード（Ｉ）

外傷（１）

自動車事故		
車が横転	車外放出	車が大破
車内に閉じ込められた	体が挟まっている	車の下敷き
歩行者が跳ね飛ばされた	自転車が跳ね飛ばされた	
オートバイ事故		
高速での転倒・激突	運転手が飛ばされた	
種別事故		
列車事故	バス事故	航空機事故
船舶事故		

外傷（２）

労災事故		
重量物の下敷き	機械に挟まれている	生き埋め
転落・墜落		
３ｍ以上から落ちた	崖・山間部での滑落	
スキー・スノーボード事故		
立木に激突	人に激突	
その他		
落雷事故	爆発事故	酸欠事故
刺された	打たれた	おぼれている
指、手足の切断	多数傷病者	その他高エネルギー外傷

現着前要請のためのキーワード（Ⅱ）

症状から（外傷を含むすべての疾病に共通）

神経系		
意識が無い	意識が悪い	突然倒れた
呼びかけに反応しない	急に手足が動かなくなった	手足の麻痺
呼吸・循環		
呼吸が弱い	呼吸をしていない	呼吸困難
息が苦しい	脈が触れない	
胸痛または背部痛		
40 歳以上	冷や汗をかいている	脈が弱い（ショック）
その他		
窒息している	痙攣している	多量に薬・農薬等を飲んだ
大量に出血している	広範囲のやけど	大量に煙を吸った

救急隊現着後要請のためのキーワード

外傷		
全身観察での異常	初期評価（バイタル）異常	大量の外出血を伴う
出血が続いている	切断指・肢	外傷を伴う熱傷
広範囲熱傷	気道熱傷	化学熱傷
心肺停止		
目撃あり	発症 10 分以内	初期心電図心室細動
初期心電図心室頻拍	救急隊到着後のＣＰＡ	心拍再開
患者収容医療機関医師が必要と判断		
基地病院が必要と判断		
外傷以外		
意識障害	呼吸困難（呼吸不全）	ショック（血圧低下）
激しい頭痛＋血圧が 180 ㎜ Hg 以上		
手足の麻痺	構語障害	
胸痛または背部痛＋ショック・冷汗		
アナフィラキシーショック		痙攣重積
搬送中に気道、呼吸、循環、意識の悪化を来す可能性が高い （例）脳卒中、急性心筋梗塞、大動脈疾患（胸部、腹部）、気管支喘息、消火管出血、中毒患者等		
その他		
救急隊が必要と判断した場合		

〔　応急・復旧　〕

○資料 30　被害状況判定基準

被害区分		判　断　基　準
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は、遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 （1）当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 （2）A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重症、軽症についても同じ。） （3）氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町の調査と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 （1）死者欄の（2）（3）を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 （1）負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 （2）死者欄の（2）（3）を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 （1）死者欄の（2）（3）を参照。
住家被害	住　　家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （1）物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 （2）商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 （3）住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世　　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 （1）同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 （1）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 （1）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判　断　基　準
住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 （1）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 （1）被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 （1）被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 （1）公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 （2）その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 （3）土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 （4）被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 （1）流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態のもの。 （2）埋没とは、粒径1㎜以下にあっては2㎝、粒径0.25㎜以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。 （3）埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 （4）被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 （1）浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （2）倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （3）被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

被害区分		判　断　基　準
土木被害	河　　川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海　　岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を保全するため防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道　　路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋　　梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公　　園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林業被害	林　　地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林　　道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は普及額とする。
衛生被害	水　　道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病　　院	病院、診療所、助産所等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
商工被害	商　　業	商品、原材料等をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工　　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空　　港	空港法第４条第１項第５号及び第５条第１項の規定による空港をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水　　道（戸数）	簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電　　話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電　　気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ　　ス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○資料 31　事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国 道 市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施工１カ所　５００万円以上 道施工１カ所　１２０万円以上 市町村施工１カ所６０万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国 道	治水上施工する砂防施設等	国施工１カ所　５００万円以上 道施工１カ所　１２０万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防波堤を含む)	道施工１カ所　６０万円以上	〃
	地すべり防止施設	国 道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施工１カ所　５００万円以上 道施工１カ所　１２０万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国 道 市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施工１カ所　５００万円以上 道施工１カ所　１２０万円以上 市町村施工１カ所６０万円以上	〃
	港湾	国 管理組合 市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外かく施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	〃	〃
	漁港	国 道 市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	〃	〃
	下水道	道 市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施工１カ所　１２０上 市町村施工１カ所６０万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園(カントリーパーク)の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国 道 市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。)	１施設　１２０万円以上	８/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用2/10 は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道 市町村 土地改良区等	農地	１カ所　４０万円以上	5/10(通常)、8/10,9/10(高率該当分)
	農業用施設	道 市町村 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10(通常)、9/10、10/10(高率該当分)
	林業用施設	道 市町村 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10(通常)7.5/10～10/10(高率後)
	漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、道流堤、水路又は着底基質)漁港施設(水産業協同組合の維持管理の属する外郭施設、渓流施設、水域施設)	〃	6.5/10(通常、10/10(高率該当分))
	共同離島施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき　８０万円以上	1/2
児童福祉法	児童福祉施設	道 市町村 社会福祉法人 日赤赤十字社 公益社団法人 公益財団法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等	〃	〃
		市町村 (指定都市及び中核市を除く。) 社会福祉法人 医療法人 NPO 法人 営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		市町村 (指定都市及び中核市を除く。) 社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	道 市町村 (指定都市及び中核市を除く。) 社会福祉法人 日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき８０万円以上(保育所については、４０万円以上)	〃
	児童厚生施設	道 市町村 (指定都市及び中核市を除く。) 社会福祉法人 日本赤十字社	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき８０万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村 (指定都市及び中核を除く。)	母子・父子福祉センター、母子・父子休業ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき８０万円以上	〃
感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村 一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業(原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置するための施設を設置する事業を含む。) ○応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)	○上水道事業又は水道用水供給事業本復旧費 1,900 千円(町村は 1,000 千円)を超えかつ、現在給水人口×130 円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費 1,000 千円(町村は 500 千円)を超え、かつ、現在給水人口×110 円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設(建物、建物以外の工作物、土地、設備)	施設整備 道　　８０万円以上 市町村　４０万円以上 設備整備 道　　６０万円以上 市町村　３０万円以上	1/2～8/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立諸学校建物其他災害普及費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道 市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設(建物、建物以外の工作物、土地、設備)	施設整備 道　　８０万円以上 市町村　４０万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助金に関する基本方針	街路	道 市町村	都市計画法第 18 条、第 19 条又は第 22 条の規定により決定された施設道路及び土地改良区画整理事業により築造された道路(道路の付属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第 18 条第２項の規定に拠る道路の共用の開始の告示がなされていないもの	道　　１２０万円以上 市町村　　６０万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により体積した土砂の総量が 3 万㎥以上であるもの、又は２千㎥以上の一団をなす堆積土砂又は 20m 以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量２千㎥以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村　６０万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村 (一部事務組合、地域連合含む)	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	市町村　６０万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し、及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2)都市排水路		都市排水路内の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し、及び処分する事業とする		1/2
	3)公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4)宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰で、市町村が指定した場所に集積されたものを運搬及び処分する事業		〃

○資料 32　応急金融の大要

（平成 29 年度）

融資の名称	内容・資格・条件等
生活福祉資金	

資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	（単身） 月 150,000 円以内 （複数世帯） 月 200,000 円以内	最終貸付日から 6 か月以内	10 年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合:1.5%）
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	6 か月以内 （生活支援費と併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内）		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000 円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために必要な費用（具体的な使途は別表参照）	5,800,000 円以内 （ただし、使途目的に応じて別表を参照）	6 か月以内	20 年以内 （ただし、使途目的に応じ別表を参照）	無利子 （連帯保証人が設定できない場合:1.5%）
	緊急小口資金	緊急、かつ、一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	100,000 円以内	2 か月以内	12 か月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000 円以内	卒業後 6 か月以内	20 年以内 （貸付額に期限上限有り）	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	（高等学校） 月 35,000 円以内 （高等専門学校） 月 60,000 円以内 （短期大学） 月 60,000 円以内 （大学） 月 65,000 円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付	（土地評価額の 7 割） 月額 30,000 円以内	契約終了後 3 か月以内	据置期間終了時	年 3%、又は、長期ﾌﾟﾗｲﾑﾚｰﾄのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	（土地評価額の 7 割） 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後 3 か月以内	据置期間終了時	

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から 2 年以内とすることができる。

融資の名称	内容・資格・条件等
生活福祉資金	（福祉資金福祉費別表）

使途目的	呼　称	貸付限額目安	償還期間	利子
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能修得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等
母子・寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000 円 団体　4,260,000 円		1 年	7 年以内	保証人有：無利子 保証人無：年 1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 円 団体　1,420,000 円		6 か月	7 年以内	保証人有：無利子 保証人無：年 1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専門学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等課程 公立（自宅）　27,000 円 （自宅外）　34,500 円 私立（自宅）　45,000 円 （自宅外）　52,500 円 高等専門学校（1,2,3 年） 公立（自宅）　31,500 円 （自宅外）　33,750 円 私立（自宅）　48,000 円 （自宅外）　52,500 円 短大 公立（自宅）　52,000 円 （自宅外）　59,000 円 私立（自宅）　79,500 円 （自宅外）　90,000 円 大学 公立（自宅）　67,500 円 （自宅外）　76,500 円 私立（自宅）　81,000 円 （自宅外）　96,000 円 専修学校（一般家庭） 48,000 円	就学期間中	当該学校卒業後 6 か月	20 年以内（専修学校（一般課程は 5 年以内）	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 68,000 円 （特 1 回 816,000 円） 運転免許　460,000 円	知識、技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識、技能修得後 1 年	20 年以内	保証人有：無利子 保証人無：年 1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 （特 1 回 460,000 円） （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 3 年を超えない範囲内	知識、技能修得後 1 年	6 年以内	修学資金と同様

融資の名称	内容・資格・条件等

母子・寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
就職支度金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000 円 （特別 330,000 円）		1 年	6 年以内	親に係る貸付の場合保証人有:無利子 保証人無：年 1.0% 児童に係る貸付けの場合就学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が 1 年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	340,000 円 （特 1 回 480,000 円） 介護 500,000 円		6 か月	5 年以内	保証人有:無利子 保証人無:年 1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	技能修得金借受期間中の生活費補給資金	月額 （一般）103,000 円 （技能）141,000 円	知識技能を習得する期間中 5 年以内	知識、技能修得（医療）後 6 か月	20 年以内	保証人有:無利子 保証人無:年 1.0%
		医療若しくは介護を受けている間の生活費補給資金		医療介護を受けている期間中 1 年以内	貸付期間満了後 6 か月	5 年以内	
		母子家庭又は父子家庭になって間もない(7 年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金		240 万円を限度	貸付期間満了後 6 ヶ月	8 年以内	
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金		離職した日の翌日から 1 年以内		5 年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等
母子・寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 円 （特別　2,000,000 円）		6 か月	6 年以内 特別は7年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000 円		6 か月	3 年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1.0%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600 円 中学校 47,400 円 高校等 公立(自宅)　150,000 円 （自宅外）　160,000 円 私立(自宅)　410,000 円 （自宅外）　420,000 円 大学・短大等 公立(自宅)　370,000 円 （自宅外）　380,000 円 私立(自宅)　580,000 円 （自宅外）　590,000 円 就業施設 （自宅）　90,000 円 （自宅外）　100,000 円		6 か月	20 年以内 就業5年以内	就学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭が扶養する児童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の結婚に際し必要な資金	300,000 円		6 か月	5 年以内	保証人有:無利子 保証人無:1.0%

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>災害援護資金貸付金</td><td>
実施主体　市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。
対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
<table>
<tr><th>貸付限度</th><th>利率</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>償還方法</th></tr>
<tr><td>①　世帯主の1か月以上の負傷
1,500,000円</td><td rowspan="4">年3%
（措置期間は無利子）</td><td rowspan="4">3年
（特別の事情がある場合は5年）</td><td rowspan="4">10年
（措置期間を含む）</td><td rowspan="4">半年賦
年賦</td></tr>
<tr><td>②　家財等の損害
ア　家財の3分の1以上の損害
1,500,000円
イ　住宅の半壊
1,700,000円
ウ　住宅の全壊（1の場合を除く）
2,500,000円
エ　住宅全体の滅失又は流失
3,500,000円</td></tr>
<tr><td>③　①と②とが重複した場合
ア　①と②のアが重複した場合
2,500,000円
イ　①と②のイが重複した場合
2,700,000円
ウ　①と②のウが重複した場合
3,500,000円</td></tr>
<tr><td>④　次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
ア　②のイの場合　2,500,000円
イ　②のウの場合　3,500,000円
ウ　③のイの場合　3,500,000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助　道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 （昭和39年法律第129号）	国2/3貸付　道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 （昭和48年法律第82号）	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担　国2/3　都道府県、指定都市1/3

融資の名称	内容・資格・条件等
災害復興住宅資金	

1　融資対象者

・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方

(1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付された方

(2)ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方

(3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

年　　収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

	区分	建設	新築購入	リユース（中古）購入	補修
融資対策	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	13 ㎡以上 175 ㎡以下	50 ㎡以上（共同建ての場合は 30 ㎡以上）175 ㎡以下	50 ㎡以上（共同建ての場合は 30 ㎡以上）175 ㎡以下	
	築年数		申込日において竣工から 2 年以内の住宅で申込前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から 2 年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのある住宅	
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金 1,650 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円	購入資金 2,620 万円 うち土地取得資金 970 万円	購入資金 2,320 万円 うち土地取得資金 970 万円 (ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ) 購入資金 2,620 万円 うち土地取得資金 970 万円	補修資金 730 万円 移転資金 440 万円 整地資金 440 万円
	特例加算額	建設資金 550 万円	購入資金 510 万円	購入資金 510 円	
返済期間	耐火 準耐火 木造 （高耐久）	35 年以内	35 年以内	ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅・ﾏﾝｼｮﾝ 35 年以内 ﾘﾕｰｽ住宅・ﾏﾝｼｮﾝ 25 年以内	20 年以内
	木造 （一般）	25 年以内	25 年以内		
	据置期間	3 年以内			1 年以内 （返済期間に含む）
融資金利		建設・購入の場合	基本融資額　年 0.36%		
			特例加算額　年 1.26%		
		補修の場合	年 0.36%		
		(令和元年 12 月現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)			
受付期間		り災日から 2 年間			

取扱機関等	関係法令等	備　　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティネット 資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 （災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。）
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後３年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けたもの者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた農業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が 200 万円（法人 1,000 万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則５年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600 万円 （ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の 12 分の 3 に相当する額又は粗収益の 12 分の 3 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）
	償還期間	10 年以内（うち据置き 3 年以内）
	貸付利率	年 0.09%（令和元年 12 月現在、最新の金利は日本政策金融公庫等をご確認ください）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

取扱機関等	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ｱ)被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ、損失額が平年農業総収入の 10/1000 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (ｲ)被害林業者 (ｳ)被害漁業者 (ｴ)被害組合
	貸付限度額	（一般災害）被害農林漁業者　（個人）　3,500,000 円 （法人）　20,000,000 円 政令で定める資金　（個人）　5,000,000 円 （法人）　25,000,000 円 （激甚災害）被害農林業業者　（個人）　4,000,000 円 （法人）　20,000,000 円 政令で定める資金　（個人）　6,000,000 円 （法人）　25,000,000 円 漁具購入　50,000,000 円 被害組合　25,000,000 円 （連合会 50,000,000 円）
	償還期限	6 年以内（激甚災害法適用の場合 7 年以内）
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する
	貸付の対象	①被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、農畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育成施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ②果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	ア　貸付を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 イ　１施設当たり 3,000,000 円（特認 6,000,000 円）
	償還期限	①15 年(うち措置 3 年)以内 ②25 年(うち措置 10 年)以内
	貸付利率	年 0.1%（令和２年２月 20 日現在）
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	１　貸付対象事業費×0.8 ２　漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 １及び２のいずれか低い額
	貸付期間	15 年以内(うち据置 3 年以内)
	貸付利率	年 0.1%(令和２年２月 20 日現在)

取扱機関等	関係法令等	備　　考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融	株式会社日本政策金融公庫法	

取扱機関等	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	造林地の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償還期間	30 年以内（20 年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.1%（令和２年２月 20 日現在）
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償還期間	15 年以内（5 年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.1%（令和２年２月 20 日現在
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員及び資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額 （林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20 年以内（3 年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.1%（令和２年２月 20 日現在
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 林業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円）のいずれか低い額
	償還期間	15 年以内（3 年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.1%（令和２年２月 20 日現在
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当
	償還期間	20 年以内（3 年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.1%（令和２年２月 20 日現在

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

取扱機関等	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、但し、２千万円未満は２千万円まで災害救助法適用市町村は４千万円まで
	償還期間	６か月
	融資利率	年利率 3.00%

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京 UFJ 銀行 全国信用金庫協会	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の２倍（その額が２千万円に満たないときは 2 千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等
中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件

融資対象	1　災害の影響により中小企業信用保険法第 2 条第 3 項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2　地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000 万円	5,000 万円
融資期間	10 年以内（据置 2 年以内）	
融資利率	〔固定金利〕 5 年以内　年 1.30% 10 年以内　年 1.50%	〔変動金利〕 年 1.10% (融資期間が 3 年超の場合選択可)
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>勤労者福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>中小企業に
働く方</th><th>非正規
労働者の方</th><th>季節労働者の方</th><th>離職者の方</th></tr>
<tr><td>融資対象者</td><td>中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む)
前年の総所得が600 万円以下の方</td><td>非正規労働者の方(育児・介護休暇中の方を含む。)
前年総所得が600 万円以下の方</td><td>２年間で通算12 か月以上勤務している季節労働者の方
前年の総所得が600 万円以下の方</td><td>企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
①雇用保険受給資格者
②賃確法の立替払の証明書又は確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td colspan="4">中小企業に働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方　120 万円以内
離職者の方　100 万円以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="2">8 年以内
(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)</td><td>8 年以内</td><td>5 年以内
(6 ヶ月以内元金据置可、据置期間分延長可)</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年 1.60%</td><td colspan="3">年 0.60%</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="4">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>取扱金融機関の定めによる</td><td colspan="3">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建法」に基づく支援

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が総合扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>法適用の要件</td><td>（1）対象となる自然災害
① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害
⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害
⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、
5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)
2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 5 万人未満に限る)
における自然災害
※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
（合併した年と続く5年間の特例措置）
（2）支給対象世帯
上記自然災害により
①住宅が全壊した世帯
②住宅が半壊、又は住宅敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</td></tr>
<tr><td>支援金の支給額</td><td>支給額は、以下の２つの支給金の合計額となる
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
<table>
<tr><th>住宅の
被害程度</th><th>全壊
(支給対象世帯①に該当)</th><th>解体
(支給対象世帯②に該当)</th><th>長期避難
(支給対象世帯③に該当)</th><th>大規模半壊
(支給対象世帯④に該当)</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸
(公営住宅以外)</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で 200(又は 100)万円</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
市町村	被災者生活再建支援法	（1）申請時の添付書面 ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等 （2）申請期間 ①基礎支援金:災害発生日から 13 月以内 ②加算支援金:災害発生日から 37 月以内

〔 条例・協定等 〕

○資料 33　雨竜町防災会議条例

平成元年 6 月 23 日条例第 20 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、雨竜町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　雨竜町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

（２）　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第３条　防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、町長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　町の教育委員会教育長

（６）　滝川地区広域消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者

（７）　滝川地区広域消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者

（８）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

６　委員の定数は 20 人以内とする。

(議事等)

第４条　防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 12 年 3 月 13 日条例第 11 号)抄

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

○資料 34　雨竜町防災会議運営規程

平成元年６月 23 日制定

（趣旨）

第１条　雨竜町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 286 号)及び雨竜町防災会議条例(平成元年条例第 20 号)に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（会長の職務代理）

第２条　防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である雨竜町副町長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第３条　防災会議は、会長が招集する。

２　委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

（議事）

第４条　防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

（委員の移動報告）

第５条　防災会議は委員が異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会長への委任）

第６条　この規定に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附　則

この規程は、平成元年６月 23 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

○資料 35　雨竜町災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 13 日条例第 6 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、雨竜町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長及び部員を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他職員を置き、副本部長、本部員その他職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、本部長の定めるところにより、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

３　第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、現地災害対策本部について準用する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 21 年 3 月 16 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○資料 36　災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるとこにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

1　報告の対象

災害情報等の報告は、おおむね次に掲げるものとする。

（1）人的被害、住家被害が発生したもの。

（2）災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

（3）災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの

（4）災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても空知総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

（5）地震が発生し、震度４以上を記録したもの。

（6）災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

（7）その他特に指示があった場合

2　報告の種類及び内容

（1）災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（様式１）により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

（2）被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア　速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（様式２）により件数のみ報告する。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（様式２）により報告すること。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に被害状況報告（様式２）により報告する。

（3）その他の報告は、（1）及び（2）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3　報告の方法

（1）被害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。

（２）被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料 30 のとおりとする。

○資料 37　火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成６年４ 月 21 日付け消防災第 100 号)」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」、「救急事故等報告要領（平成６年 10 月 17 日付消防救第 158 号)」の定めるところによる。

３　報告手続

（１）「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（２）「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

（３）「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

（４）「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（５）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（１）様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

（２）画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

（１）都道府県又は市町村は、「第２ 即報基準」又は「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

（２）都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

（３）都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

（４）市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

（５）上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

（１）一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

（２）個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　火災

(ア)　建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

(イ)林野火災

a　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ)交通機関の火災

a　航空機火災

b　タンカー火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

(エ)その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ)特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ)負傷者が５名以上発生したもの

(ウ)周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ)５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ)海上、河川への危険物等流出事故

(カ)高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等

(ア)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ)原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

（３）社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）死者５人以上の救急事故

（２）死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

（３）要救助者が５人以上の救助事故

（４）覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

（５）消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

（６）消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

（７）自衛隊に災害派遣を要請したもの

（８）上記（１）から（７）に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャックによる救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災

（２）国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

４　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法第１３条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

（２）個別基準

次の災害については（１）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

(ア)当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

(イ)人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　津波

(ア)津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ)人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

(ア)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ)洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ)強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

(ア)積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ)積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

(ア)噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ)火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（３）社会的影響基準

（１）一般基準、（２）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１　火災等即報

（１）交通機関の火災

第２の１の（２）のアの(ウ）に同じ。

（２）石油コンビナート等特別防災区域内の事故第２の１の（２）のイの(ア)、(イ)に同じ。

（３）危険物等に係る事故（（２）の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の（２）のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア)海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ)５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

（４）原子力災害等

第２の１の（２）のエに同じ。

（５）ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

（６）爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

（１）列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

（２）バスの転落等による救急・救助事故

（３）ハイジャックによる救急・救助事故

（４）映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

（５）その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害等即報

第２の３の（１）、（２）に同じ。

４　災害即報

（１）地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

（２）第２の４の（２）のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１　第１号様式（火災）

（１）火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（２）消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

（３）救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

（４）災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

（５）その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

(ア)死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び周囲の状況

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ)火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ、ｆ 又はｇ のいずれかに該当する火災

(ア)発見及び通報の状況

(イ)延焼拡大の理由

a　消防事情

b　都市構成

c　気象条件

d　その他

(ウ)焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ)り災者の避難保護の状況

(オ)都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ア)火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ)林野の植生

(ウ)自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ)空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

(ア)車両、船舶、航空機等の概要

(イ)焼損状況、焼損程度

2　第２号様式（特定の事故）

（１）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（２）事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（３）特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（４）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（５）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（６）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（７）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（８）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（９）消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

３　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

（１）事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（２）事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

（３）死傷者等

ア「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

（４）救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

（５）要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

（６）消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

（７）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部

等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

（８）参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）

・被害の要因（人為的なもの）

不審物（爆発物）の有無

立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞

４　第４号様式

（１）第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

ａ　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

ｂ　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

ｃ　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

ｄ　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

ｅ　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害によりじた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３ 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ　応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

（２）第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通等

オ　応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

○資料 38　緊急消防援助隊北海道応援等実施計画

第１章　総則

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成 16 年３月 26 日付け消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。）第３条第３項に基づき、緊急消防援助隊北海道隊（以下「北海道隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

第２章　北海道隊の編成

１　代表消防機関代行函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部、旭川市消防本部、釧路市消防本部

２　登録部隊の状況

緊急消防援助隊に登録されている部隊は別表１のとおりであり、指揮支援部隊は次のとおりである。

指揮支援隊（札幌市消防局）　２隊

３　集結場所

北海道隊の集結場所（航空部隊を除く。）は、別表２のとおりとする。

４　指揮体制

北海道隊の指揮系統は、原則として次のとおりとし、北海道隊長は代表消防機関の指揮隊長とする。ただし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、協議のうえ、代表消防機関代行の指揮隊長が代わって北海道隊長の任務にあたるものとする。

（1）地震等大規模災害の場合

ア　地域ごとに中隊を編成する場合

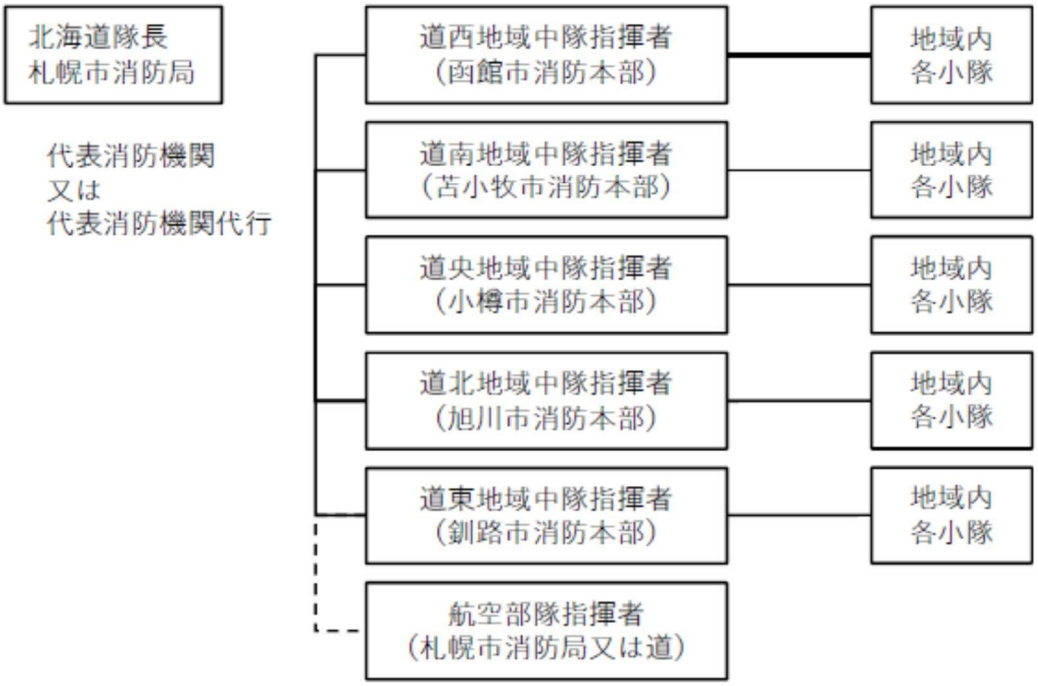

イ　消火、救助等の任務ごとに中隊を編成する場合

各中隊指揮者は、北海道隊長が指名するものとする。

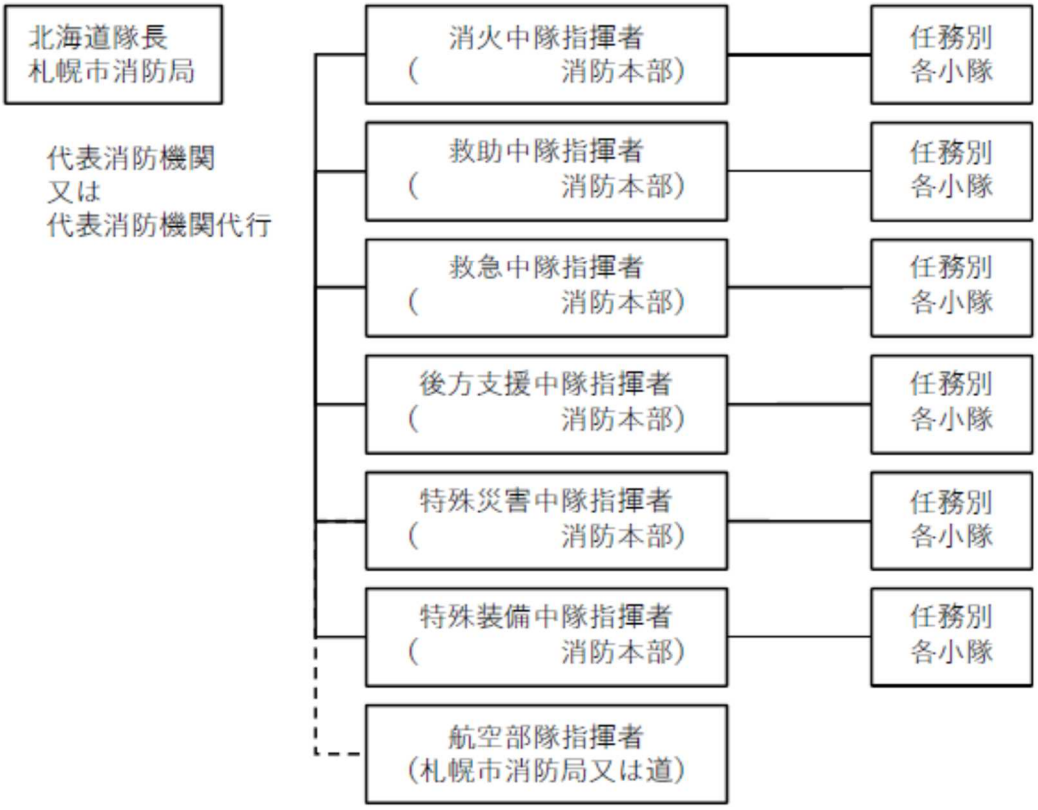

（２）NBC災害の場合

各中隊指揮者は、北海道隊長が指名するものとする。

また、任務ごとに中隊を編成しない場合は、小隊長を任務別指揮者とする。

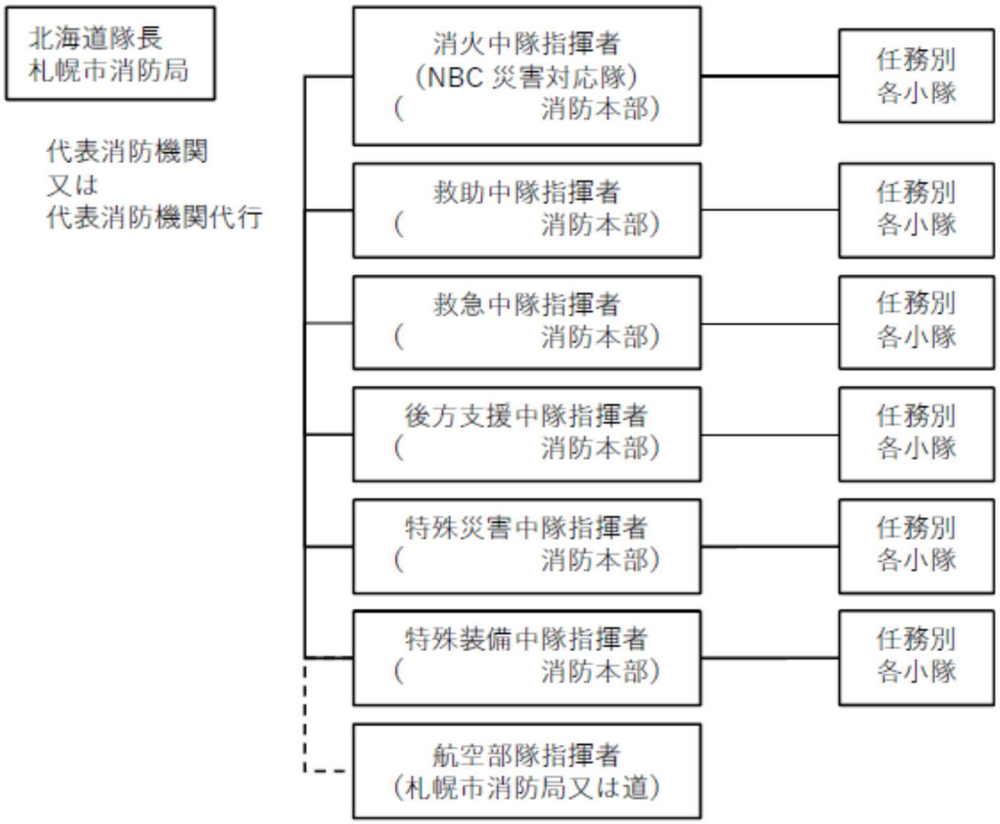

第３章　情報連絡体制

１　情報連絡系統

消防本部間の情報連絡系統は、次のとおりとする。

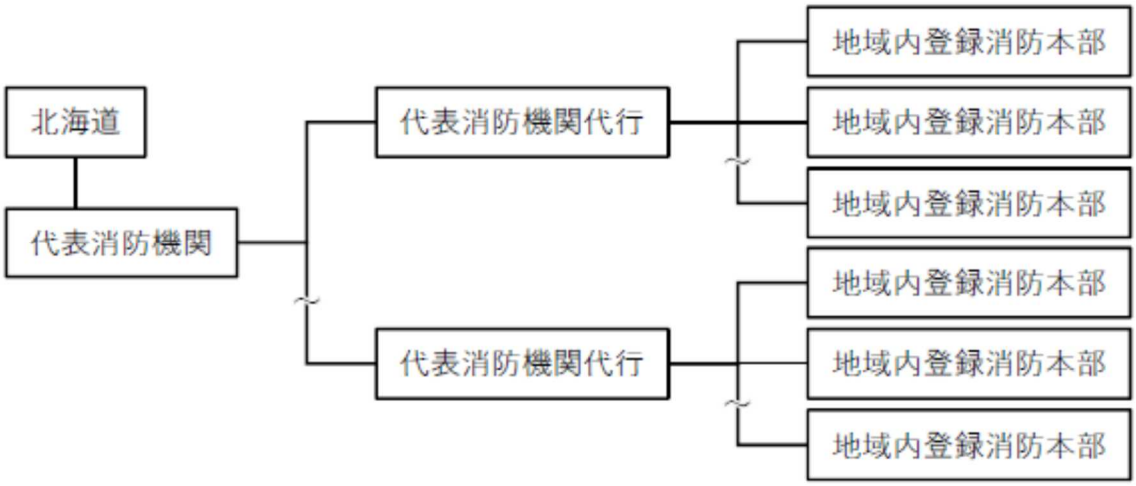

２　情報連絡窓口

別表３のとおりとする。

３　情報連絡方法

情報連絡の方法は、原則として有線電話、有線ファクシミリによるものとするが、有線途絶等の場合は、消防無線の全国共通波又は地域衛星通信ネットワークにより行うものとする。

第４章 災害現場における無線運用体制

災害現場における無線運用体制は、第２章５の指揮系統に基づき、応援可能無線機、携帯電話の状況を勘案し、次により行うものとするが、使用無線系統は指揮支援部隊長又は緊急消防援助隊指揮支援本部長の指示に従うものとする。なお、通信は必要最小限にとどめるものとする。

１　全国共通波統制局は、指揮本部（又は消防応援活動調整本部）に置くものとする。

２　北海道隊内の無線機の貸し借りにより、各部隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。

３　中継送水隊形をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それにより難いときでも、少なくとも、筒先担当と機関担当は同一周波数の無線とすること。

第５章 資機材に関する事項

応援可能資機材及び応援可能無線機等は、別表４及び別表５のとおりである。

北海道隊を構成する消防本部は、これらの中から災害の規模、災害種別に応じて装備するものとする。なお、無線機は原則として全国共通波を実装しているものとする。

第６章 応援等出動

１　北海道は、消防庁から出動可能隊数の報告を求められたときは、第３章の１情報連絡系統（以下「情報連絡系統」という。）に基づき、速やかに代表消防機関に連絡するものとする。

２　代表消防機関は、１の連絡を受けた場合又は緊急消防援助隊の出動要請を受けることが予想される災害を覚知した場合は、情報連絡系統に基づき、登録市町村の消防機関に事前に情報提供を行い、登録部隊の出動の可否について確認のうえ、出動の準備を行うよう連絡するものとする。

３　登録市町村の消防機関は、情報連絡系統に基づき、北海道に対し別記様式１－１により、出動可能部隊数を報告するものとする。

４　北海道は、消防庁に対し別記様式１－２により出動可能部隊数を報告するものとする。

なお、消防庁から出動準備及び出動可能隊数の報告（削除）に関する通知がない場合であっても、災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し、消防庁に報告するものとする。

５　消防庁長官の出動の求め又は指示を受けた北海道知事は、情報連絡系統に基づき、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うとともに、別記様式２－１により連

絡するものとする。

当該出動の求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。

なお、出動部隊は、原則として 72 時間活動可能な食糧、飲料水、緊急消防援助隊旗、高速道路使用時の公務従事車両証明書等を出動時に携行するとともに、車両に緊急消防援助隊マグネットを貼付するものとする。

6　代表消防機関の長は、北海道隊の集結場所、集結日時等の必要な事項について、情報連絡系統に基づき、５の登録市町村の消防機関の長に別記様式２－２により連絡するものとする。

7　部隊を出動させた登録市町村の消防機関の長は、応援隊指揮者の階級、職、氏名等の必要な事項について、情報連絡系統に基づき、北海道に別記様式２－３により連絡するものとする。

8　出動部隊は、北海道隊の集結場所に到着したときは、次の事項を確認し、被災地の進出拠点に向かうものとする。

また、北海道隊長は、集結完了時刻、出発時刻を代表消防機関を通じて北海道知事に報告するものとする。

（１）北海道隊長及び各部隊長

（２）部隊構成、車両、資機材

（３）被災地までの進入ルート

（４）その他必要な事項

9　消防庁長官の出動の求め又は指示を受けた航空部隊は、消防庁及び消防応援活動調整本部と連絡を取り合い、出動先を確認の上、速やかに出動するものとする。

10　後方支援本部は、代表消防機関に設置する。ただし、管内災害対応等のため代表消防機関に設置できない場合は協議のうえ、代表消防機関代行に設置する。後方支援本部は、登録市町村の消防機関との間で、交替要員の確保及び隊員の交替等について協議、調整するものとする。

11　北海道隊長は、状況に応じて消防応援活動調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。

第７章　後方支援活動

後方支援活動は、後方支援部隊が行うこととし、後方支援部隊は、後方支援本部と連携し、出動部隊が円滑に活動できるよう、また、効率的かつ適切な補給を行うため、次に掲げる活動を実施するものとする。

（１）活動拠点の設置

（２）出動部隊への食料、飲料水及び資機材の調達、補給

（３）資機材（車両を含む）の維持管理

（４）燃料等の現地調達

（５）交替要員の集結、搬送

第８章 迅速出動

大規模地震における緊急消防援助隊迅速出動に関する実施要綱（平成 20 年７月１日付け消防応第 104 号。以下「要綱」という。）による北海道隊の出動については、指揮支援隊が該当し、基本事項については、次に掲げるものとする。

１　出動する災害対象については、以下のとおりである。

（１）最大震度７（東京都特別区は６強）の地震災害が発生した場合

（２）最大震度６強（東京都特別区は６弱）の地震災害が発生した場合

（３）最大震度６弱（東京都特別区は５強）の地震災害が発生した場合で消防庁長官からの要請があった場合

（４）津波警報（大津波）が発表され、消防庁長官からの要請があった場合

２　出動方法

原則として、指揮支援隊所属消防機関等のヘリコプターで出動するものとする。

３　出動先

（１）指揮支援部隊長（指揮支援部隊長代行）地震の震央が存する都府県の都府県庁舎とする。

（２）指揮支援隊長

消防庁又は地震の震央が存する都府県の消防応援活動調整本部が連絡する消防機関の消防本部庁舎とする。（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。）

第９章 活動の終了等

１　出動隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、情報連絡系統に基づき、北海道及び代表消防機関に報告するものとし、報告を受けた北海道は、その旨を消防庁に報告するものとする。

２　出動した部隊の所属する消防機関は、情報連絡系統に基づき、別記様式３により北海道に活動の結果の報告を行うものとし、北海道は、その内容を取りまとめ、消防庁及び受援都府県に報告するものとする。

第 10 章 特別応援体制

東海地震、首都直下型地震又は東南海・南海地震が発生した場合には、次の運用方針等の定めるところにより出動する。

１　東海地震発生時

（１）東海地震における緊急消防援助隊運用方針

（２）東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

警戒宣言の発令時において、消防庁長官の指示により、前進拠点へ進出する部隊は、別表６のとおりとする。

２　首都直下型地震発生時

（１）首都直下型地震における緊急消防援助隊運用方針

（２）首都直下型地震における緊急消防援助隊アクションプラン

３　東南海・南海地震発生時

（１）東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針

（２）東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

附 則

この計画は、平成 17 年１月 27 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 19 年４月２日から施行する。

附 則

この計画は、平成 22 年５月６日から施行する。

別表１～６、別記様式１－１～３（略）

○資料 39　北海道緊急消防援助隊受援計画

平成 29 年４月 12 日

第１章　総則

（目的）

第１　この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 36 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２　代表消防機関は、札幌市消防局とする。

２　代表消防機関代行は、函館市消防本部（道西地区）、苫小牧市消防本部（道南地区）、小樽市消防本部（道央地区）、旭川市消防本部（道北地区）、及び釧路市消防本部（道東地区）とする。

３　前項までに定めるもののほか、用語については別表第１のとおりとする。

第２章　応援等の要請

（応援等要請の手続き）

第３　緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第１のとおり行うものとする。

２　被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の規模及び災害の状況を考慮して、当該市町村を管轄する消防本部の消防力及び北海道内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式１－２）。

（１）災害の概況

（２）出動が必要な区域や活動内容

（３）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

３　被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。

４　被災地の市町村長は、知事に対して第２項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第２項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式１－２）。

5　知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び北海道内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式１－１）。

6　知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

7　知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。

8　知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。

9　知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項についで清報収集を行い、長官に対して報告する。

10　知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第４　知事は、長官から要請要綱別記様式３－２，により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

2　知事は、長官から要請要綱別記様式３－３により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第５　北海道内の消防本部は、要請要綱第５条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が北海道内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、北海道に対して報告するものとする。

２　北海道は、要請要綱第５条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 26 条に規定する迅速出動が適用となる災害が北海道内で発生した場合は、早期に道内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

３ 北海道は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

（連絡体制）

第６　応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

（１）応援要請時の連絡先は、別表第２のとおりとする。

（２）連絡方法は、原則として有線（携帯）電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第３章　受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第７　知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号。以下「法」という。）第 44 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、法第 44 条の２の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT 等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

２　調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、北海道庁本庁舎地下１階危機管理センターに設置するものとする。

３　調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

４　法第 44 条の２第６項の規定に基づく調整本部の副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長をもって充てるものとする。

５　法第 44 条の２第５項の規定に基づく調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

（１）同項第１号に基づく北海道総務部危機対策局危機対策課及び防災航空室の職員

（２）同項第２号に基づく札幌市消防局警防部消防救助課長

（３）同項第３号に基づく被災地を管轄する消防本部の職員

（４）同項第４号に基づく指揮支援部隊長

６　調整本部は、「北海道消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

７　知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に

対して速やかに連絡するものとする。

８　調整本部は、北海道災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

（１）被災状況、北海道が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

（２）被災地消防本部、消防団、北海道内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

（３）緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

（４）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。

（５）北海道内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

（６）北海道災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。

（７）北海道災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。

（８）その他必要な事項に関すること。

９　調整本部は、別紙第２を活用し、運用するものとする。

10　調整本部長は、法第 44 条の２第８項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

11　調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

12　調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

13　調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

14　その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」によるものとする。

（指揮本部の設置）

第８　被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

２　指揮本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（１）被害状況の収集に関すること。

（２）被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

（３）緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

（４）その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

３　指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

４　指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

5　指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

6　指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

7　北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第３のとおりとする。

第４章　指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第９　調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2　指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、北海道内で活動する指揮支援隊を統括し、北海道災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

3　被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。

4　指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

5　統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

8 緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、別紙第５のとおりとする。

9 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式７のとおりとする。

（通信運用体制）

第 10 北海道内の無線通信運用体制は、原則として緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 28 年消防広第 80 号。以下「運用要綱」という。）第 22 条に定めるところにより、次のとおり運用するものとする。

（１）調整本部、指揮本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は統制波１を使用するものとする。

　なお、被災地市町村が複数に及ぶ等により、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、統制波２及び統制波３のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するものとする。

（２）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主

運用波を使用するものとする。

なお、同一中隊、同一統合機動部隊及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信についても同様とするものとする。

（３）被災地を管轄する消防本部隊及び指揮本部間相互の無線通信は、活動波を使用するものとする。

（４）指揮支援部隊長は、防災相互通信用無線（防災相互波）の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

４ 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第４のとおりとする。

第５章　消防応援活動の調整等

（進出拠点）

第 11　調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

（１）陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第５のとおりとする。

（２）航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第６のとおりとする。

（３）水上隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するもの

２　調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

３　進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

４　連絡員等は、到着した応援都道府県大隊、応援都道府県統合機動部隊、応援都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

（任務付与）

第 12　指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

（１）被害状況

（２）活動方針

（３）活動地域及び任務

（４）安全管理に関する体制

（５）使用無線系統

（６）地理及び水利の状況

（７）燃料補給場所

（８）他の応援部隊の活動状況

（９）その他活動上必要な事項

（資機材の貸出し及び地図の配付）

第 13　指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

２　各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第７のとおりとする。

３　指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第 14　ヘリコプター離着陸場所は、別表第８のとおりとする。

（宿営場所）

第 15　調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第９のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

２　調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

３　宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

（燃料補給場所）

第 16　調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。

ただし、現地給油が必要な場合は、被災地市町村等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。

２　陸上隊の燃料補給場所は、別表第 10 のとおりとする。

３　航空小隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。

４　水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するものとする。

（燃料調達要請）

第 17　調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定に基づき要請するものとする。

２　災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結している団体は、「北海道石油業協同組合連合会」とする。

（重機派遣要請）

第 18　調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、要請するものとする。

（物資等調達要請）

第 19　調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

２　災害時における各地区内の食料品等調達可能場所は、別表第 12 表のとおりとする。

（部隊移動）

第 20　緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第３又は別紙第４のとおり行うものとする。

（長官の求め又は指示による部隊移動）

第 21　知事は、長官から要請要綱別記様式６－１により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

２　被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。

３　知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。

４　知事は、長官から要請要綱別記様式６－４により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

（知事による部隊移動）

第 22　知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

２　調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、北海道内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移勁に関する意見を回答するものとする。

３　知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対し、要請要綱別記様式６－５により指示を行うものとする。

４　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式６－６により通知するものとする。

５　調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）

第 23　調整本部は、部隊移動を行う場合は、北海道災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第６章　応援等の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）

第 24 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

２　前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。

（要請要綱別記様式４－１）

３　知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第７章 経費処理等

（経費処理）

第 25　法第 44 条第５項の規定により、消防庁長官の指示で緊急消防援助隊として出動した場合は、法第 49 条の規定により、政令で定める下記の経費については、国が負担する。

また、法第 44 条第１項の規定により、長官の求めに対し出動した場合には、出動に係る経費は、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金交付規程の定めるところにより同交付金の交付を受けることができる。

（１）特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費

（２）緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設にかわるべきものの購入費（３）前（１）、（２）に掲げるもののほか、緊急消防援助隊の活勁のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費

２　応援に係る経費については、応援市町村が一旦、それを負担し、国庫負担の場合には、国に対して負担金交付申請を行うものとする。

また、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金にあっては、受援市町村長の同協会への申請を受け、応援市町村は同協会に消防広域応援実績報告書を提出し交付を受けるものとする。

３　高速自動車国道及び有料都道府県道等の有料道路の通行については、通行料の徴収が免除される。

第８章　その他

（情報共有）

第 26 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

（地理情報）

第 27 北海道及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

（１）各部隊の進出拠点

（２）ヘリコプター離着陸場

（３）燃料補給可能場所
（４）河川、プール、防火水槽等の水利状況
（５）物資補給可能場所
（６）宿営場所
（７）広域避難場所
（８）救急医療機関
（９）その他応援部隊の活動に必要と認められる事項

（災害時の体制整備）

第 28 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

第 29 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

２　各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、北海道が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

３　各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに北海道に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

（航空隊の受援計画）

第 30　航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、北海道緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

附　則

この計画は、平成 17 年１月 19 日から施行する。

附　則

この計画は、平成 19 年４月２日から施行する。

附　則

この計画は、平成 22 年５月６日から施行する。

附　則

この計画は、平成 29 年４月 12 日から施行する。

注：別表第１～別表第 12、別紙第１～別紙第５、別記８様式１－１～別記様式７（略）

○資料 40　災宅地危険度判定実施要綱

平成２９年７月２１日 改正
被災宅地危険度判定連絡協議会

（目的）

第１条　この要綱は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　宅地 宅地造成等規制法第２条第１号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

二　危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

三　危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

四　危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

（危険度判定の責任体制等）

第３条　この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

２　宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

３　危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び都道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議するものとする。

（連絡支援体制等）

第４条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都道府県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

２　国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範

囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）に宅地判定士の派遣を要請するものとする。

３　都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

４　都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

（都道府県が市町村支援等を行うことが困難な場合における支援体制等）

第４条の２　都道府県は、前条第１項の規定による市町村への支援又は指導・指揮することが困難な場合は、国土交通省に対して支援を要請することができる。

２　国土交通省は、前項の規定による要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができる。ただし、必要な場合は、同項の要請を待つことなく、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができるものとする。

３　国土交通省は、前項の規定による支援を行う場合は、都市再生機構又は公益社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「宅地擁壁技術協会」という。）に対して協力を要請することができる。

４　都市再生機構及び宅地擁壁技術協会は、国土交通省から協力の要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援することができる。

（判定結果の表示等）

第５条　市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

（被災宅地危険度判定士）

第６条　都道府県知事及び都市再生機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

２　宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第１１条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、その居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

　ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地又は勤務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。

一　宅地造成等規制法施行令第１７条各号又は都市計画法施行規則第１９条第１号イからトに

該当する者

二　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有する者

三　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して１０年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた

四　その他、建築士法による二級建築士として４年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、５年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事等が認めた者

３　都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第１ 項の登録を行い、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

４　都道府県知事等は、第２項及び第３項の規定によらず、学識経験者等の第２項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。

５　登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日）から５年後の応答日の属する年度の末日までとする。

６　宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

（宅地判定士登録の更新）

第７条　前条第１項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。

２　都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第６条第１項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。

３　前項による登録の有効期間は、前条第５項に準ずる。

（宅地判定士名簿）

第８条　都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

（名簿記載事項の変更）

第９条　宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第３項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証（以下「届出書等」という。）を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。

２　都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に

応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。

３　宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

４　都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第８条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行なっていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。

５　都道府県知事等は、第６条第２項第３号及び第４号に該当し、同条第１項の登録を受けた宅地判定士又は同条第４項により登録を受けた宅地判定士に、第３項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

（登録証の再交付）

第１０条　宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。

２　都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。

３　登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け出なければならない。

（講習会）

第１１条　都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

（宅地判定士の災害補償）

第１２条　協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

２　前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

（判定調整員）

第１３条　都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」とい

う。）として認定するものとする。

２　判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

３　都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

４　都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第８条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行なっていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。

５　都道府県知事等は、第６条第２項第３号及び第４号に該当し、同条第１項の登録を受けた宅地判定士又は同条第４項により登録を受けた宅地判定士に、第３項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

（登録証の再交付）

第１０条　宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。

２　都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。

３　登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け出なければならない。

（講習会）

第１１条　都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

（宅地判定士の災害補償）

第１２条　協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

２　前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

（判定調整員）

第１３条　都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。

２　判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

３　都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。

（被災宅地危険度判定地域連絡協議会）

第１４条　都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

（都道府県実施要綱等）

第１５条　この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則による。

２　都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに実施要綱を定めるものとする。

（雑則）

第１６条　都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。

２　協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成１０年２月６日から施行する。

２　協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。

３　都道府県知事等は、平成１５年３月３１日までに前項の体制を整備しなくてはならない。

４　第２項に定める間、第６条第２項の申請書等及び第７条第１項の更新申請書等並びに第９条第３項の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。

５　第２項に定める間、第６条第３項及び第７条第２項並びに第９条第４項の「都道府県知事等」を「協議会会長」に、第９条第４項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。

６　協議会会長は、前項の読み替えにより第６条及び第７条の登録を行った場合には、第８条に準じ記載した名簿を、次項又は第７項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。

７　第４項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第２項の期間終了

後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。

８　前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都道府県を前項により指定したものとみなす。

９　前二項にかかわらず、第４項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者が都市基盤整備公団の職員である場合には、第７項の指定の有無にかかわらず、同項により都市基盤整備公団を指定したものと見なす。

１０　第２項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第７項又は第８項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。

１１　都道府県知事等は、第２項の期間中、第６条第２項第３号及び第４号並びに第６条第４項の規定による認定を行うことができないものとする。

附　則

１　この改正による新たな要綱は、平成１１年６月３日から施行する。

２　都市基盤整備公団の職員であって、平成１１年６月３日に、すでに宅地判定士として登録を受けている者については、登録時に改正後の附則第７項により指定を行い登録されたものと見なす。

３　前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな登録証を交付するものとする。

附　則

この改正による新たな要綱は、平成１３年５月３１日から施行する。

附　則

この改正による新たな要綱は、平成１４年５月２０日から施行する。

附　則

１　この改正による新たな要綱は、平成１６年１０月５日から施行する。

２　協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。

３　都道府県知事等は、原則として平成１８年３月３１日までに前項の体制を整備しなければならない。

附　則

この改正による新たな要綱は、平成１９年１０月２２日から施行する。

附　則

この改正による新たな要綱は、平成２１年８月２１日から施行する。

附　則

この改正による新たな要綱は、平成２９年７月２１日から施行する。

〇資料 41　避難勧告等の判断・伝達マニュアル

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
（洪水編）

令和２年３月

雨　竜　町

〈　目　　次　〉

１　避難勧告等の対象とする洪水（内水氾濫）……141

２　避難勧告等の発令対象区域……142

３　避難勧告の発令等をするための情報……143

４　河川の水位と発表される洪水予報等……144

５　避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動……145

６　避難勧告等の発令・解除の判断基準……146

７　協力・助言を求めることのできる機関……147

８　避難勧告等の伝達方法……153

９　避難勧告等の伝達文……154

巻末資料

避難勧告等判断フロー図（水害／水位周知河川）……155

石狩川における避難勧告発令着目型タイムライン(防災行動計画)‥‥156

１　避難勧告等の対象とする洪水

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

①　比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合

②　山間部等の川の流れの速いところで、洪水により川岸が浸食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋流失をもたらすおそれがある場合

③　氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、２階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合

④　地下・半地下に氾濫した水が流入するおそれがある場合

⑤　ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜対象外（立退き避難の対象とならない事象）＞

以下については、立退き避難ではなく、屋内安全確保が適切な避難行動となる。ただし、地下・半地下等に氾濫水が流入するおそれがある場合等、命を脅かすほどの深い浸水深となる場所については、立退き避難が適切な避難行動となる。

○短時間で局地的な大雨
下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かすおそれがない。

○中小河川の氾濫で浸水深が浅い地域
屋内安全確保で命を脅かすおそれがない。

○最大浸水深が浅い内水氾濫
屋内安全確保で命を脅かすおそれがほとんどない。

２　避難勧告等の発令対象区域

水害で避難勧告等の対象となる区域は、「各河川の洪水浸水想定区域図」を基本とするが、発令時の河川状況、堤防決壊、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて、想定される浸水区域を基本とする。

そのうち、命を脅かすおそれが高く、安全な地域への移動を伴う立退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

（１）比較的大きな河川（洪水予報河川、水位周知河川）

□堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊した場合を想定し、堤防に沿った一定の幅の区域等に立地する氾濫水により倒壊のおそれのある家屋

□堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋

□堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね３mを超える区域の２階建て家屋

□堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして、長時間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難する）

（２）山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が浸食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流出をもたらす可能性のある河川

□川沿いの家屋

（３）河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物

□建物の地下部分

□下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含む。

（４）洪水予報河川及び水位周知河川となっていない小河川や下水道

□氾濫による浸水域の最大水深が床下相当以下と想定される場合は、基本的に立退き避難は必要ないが、最大浸水深が概ね0.5m以上となる平屋家屋等の場合、その他地形等により個別に判断する。

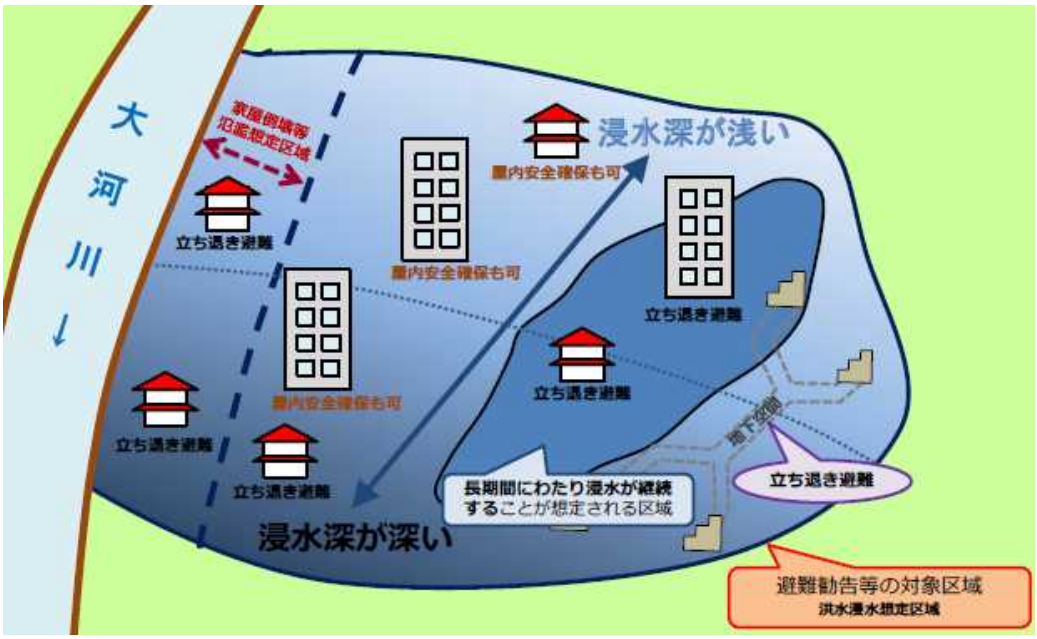

３　避難勧告等の発令を判断するための情報

（１）気象情報、気象注意報・警報・特別警報

項目		提供元	説明	主な提供システム等
気象情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ （ID・パスワード必要）
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別に適時発表される。	
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間大雨を観測したときに発表される。	
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が「高」「中」２段階で提供される。 警戒レベル１。	
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれが又は両方が記載されている。）警戒レベル２。	
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）警戒レベル２。	
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）警戒レベル３に相当。	
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。	
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	

（２）雨量に関する情報

項目		提供元	説明	発表間隔	主な提供システム等
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁 ：60分毎 防災システム ：10分毎	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ （ID・パスワード必要）
	テレメータ雨量	国交省	国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html（ID・パスワード必要）
	リアルタイム雨量	国交省	国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	
流域平均雨量		国交省	河川流域における平均の雨量	10分毎	
面的な雨量把握	レーダー・降水・ナウキャスト	気象庁	現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後までの5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ （ID・パスワード必要） ≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html（ID・パスワード必要）
	レーダ雨量（Cバンドレーダ）	国交省	レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 １kmメッシュで観測。	5分毎	
	レーダ雨量（ＸＲＡＩＮ）	国交省	レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 250mメッシュで観測	1分毎	
	リアルタイムレーダー	国交省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	
	解析雨量・洪水短時間予報	気象庁	現時刻までの前１時間の雨量の分布及び15時間先までの１時間毎の予測雨量分布を表示したもの。気象庁HPでは「今後の雨」という名称で公開	10分毎（実況及び6時間先まで） 1時間毎（7～15時間先）	
	高解像度降水ナウキャスト	気象庁	30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。 気象庁HPでは「雨雲の動き」という名称で公開	5分毎	

（３）水位に関する情報

項目		提供元	説明	発表間隔	主な提供システム等
水位に関する情報	カメラ画像	国交省	カメラによる河川の画像情報		≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html（ID・パスワード必要）
	テレメータ水位	国交省	国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	
	危機管理型水位計	国交省 道 市町村	国土交通省河川事務所等が観測した水位	大河川10分毎、中小河川5分毎、水位が急激に上昇する河川2分毎	
	水位予測	国交省	洪水予報河川について、３時間先までの各１時間の水位を予測	60分毎	

（４）洪水等に関する情報

項目		提供元	説明	発表間隔	主な提供システム等
洪水等に関する情報	指定河川洪水予報	国交省又は道と気象庁の共同	国や道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表		≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ （ID・パスワード必要） ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html（ID・パスワード必要）
	水位到達情報	国交省又は道	氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	洪水情報のプッシュ型配信	国交省	携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用して、氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報及び河川氾濫が発生した情報を配信する。		≪国土交通省ホームページ≫ （取組詳細）
	流域雨量指数の６時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（６時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の６時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。	10分毎	
	洪水警報の危険度分布	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを５段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には３時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の３時間先までの面的な把握の参考になる。	10分毎	
	大雨警報（浸水害）の危険度分布	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。１km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを５段階に判定した結果を表示したもの。１時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10分毎	
	大雨危険度通知	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が変化した際に、希望者にメールやアプリ等で通知するサービス。	10分毎（危険度が変化したとき）	≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/

４　河川の水位と発表される洪水予報等

【洪水予報河川の場合】

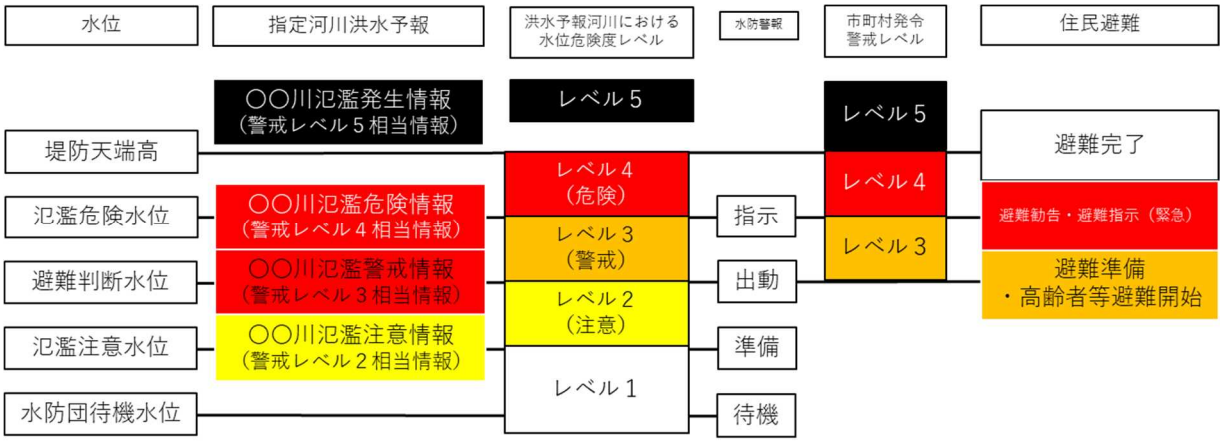

○情報の名称等

■洪水予報の発表

①氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報[洪水]）

氾濫注意水位（レベル２水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時

②氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報[洪水]）

避難判断水位（レベル３水位）に到達した時

③氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報[洪水]）

氾濫危険水位（レベル４水位）に到達した時

■水位

①氾濫注意水位（レベル２水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位をいう。

②避難判断数位（レベル３水位）

氾濫注意水位（レベル２水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

③氾濫危険水位（レベル４水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

５　避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 **避難準備・高齢者等避難開始**	市町村が避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。 （災害対策基本法第56条）	**高齢者等避難** ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、洪水に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル４】 **避難勧告**	市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。 　避難のための立退き避難を行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる （災害対策基本法第60条）	**全員避難** ○洪水に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立退き避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。
【警戒レベル４】 **避難指示（緊急）**		**全員避難〈市町村から避難指示（緊急）が発令された場合〉** ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ○指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、指定緊急避難場所ではないが、近隣より安全な場所・建物への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動し「屋内安全確保」を行う。 ○避難指示（緊急）は地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものでないことに留意する。
【警戒レベル５】 災害発生情報	市町村は、災害が発生し、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するためにときは、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことがかえって人の生命また身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。 （災害対策基本法第60条）	災害発生 ○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ○町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※１　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
※２　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等へ移動

６　避難勧告等の発令・解除の判断基準

各河川の水位観測所及び浸水想定図は別添「主要水位・雨量観測所一覧」及び「浸水想定区域図」のとおり

（１）洪水予報河川～石狩川・尾白利加川　　水位観測所～石狩川（橋本町）

区分	基　　準	対象地区
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	次の１～４のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。 １　指定河川洪水予報により石狩川・尾白利加川の橋本町水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）である２６．５０ｍに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ２　指定河川洪水予報の水位予測により、石狩川・尾白利加川の橋本町水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）２７．００ｍに到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ３　軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４　避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。
【警戒レベル４】 避難勧告	【避難勧告】 次の１～４のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 １　指定河川洪水予報により石狩川・尾白利加川の橋本町水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル４水位）である２７．００ｍに到達したと発表された場合 ２　指定河川洪水予報の水位予測により、石狩川・尾白利加川の橋本町水位観測所の水位が堤防天端高２８．１５ｍ（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ３　異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４　避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
【警戒レベル４】 避難指示（緊急）	【避難指示（緊急）】〈緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令〉 次の１～３のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。 １　指定河川洪水予報により石狩川・尾白利加川の橋本町水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル４水位）である２７．００ｍを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高２８．１５ｍ（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） ２　異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ３　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する）	
【警戒レベル５】 災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合 （氾濫発生情報等により把握できた場合）	

※　避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その水位情報の見込みに関す情報を組み合わせる。

（２）洪水予報河川～雨竜川・恵岱別川　　水位観測所～雨竜川（雨竜橋）

区分	基　　準	対象地区
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	次の１～４のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。 １　指定河川洪水予報により雨竜川・恵岱別川の雨竜橋水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）である３３．７０ｍに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ２　指定河川洪水予報の水位予測により、雨竜川・恵岱別川の雨竜橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）３４．２０ｍに到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ３　軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４　避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。
【警戒レベル４】 避難勧告	【避難勧告】 次の１～４のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 １　指定河川洪水予報により雨竜川・恵岱別川の雨竜橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル４水位）である３４．２０ｍに到達したと発表された場合 ２　指定河川洪水予報の水位予測により、雨竜川・恵岱別川の雨竜橋水位観測所の水位が堤防天端高３７．２６ｍ（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ３　異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４　避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
【警戒レベル４】 避難指示（緊急）	【避難指示（緊急）】〈緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令〉 次の１～３のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。 １　指定河川洪水予報により雨竜川・恵岱別川の雨竜橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル４水位）である３４．２０ｍを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高３７．２６ｍ（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） ２　異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ３　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する）	
【警戒レベル５】 災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合 （氾濫発生情報等により把握できた場合）	

※　避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その水位情報の見込みに関す情報を組み合わせる。

（３）小河川・重要水防箇所

区分	基　　準	対象地区
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	洪水予報河川に準じて判断するほかに、次項の避難勧告発令基準を勘案して、必要に応じ発令する。	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。
【警戒レベル４】 避難勧告 避難指示（緊急）	次の１～４のいずれかに該当する場合に、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令するものとする。 １　流域を含む範囲に大雨警報（浸水害）が発表され、雨的雨量（レーダ等）で雨域がある場合 ２　流域を含む範囲に洪水警報が発表され、さらに上昇する傾向にある場合 ３　対象河川の消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 ４　浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合	
【警戒レベル５】 災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合 （氾濫発生情報等により把握できた場合）	

※　避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その水位情報の見込みに関す情報を組み合わせる。

（４）内水地域

区分	基　　準	対象地区
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	洪水予報河川に準じて判断するほかに、次項の避難勧告発令基準を勘案して、必要に応じ発令する。	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。
【警戒レベル４】 避難勧告 避難指示（緊急）	次の１～４のいずれかに該当する場合に、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令するものとする。 １　排水先の河川等の水位上昇に対応した、内水への逆流を防止するための樋門閉鎖が、樋門の損壊等で困難な場合 ２　内水の搬出先への樋門等が、故障や土砂堆積等により閉塞し、排出不全により、内水水位の危険な上昇が認められる場合 ３　排水路、側溝等水路の閉塞又は処理容量を超えた流水により、低地等に滞留した雨水等の水位に危険な上昇が認められる場合 ４　浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合	
【警戒レベル５】 災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合 （氾濫発生情報等により把握できた場合）	

※　避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その水位情報の見込みに関す情報を組み合わせる。

○主要水位・雨量観測所一覧

【主要水位観測所一覧】

観測所名	水系名	河川名	基準水位				計画高水位	水位計所在地
			水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険		
橋本町	石狩川	石狩川	23.20m	24.60m	26.50m	27.00m	28.15m	新十津川町中央 89 番地
伏古	石狩川	石狩川	29.60m	30.80m	－	－	34.32m	滝川市江部乙町西 13 丁目
妹背牛橋	石狩川	石狩川	37.90m	39.00m	－	－	40.89m	深川市音江町稲田
深川橋	石狩川	石狩川	48.30m	49.30m	－	－	49.81m	深川市花園町 8 丁目 22 の 30 番地
多度志	石狩川	雨竜川	56.40m	57.00m	57.50m	57.70m	59.02m	沼田町共成 24 番地
北竜橋	石狩川	雨竜川	36.80m	38.10m	－	－	40.45m	妹背牛町千秋
雨竜橋	石狩川	雨竜川	32.80m	33.40m	33.70m	34.20m	37.26m	雨竜郡妹背牛町千秋
達布橋	石狩川	雨竜川	43.10m	43.90m	－	－	46.31m	雨竜郡沼田町沼田 1 区
尾白利加川	石狩川	尾白利加川	50.30m	51.08m	－	52.80m	52.80m	雨竜郡雨竜町字満寿 21 番 25
恵岱別川	石狩川	恵岱別川	63.85m	64.76m	－	65.86m	65.86m	雨竜郡雨竜町字桂の沢 1160 番 4

【主要雨量観測所一覧】

観測所名	水系名	河川名	管理者	雨量計所在地
雨竜橋	石狩川	雨竜川	札幌開発建設部	雨竜町 （茜橋上流約 160m）
国領	石狩川	尾白利加川	札幌開発建設部	雨竜町字上オシラリカ原野 348 番地の 8 （道道 432 号線国領橋付近）
恵岱別	石狩川	恵岱別川	空知総合振興局	雨竜町字桂の沢 1160 番 4 （桂沢橋地点）
雨竜	その他	その他	札幌管区気象台	雨竜町字満寿 （雨竜道の駅前）

7　避難勧告等の解除の判断基準

（１）洪水予報河川

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位（レベル４水位）及び堤防天端高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんど無い場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

（２）小河川

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、かつ、小河川については、当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、解除するものとする。

○気象等警報・注意報発表基準（令和元年5月29日現在）

		警　報	注意報
大雨 ※[1]	(浸水害)表面雨量指数基準　※[2]	12	7
	(土砂災害)土壌雨量指数基準　※[3]	137	80
洪水	流域雨量指数基準	尾白利加川流域　19.7 恵岱別川流域　23.5	尾白利加川流域　15.7 恵岱別川流域　18.8
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流〔納内・橋本町〕,雨竜川〔雨竜橋〕	

※[1] 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

※[2] 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握する指標で、地質や地形勾配、土地の利用状況などが考慮され、短時間強雨による浸水害発生との相関が高い指数である。解析雨量、降水短時間予報などをもとに、１㎞四方の領域ごとに算出され、大雨警報（浸水害）の発表基準として使用し、数値が高いほど浸水の危険度が高くなる。表面雨量指数が警報基準に達した場合、側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない状況が想定される。

※[3] 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険度の高まりを把握する指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。解析雨量、降水短時間予報などをもとに、５㎞四方の領域ごとに算出され、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表基準として使用し、数値が高いほど土砂災害の危険度が高くなる。土壌雨量指数が警報基準に達した場合、土砂災害への警戒が必要になり、避難準備をし、早めの避難を心がける必要がある。

８　協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部　予報・観測 【電話番号（011）611-6124】	・気象の警報等に関すること。
札幌開発建設部　河川整備保全課 【電話番号（011）611-0340】 札幌開発建設部　滝川河川事務所 【電話番号（0125）76-2211】	・国管理河川施設に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
空知総合振興局 　札幌建設管理部　治水課 【電話番号（011）561-0454】 空知総合振興局 　札幌建設管理部　滝川出張所 【電話番号（0125）22-3434	・道管理河川施設に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
空知総合振興局 　地域創生部地域政策課 【電話番号（0126）20-0033】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

９　避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。
なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 （災害情報共有システム（Ｌアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	ＴＶ放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線（同報系）		住民
総務課	ホームページ		ＰＣユーザー等
総務課	広報車		住民等（巡回ルート）
消防本部	消防車		住民等（巡回ルート）
	電話又はＦＡＸ		消防団
住民課	電話又はＦＡＸ		要配慮者利用施設（※）
総務課	電話又はＦＡＸ		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
教育委員会	電話又はＦＡＸ		学校等
総務課	電話		空知総合振興局 札幌開発建設部 札幌管区気象台 深川警察等

※　要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10　避難勧告等の伝達文

（１）【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

こちらは、防災雨竜です。

大雨による洪水の危険が予想されるため、〇月〇日〇時〇分、〇〇町内会を対象に

【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

〇〇川付近にいる方で、ご高齢の方など避難に時間のかかる方は、避難場所へ避難を開始し、それ以外の方は、避難の準備を整え、気象情報等に注意してください。

開設している避難所は、〇〇会館です。

（２）【警戒レベル４】避難勧告の伝達文の例

こちらは、防災雨竜です。

大雨による洪水の危険が予想されるため、〇月〇日〇時〇分、〇〇町内会を対象に

【警戒レベル４】避難勧告を発令しました。

〇〇川付近にいる方は、避難所へ全員避難してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

開設している避難所は、〇〇会館です。

（３）【警戒レベル４】避難指示（緊急）の伝達文の例

こちらは、防災雨竜です。

大雨による洪水の危険が予想されるため、〇月〇日〇時〇分、〇〇町内会を対象に

【警戒レベル４】避難指示（緊急）を発令しました。

〇〇川付近にいる方で避難していない方は、避難場所へ緊急に避難してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

開設している避難所は、〇〇会館です。

（４）【警戒レベル５】災害発生情報の伝達文の例

こちらは、防災雨竜です。

洪水が発生したため、〇月〇日〇時〇分、〇〇町内会を対象に

【警戒レベル５】災害発生情報を発令しました。

〇〇川付近にいる方は命を守る最善の行動をとってください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

開設している避難所は、〇〇会館です。

（５）緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）

雨竜町：【警戒レベル４】避難勧告

〇〇月〇〇日　〇〇時〇〇分

地　　区：〇〇町内会地区

避難場所：〇〇会館

理由：〇〇川氾濫のおそれ

備考：〇〇町内会の地域にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ全員避難してください。外に出るのが危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

巻末資料　避難勧告等判断フロー図（水害）

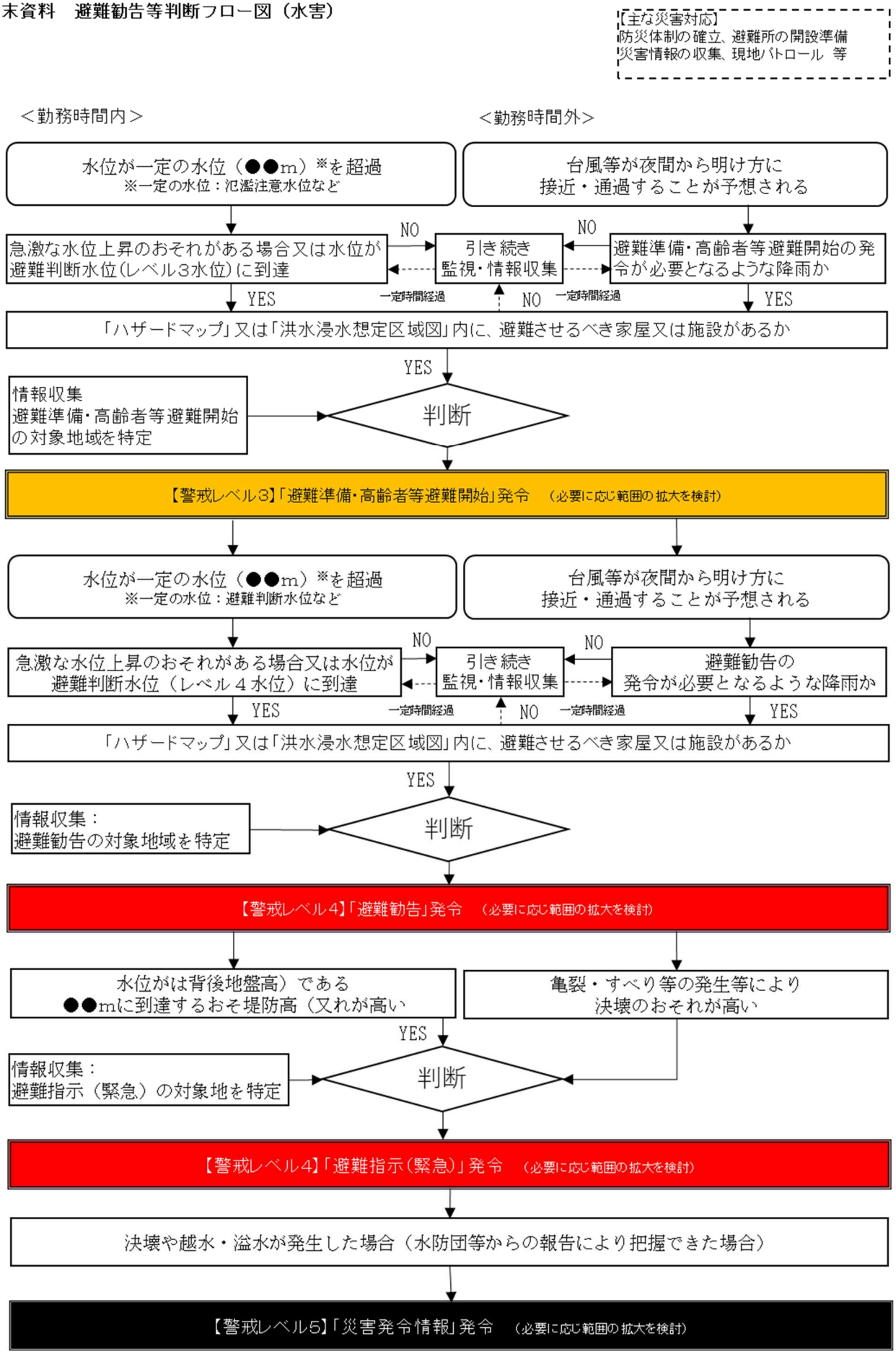

巻末資料　石狩川における避難勧告発令着目型タイムライン（防災行動計画）

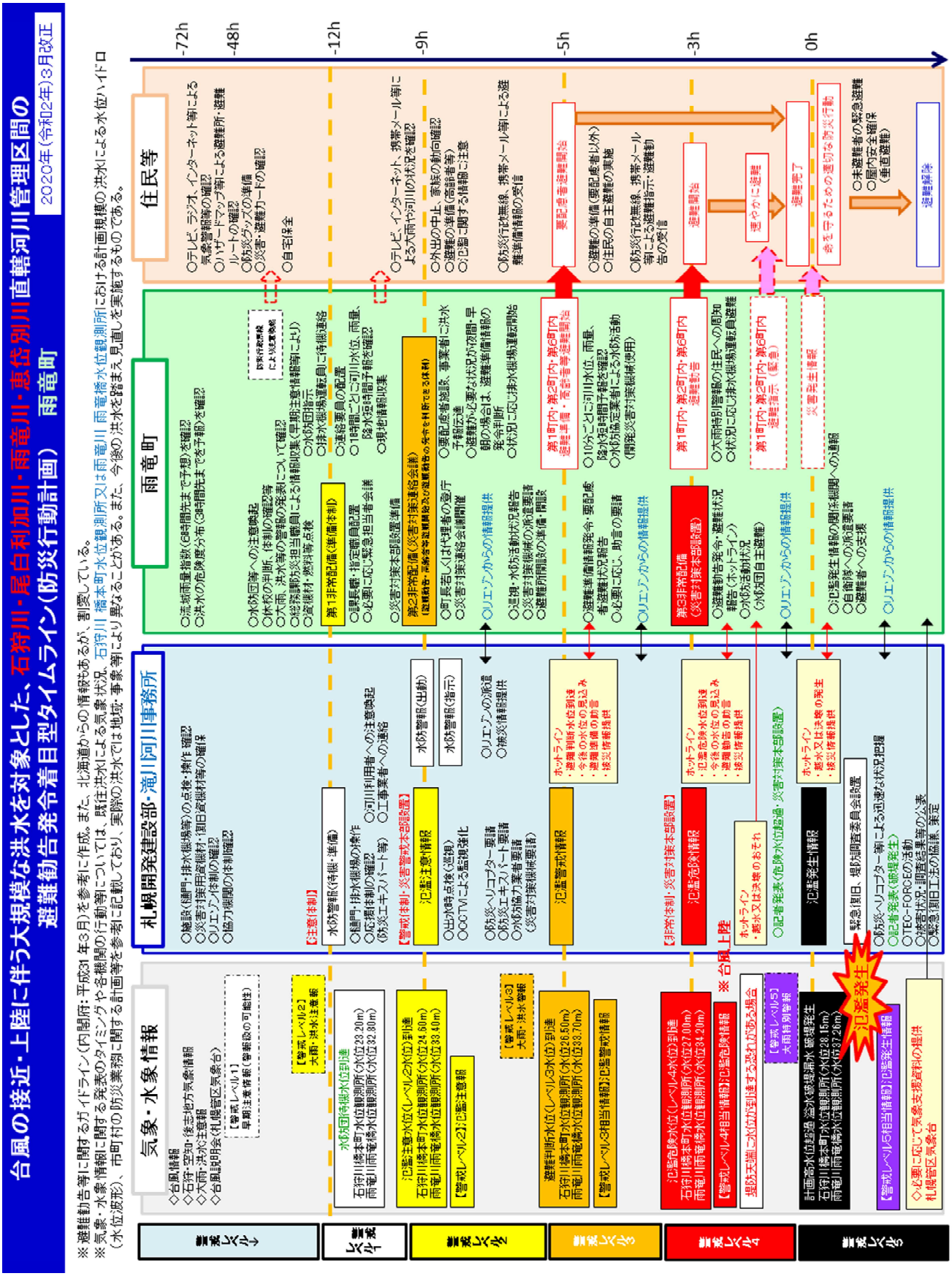

巻末資料　雨竜町洪水ハザードマップ

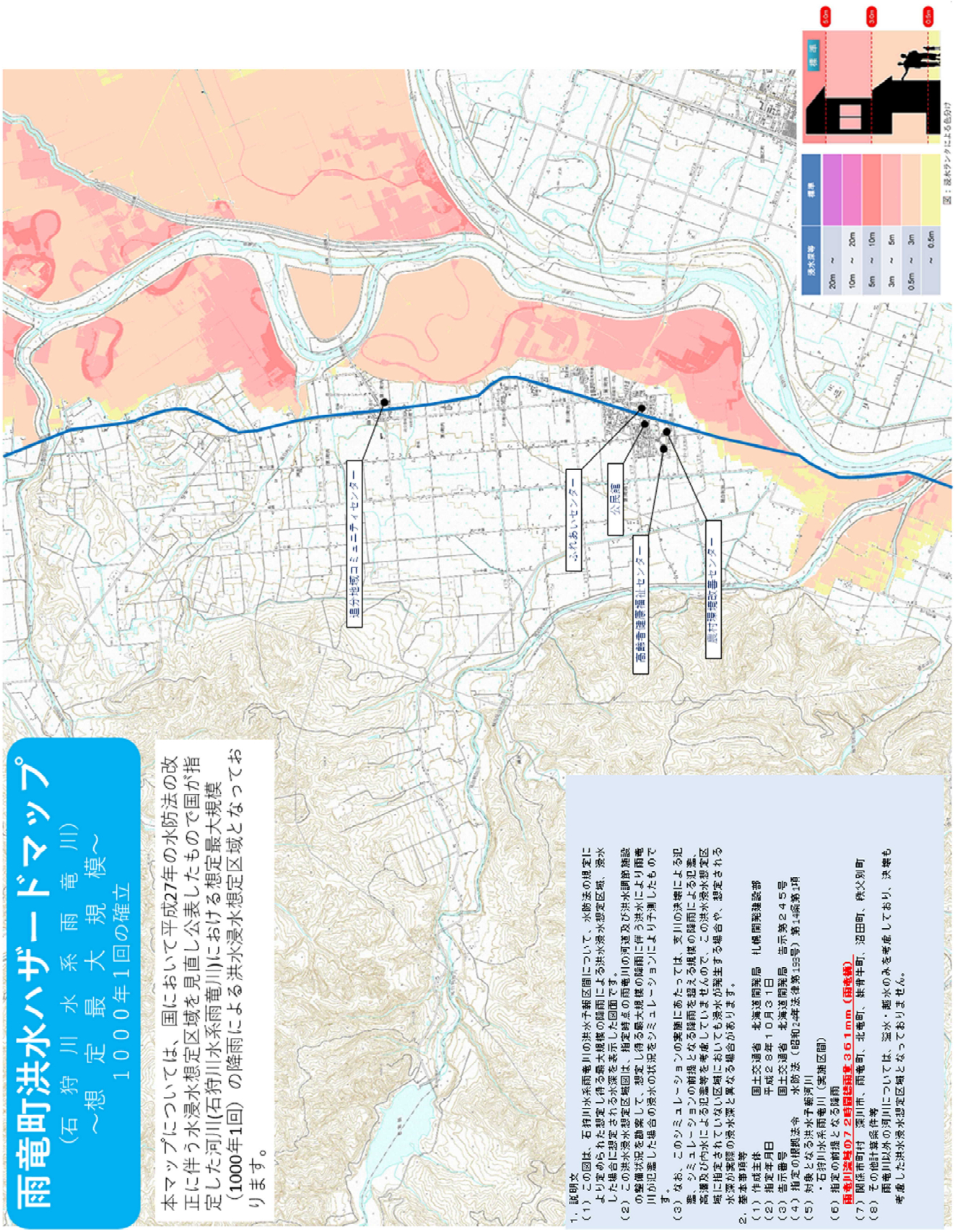

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
（土砂災害編）

令和２年３月

雨　竜　町

〈　目　　次　〉

１　避難勧告等の対象とする土砂災害……162

２　避難勧告等の発令対象区域……163

３　具体的な区域設定の考え方……163

４　避難勧告等の発令を判断するための情報……164

５　避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動……166

６　避難勧告等の発令の判断基準……167

７　避難勧告等の解除……168

８　協力・助言を求めることのできる機関……168

９　避難勧告等の伝達方法……169

10　避難勧告等の伝達文……170

別添　「土砂災害危険箇所等一覧」……172
巻末資料
Ⅰ　避難勧告等判断フロー図（土砂災害）……176
Ⅱ　土砂災害の前兆現象について……177

1　避難勧告等の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気 に下流へと押し流される現象

（その他避難勧告等の対象となりえる土砂災害）

地すべり

斜面の一部、あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象。

※危険性が確認された場合、国や都道府県が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難勧告等を発令。

河道（かどう）閉塞に伴う土砂災害

がけ崩れ、土石流などでくずれたり、流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象。

※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達

２　避難勧告等の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多く、避難勧告等は市町村単位又は一定の地域からなる発令単位毎に発令され、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難勧告等の対象となる。

対象区域は別添「土砂災害危険箇所等一覧」のとおり

（１）土砂災害防止法に基づく【土砂災害警戒区域等】

①　土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②　土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難勧告の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

（２）土砂災害危険箇所

①　急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

②　土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が３度以上（火山砂防地域では２度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

（３）その他の場所

上記（１）（２）の隣接区域やその他避難の必要がある場所

３　具体的な区域設定の考え方

雨竜町（以下「町」）は、避難勧告等の発令範囲を絞り込むため、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。なお、災害の発生を把握した場合は、発生箇所や周辺区域を含む事前に設定した発令区域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等に災害発生情報を発令する。

発令単位としては、町の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、町をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュが含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難勧告等を発令することが考えられる。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

４　避難勧告等の発令を判断するための情報

○北海道土砂災害警戒情報システム（http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/）

①　土砂災害警戒情報発表状況　現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。

②　土砂災害危険度情報　土砂災害の危険度を５ｋｍメッシュで表示

土砂災害危険箇所、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【危険度（スネークライン）の表示】更新間隔 10 分

濃紫（極めて危険）　－　実況で土砂災害警戒情報
【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】発表基準超過

薄紫（非常に危険）　－　２時間後までの予想で土砂災害警戒情報
【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】発表基準超過

赤　（警戒）　－　実況又は予想で大雨警報（土砂災害）
【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】発表基準超過

黄　（注意）　－　実況又は予想で大雨注意報発表基準超過
【警戒レベル２相当情報】

③　降雨情報　降雨の状況を１ｋｍメッシュで表示。

④　土砂災害警戒区域等の指定状況　土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○大雨警報（土砂災害）の危険度メッシュ情報（気象庁）

（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/）

２時間先までの土砂災害の危険度を５ｋｍメッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔 10 分

濃紫（極めて危険）　－　実況で土砂災害警戒情報
【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】発表基準超過

薄紫（非常に危険）　－　２時間後までの予想で土砂災害警戒情報
【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】発表基準超過

赤（警戒）　－　実況又は予想で大雨警報（土砂災害）
【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】発表基準超過

黄　（注意）　－　実況又は予想で大雨注意報発表基準超過
【警戒レベル２相当情報】

項目	提供元	説　　明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。 警戒レベル２。	北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/ 防災情報提供システム https://bosai.jmainfo.go.jp/ （ID・パスワード必要）
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
土砂災害警戒情報	気象庁と道の共同発表	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 防災情報提供システム
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 防災情報提供システム
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

５　避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	市町村長が、避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。 （災害対策基本法第56条）	**高齢者等避難** ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域では、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル４】 避難勧告	市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。 （災害対策基本法第60条）	**全員避難** ○土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する（指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要）。 ○指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所・建物への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動し「屋内安全確保」を行う。
【警戒レベル４】 避難指示（緊急）		**〈市町村から避難指示（緊急）が発令された場合〉** ○災害が発生するおそれが極めて高い状態等となっており、緊急に避難する。 ○指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、指定避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動し「屋内安全確保」を行う。 ○避難指示（緊急）は地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものでないことに留意する。
【警戒レベル５】 災害発生情報	市町村は、災害発生し、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するために特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。 （災害対策基本法第60条）	○既に災害が発生している状態であり、命を守るための最善の行動をとる。 ○災害発生は確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

注１　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
注２　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

６　避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

区分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対　象　区　域 （土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。）
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	１　大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】が発表された場合 ２　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】の発表基準を超過した区域（赤）
【警戒レベル４】 避難勧告	１　土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】の発表基準に予想で到達する区域が土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった全ての区域（薄紫）
	２　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル４】 避難指示（緊急）	〈緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令〉 １　土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】が発表されており、避難していない人に対し、既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況のためより強く避難を促す場合	避難勧告が発令されているメッシュ情報で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】の発表基準を実況で超過した区域（濃紫）
【警戒レベル５】 災害発生情報	１　土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

○重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報　交換する。

○想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

○土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。

○立退き避難が困難となる夜間において、孤立や避難が困難になると見込まれる地域等に対して、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

7　避難勧告等の解除

区　　分	条　　件
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	○大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】が解除され、判定メッシュ情報で安全が確認された場合 ○今後雨の予報がないときとし、災害対策本部及び現地対策本部が現地等の状況を確認して判断する。
【警戒レベル４】 避難勧告 避難指示（緊急）	○土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報（土砂災害）】が解除になった場合とするが、土砂災害は降雨が終わった後でであっても発生することがあるため、気象情報を基に今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、災害対策本部及び現地対策本部が現地等の状況を確認して総合的に判断する。 この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。
【警戒レベル５】 災害発生情報	○被害のあった地域や、被害の可能性がある地域の状況を確認した上で会場する。 ※被害の可能性がある地域とは「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害危険個所」「その周辺地域」を指す。

8　協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部　予報・観測 【電話番号（011）611-6170】	○気象、土砂災害等に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部　治水課 【電話番号（011）561-0454】 空知総合振興局 札幌建設管理部　滝川出張所 【電話番号（0125）22-3434】	○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関すること。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見にかんすること。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。
空知総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号（0126）20-0033】	○災害情報及び被害情報に関すること。 ○避難対策に関すること。

９　避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。
なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 （災害情報共有システム（Ｌアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	ＴＶ放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線（同報系）		住民
総務課	ホームページ		ＰＣユーザー等
総務課	広報車		住民等（巡回ルート）
消防本部	消防車		住民等（巡回ルート）
	電話又はＦＡＸ		消防団
住民課	電話又はＦＡＸ		要配慮者利用施設（※）
総務課	電話又はＦＡＸ		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
教育委員会	電話又はＦＡＸ		学校等
総務課	電話		空知総合振興局 札幌開発建設部 札幌管区気象台 深川警察　等

10　避難勧告等の伝達文

（１）【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

こちらは、防災雨竜です。

大雨による土砂災害の危険が予想されるため、○月○日○時○分、○○町内会に【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

土砂災害警戒区域等の山沿い・急斜面やその付近にいる方で、ご高齢の方など避難に時間のかかる方は、避難を開始し、それ以外の方は、避難準備を整え、気象情報等に注意してください。

開設している避難所は、○○会館です。

（２）【警戒レベル４】避難勧告の伝達文の例

こちらは、防災雨竜です。

大雨による土砂災害の危険性が高まっているため、○月○日○時○分、○○町内会に【警戒レベル４】避難勧告を発令しました。

土砂災害警戒区域等の山沿い・急斜面やその付近にいる方は、避難場所へ全員避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

開設している避難所は、○○会館です。

（３）【警戒レベル４】避難勧告（緊急）の伝達文の例

こちらは、防災雨竜です。

大雨による土砂災害の危険性が極めて高いため、○月○日○時○分、○○町内会に【警戒レベル４】避難指示を発令しました。

土砂災害警戒区域等の山沿い・急斜面やその付近にいる避難していない方は、緊急に避難してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に緊急に避難してください。

開設している避難所は、○○会館です。

（４）【警戒レベル５】災害発生情報の伝達文の例

こちらは、防災雨竜です。

土砂災害が発生したため、〇月〇日〇時〇分、〇〇町内会に
【警戒レベル５】災害発生情報を発令しました。

土砂災害警戒区域等の山沿い・急斜面やその付近にいる方は、命を守る最善の行動をとってください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に緊急に避難してください。

開設している避難所は、〇〇会館です。

〈留意事項〉

〇避難場所へ避難する際は、他の土砂災害危険個所内の通過は避けること。土石流に関しては渓流に直角方向に避難し、できるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避ける。

〇避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

【緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）】

雨竜町：【警戒レベル４】避難勧告
〇〇月〇〇日　〇〇時〇〇分
地　　区：〇〇町内会
避難場所：〇〇会館
理由：土砂災害発生のおそれ
備考：当該地区の急傾斜地、崖地、沢地などに滞在の方は、速やかに全員避難してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

別添

○土砂災害危険箇所等一覧

【急傾斜地崩壊危険箇所及びこれに類する箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	人家等の有無
急 001	Ⅱ0-292-292	雨竜鴨居沢	○	○	無

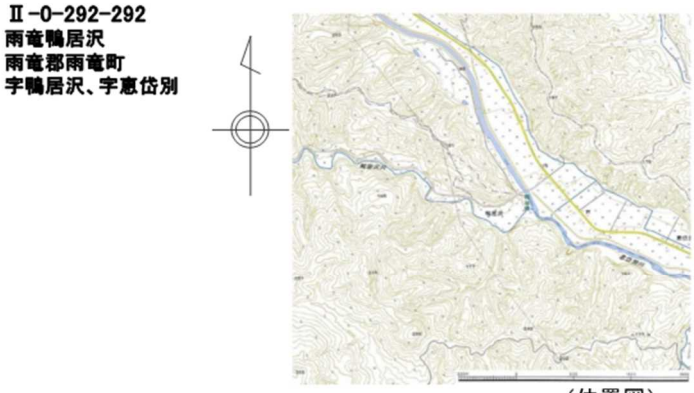

（位置図）

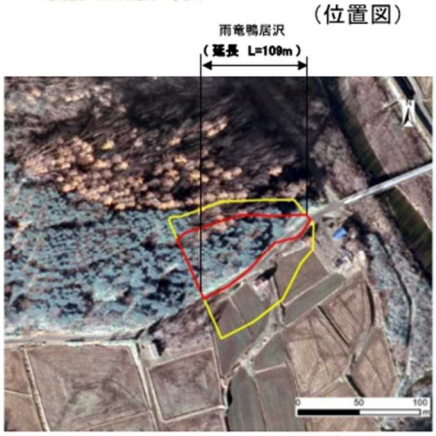

（オルソ）

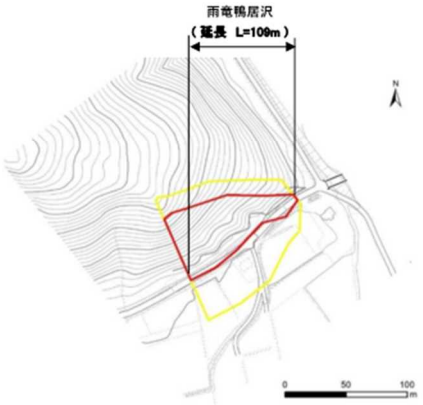

（地形図）

【土石流危険渓流及びこれに類する渓流】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	人家等の有無
土 001	Ⅱ-06-0010	南暑寒荘の沢川	○	○	有

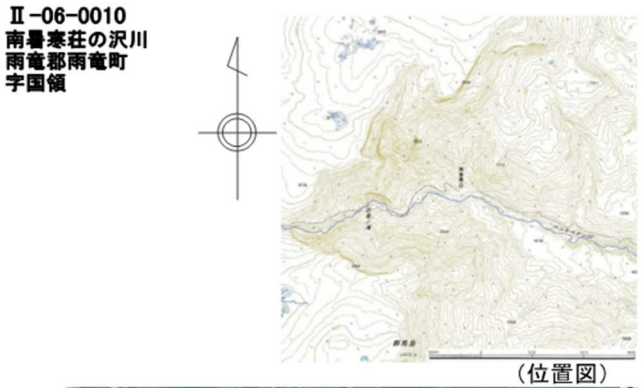

（位置図）

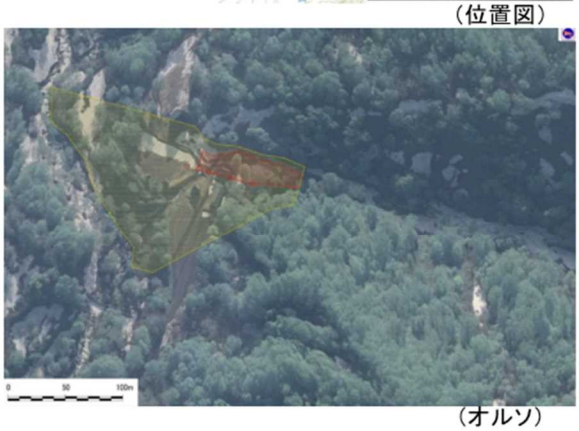

（オルソ）

（地形図）

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	人家等の有無
土 002	Ⅱ-06-0020	ライスセンターの沢川	○	－	有

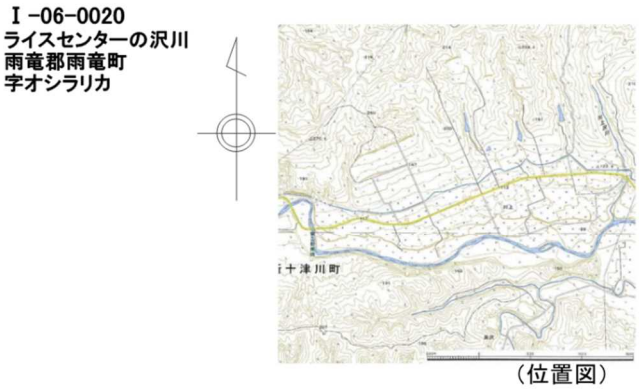

（位置図）

（オルソ）

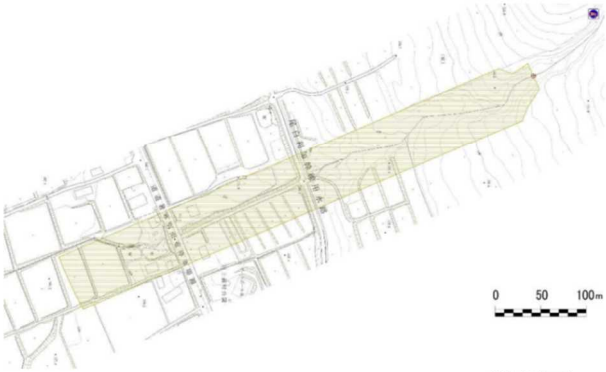

（地形図）

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	人家等の有無
土 003	Ⅱ-06-0030	桂橋の沢川	○	－	無

Ⅱ-06-0030
桂橋の沢川
雨竜郡雨竜町
字桂の沢、字恵岱別

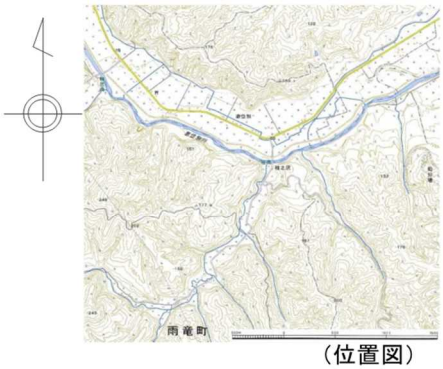

（位置図）

（オルソ）

（地形図）

巻末資料Ⅰ　避難勧告等判断フロー図（土砂災害）　【土シ】＝北海道土砂災害警戒情報システム

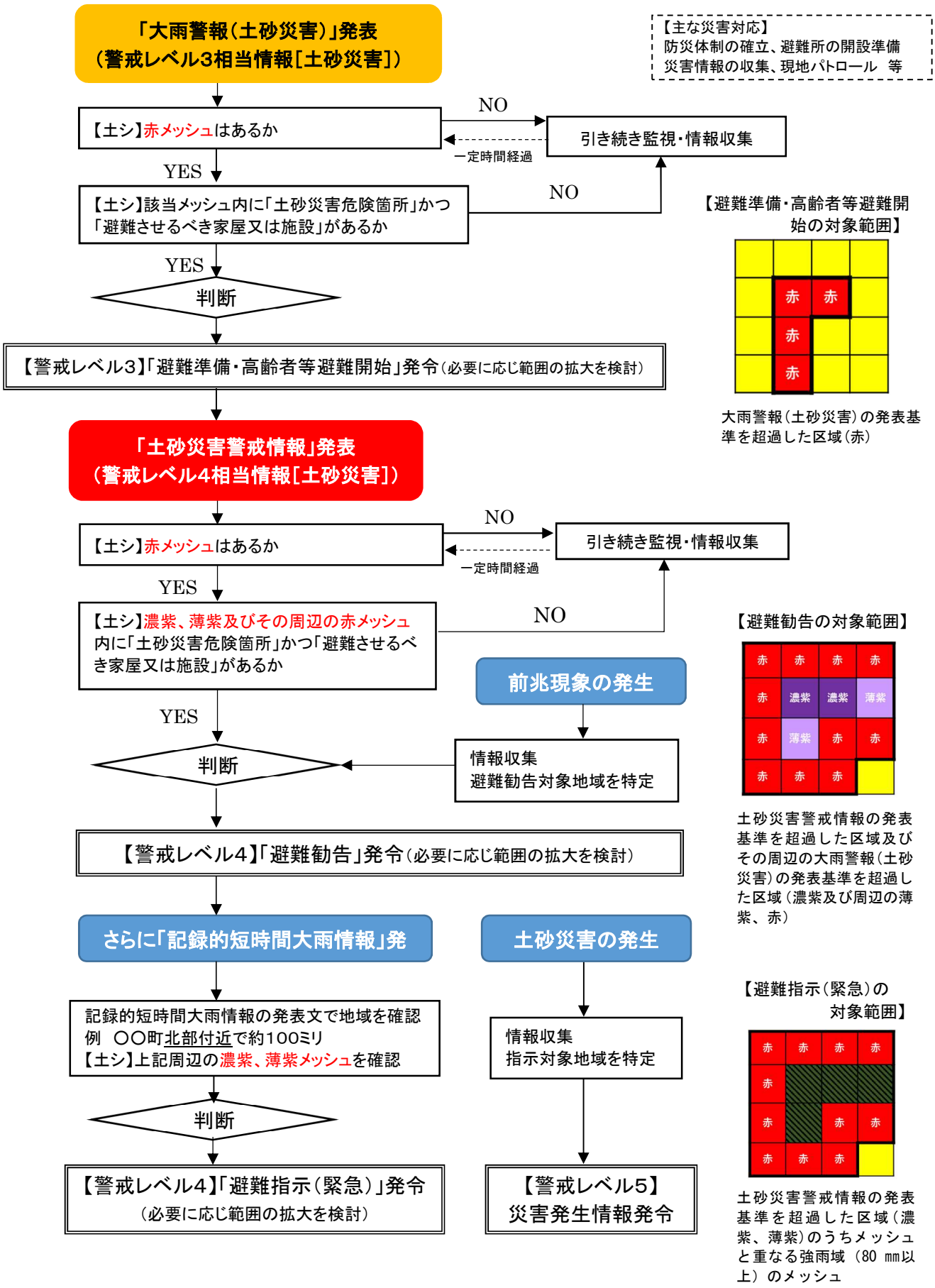

巻末資料Ⅱ　土砂災害の前兆現象について

	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山･斜面･がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴　覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅　覚		・腐った土の臭いがする		

※　上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき

※　表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」（平成18年３月）から転載、注意については内閣府が記載

○資料 42　北海道消防防災ヘリコプター運行管理要綱

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第２条　航空機の運航管理については、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

（２）消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

（３）航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

（４）自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

（５）運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

（６）委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第２章　防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第４条 航空室に、防災航空隊を置く。

２　防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

３　防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

４　隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

（隊長の任務）

第５条　隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第６条　副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

２　隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第７条　隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

（搭乗者の指定）

第８条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第３章　運航管理

（総括管理者）

第９条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第 10 条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

（運航指揮者）

第 11 条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

２　運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

（運航計画）

第 12 条　運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

２　運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第１号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第２号）とする。

（運航する航空機等）

第 13 条 総括管理者は、法第 23 条及び第 25 条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

２　運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

（運航範囲）

第 14 条　航空機は、次に揚げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

（１）災害応急対策活動

（２）救急活動

（３）救助活動

（４）火災防御活動

（５）広域航空消防防災応援活動

（６）災害予防活動

（７）自隊訓練

（８）その他総括管理者が必要と認める活動

２　航空機の運航は、原則として午前８時 45 分から午後５時 30 分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

（緊急運航）

第 15 条　前条第１項第１号から第５号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第 12 条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

２　航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

３　緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（運航に伴う報告）

第 16 条　運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第３号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第４号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第 17 条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第 79 条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第 81 条の２の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第４章　使用手続

（使用予定表）

第 18 条　航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年２月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第５号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第６号）を総括管理者に提出しなければならい。

（航空機の使用申請）

第 19 条　航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第７号）により、使用する日の 15 日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（航空機の使用承認）

第 20 条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

２　総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第８号）を交付するものとする。

第５章　安全管理等

（安全管理）

第 21 条　総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

２　運航管理責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（運航指揮者の責務）

第 22 条　運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第６章 教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第 23 条　総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

２　運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（自隊訓練）

第 24 条　運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第７章　事故対策等

（捜索及び救難体制の確立）

第 25 条　総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第 26 条　運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならい。

２　運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

（事故報告）

第 27 条　総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第８章 雑則

（記録及び保存）

第 28 条　運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

（その他）

第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

○資料 43　北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第３項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第４条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

（手続）

第２条　救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

（１）依頼病院等

ア　依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第１号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ　依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ　依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

（２）市町村等

ア　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

　これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ　市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ　市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ　市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

（３）航空室

ア　航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ　航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第３条　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

２　航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第４条　医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として１名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第２号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

○資料 44　北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第１　目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第２　定義

この要綱において、次の各校に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

１　応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の 安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

２　応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

３　応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第３　判定実施の決定

市町村の災害対策本部長（市町村長）は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の要否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

第４　実施本部の設置

１　災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長（第５第１項参照）に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。

２　実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。

３　実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。

４　実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第５　支援地方本部の設置と役割

１　地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は（総合）振興局長が必要と判断したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するものとする。

２　支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、(総合）振興局支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。

３　支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。

（１）支援本部長に対する第一次派遣の要請（第６第３項（１）参照）

（２）管内の市町村長に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請

ア　管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請

イ　北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会員である建築関係団体(以下「地域建築関係団体」という。)に対する会員判定士の参集についての協力要請

ウ　地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請

４　支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。

５　支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」）による。

第６　支援本部の設置と役割

１　地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。

２　支援本部長は、支援地方本部長からの支援要請を受けて、本庁支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。

３　支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。

（１）「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者名簿登載の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請

（２）被災していない（総合）振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請

（３）北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「全道連絡協議会」という。）の会員である建築関係団体(以下「全道建築関係団体」という。)に対する会員判定士の参集についての協力要請

（４）全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請

（５）道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する支援要請

４　支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）による。

第７　支援地方本部を設置しない（総合）振興局の役割

支援地方本部を設置しない（総合）振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けた時は、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

第８　実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定士の派遣等について支援するものとする。

第９　全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、会員判定士の参集について協力するものとする

第 10　判定の基準及び震前計画の作成等

１　判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。

２　市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

３　道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。

４　道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第 11　応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

第 12　判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災築物応急危険度判定マニュアル」による。

第 13　応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」及び「支援本部業務マニュアル」による。

第 14　応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第 15　判定資機材の調達、備蓄

1　市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。

（1）判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等

（2）ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等

（3）被災街区までの移動車両、自転車等

2　道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

第 16　他の被災都府県に対する支援に関する事項

1　道は、北海道・東北８道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部（以下「応援本部」という。）を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行うものとする。

2　応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

第 17　応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

第 18　全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

第 19　その他

1　知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。

2　道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。

訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。

3　この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。

4　この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成１１年３月２４日から施行する

附 則

この要綱は、平成１８年２月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月２日から施行する。

○資料 45　北海道雪害対策実施要綱

第１　目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第２　防災会議の体制

１　連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力ネットワーク株式会社

２　設置期間

11月１日から３月31日まで

３　連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

（１）雪害に関する各種情報の収集等

（２）雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換

（３）雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集

（４）雪害時における定時報告

９時　13時　17時

（５）その他雪害対策に必要な事項

４　連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

５　連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第３　対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

１　第一次目標

（１）期間 11 月～12 月中旬

（２）目標除雪機械車両等の整備点検

２　第二次目標

（１）期間 12 月～３月

（２）目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第４　防災関係機関の予防対策

１　気象観測及び情報収集

（１）札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

（２）北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

（３）北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

（４）北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

（５）東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

２　交通、通信、送電及び食料の確保

（１）北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間 24 時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

（２）北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第１種	1,000 台/日以上	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力２車線確保を図る。
第２種	300 台/日以上 1,000 台/日未満	２車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力１車線以上の確保を図る。
第３種	300 台/日未満	２車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては１車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

（３）東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間 24 時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

（４）北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

（５）北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

（６）東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社 NTT ドコモ北海道支社、KDDI 株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社 NTT ドコモ北海道支社、KDDI 株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

（７）北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

（８）北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

（９）北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

３　なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

（１）北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

（２）北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

（３）北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

４　排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

（１）雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。

（２）河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

５　住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第５　防災関係機関の警戒体制

１　北海道開発局

（１）北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

（２）雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2　北海道

（1）北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

（2）雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

（3）雪害の発生が予想される場合は、必要により NHK 及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3　東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4　北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5　北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6　東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7　北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8　NHK 及び関係報道機関

NHK 及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、地域住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9　その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第６　避難救出措置等

１　北海道

（１）雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

（２）雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

２　北海道警察本部

（１）雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

（２）雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第７　災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第８　総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第９　市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

１　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

２　雪害情報の連絡体制を確立すること。

３　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

４　積雪における消防体制を確立すること。

５　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

６　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

（１）食料、燃料等の供給対策

（２）医療助産対策

（３）応急教育対策

７　除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。

８　雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

○資料 46　北海道融雪災害対策実施要綱

第１　目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第２　防災会議の体制

１　連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社 NTT ドコモ北海道支社、KDDI 株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

２　設置期間

３月 15 日から６月 15 日まで

３　連絡部の任務

（１）融雪災害対策に関する各種情報の収集

（２）融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換

（３）融雪災害時における定時報告９時、13 時、17 時

（４）その他融雪災害対策に必要な事項

４　連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

５　連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第３　予防対策

１　気象情報及び積雪状況の把握

（１）札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

　また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報」を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載する。

（２）北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

　また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

（３）連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

２　融雪出水対策

（１）北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

（２）河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

（３）ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

３　なだれ等対策

（１）道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

　また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

（２）北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

（３）関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

４　交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

５　通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

６広報活動

（１）防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

（２）日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第４　応急対策

１　防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

２　避難・救出等の措置

（１）北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

（２）北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第５　災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第６　総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第７　市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、

特に次の事項に十分留意するものとする。

1　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。

2　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。

3　融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。

4　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。

5　融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。

6　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。

7　水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。

8　道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。

9　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

○資料 47　各種協定等

NO	協　　定　　名	協定締結機関	締結月日	協定内容
1	中空知地域救急医療相互応援協定	芦別医師会・赤平医師会・滝川市医師会・空知医師会・空知歯科医師会・道薬剤師会北空知支部	昭和 62 年 6 月 2 日	救急医療相互応援
2	北海道広域消防相互応援協定	道内消防機関	平成 3 年 2 月 13 日	相互応援
3	北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定	深川医師会	平成 5 年 9 月 1 日	医療救護活動
4	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道	平成 8 年 6 月 25 日	消防防災ﾍﾘ応援
5	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道・北海道市長会・北海道町村会	平成 27 年 3 月 31 日	相互応援
6	防災資機材相互利用協定	新十津川町	平成 18 年 6 月 1 日	防災資機材相互利用
7	災害時における応急対策業務についての協定	雨竜建設協会	平成 27 年 5 月 1 日	災害拡大防止及び早期復旧
8	災害発生時における雨竜町内郵便局と雨竜町の協力に関する協定	雨竜町内郵便局 日本郵便株式会社	平成 26 年 7 月 14 日	災害発生時協力
9	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成 21 年 7 月 9 日	物資供給
10	北海道地方における災害時の応援に関する申し合せ	北海道開発局長	平成 22 年 6 月 1 日	応援体制
11	災害等の発生時における雨竜町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧作業の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	平成 22 年 8 月 2 日	応急・復旧作業
12	災害時における燃料の供給等に関する協定	空知地方石油業協同組合北空知支部	平成 23 年 4 月 1 日	燃料供給
13	災害時における社会福祉法人雨竜ことぶき会と雨竜町の対応に関する協定	社会福祉法人雨竜ことぶき会	平成 25 年 1 月 30 日	避難者受入
14	災害時における社会福祉法人雨竜園と雨竜町の対応に関する協定	社会福祉法人雨竜園	平成 25 年 1 月 30 日	避難者受入
15	災害時における機器の調達に関する協定	株式会社共成レンテム滝川営業所	平成 25 年 1 月 30 日	機器及び器具調達
16	災害時の応援に関する協定	北海道・北海道財務局・北海道市長会・北海道町村会	平成 26 年 3 月 28 日	相互応援
17	中空知 5 市 5 町防災に関する協定	芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町	平成 28 年 7 月 5 日	相互応援
18	災害時における町所管施設等の災害応急対策業務協定	北竜建設業協会	平成 29 年 2 月 7 日	町施設の応急復旧
19	災害時応急危険度判定活動連携協定	一般社団法人北海道建築士会北空知支部	平成 29 年 9 月 6 日	被災建物、避難施設の建築物応急危険度判定
20	災害発生時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	一般社団法人旭川地区トラック協会旭川地区トラック協会深川支部	平成 27 年 2 月 1 日	災害時物資の緊急救援輸送

【協定番号１】　中空知地域救急医療相互応援協定

災害に際して応急的に行われる救急医療の相互応援に関し、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町(以下「関係市町」という。)と芦別市医師会、赤平市医師会、滝川市医師会、空知医師会、空知歯科医師会及び道薬剤師会北空知支部(以下「関係医師会」という。)との間で、次のとおり協定を締結する。

（救急医療の応援）

第１条　関係市町において、災害に際し行われる救急医療の対応が当該災害発生地域の市又は町の体制を超える場合には、関係市町に要請し、関係医師会の応援を求めることができる。

（応援の要請）

第２条　前条の規定による要請は、応援を要請しようとする市長又は町長(以下「要請者」という。)が、応援を得たい医師会の属する地域の市長又は町長(以下「受請者」という。)に対して行うものとする。

２　前条の要請を受けた受請者は、直ちに当該医師会に対し、応援の要請を行うものとする。

３　要請者は、事態が急迫し、応援を得たい医師会に直接要請した方が効果的と判断したときは、前条の規定にかかわらず当該医師会に直接要請することができる。この場合にあっては、受請者に対し事後速やかに報告しなければならない。

４　前各項の要請は、応援活動が円滑に行われるよう災害の状況、被災者の人員及び被災程度並びに応援を得ようとする医師、看護婦等の人員及び必要な器具機材等の情報を付して行うものとする。

（医師会の応援）

第３条　前条の規定により、受請者又は要請者から応援を求められた関係医師会は、特別な事情があり求めに応じられない場合を除き、要請に応じるものとする。

（応援者の指揮）

第４条　関係医師会の応援者は、要請者が指定する者の指揮を受け、救急医療に従事するものとする。

（医療の範囲）

第５条　関係医師会の応援者が行う救急医療の範囲は、災害救助法で規定する医療の範囲とする。

（費用の支弁）

第６条　関係医師会の応援者が当該応援に要した費用及び旅費等は、要請者が支弁する。

２　前項の費用の範囲及び旅費等の額は、災害救助法に規定する費用の範囲及び額とする。

（損害の補償）

第７条　要請者は、第３条の規定により応援に応じた者が当該業務に従事したため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法に規定する基準により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

（契約期間）

第８条　この協定の期間は、昭和 62 年６月２日から昭和 63 年３月 31 日までとする。ただし、この期間満了の１ヶ月前までに協定者のいずれからもこの協定に何らかの意思表示がなされないときは、この協定は、当該機関の満了の日の翌日から１ヵ年更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（補則）

第９条　この協定に定めのない事項については、協定者で協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書を 16 通を作成し、協定者署名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和６２年６月２日

協　　定　　者

芦別市長
赤平市長
滝川市長
砂川市長
歌志内市長
奈井江町長
上砂川町長
浦臼町長
新十津川町長
雨竜町長
芦別市医師会長
赤平市医師会長
滝川市医師会長
空知医師会長
空知歯科医師会長
道薬剤師会北空知支部長

【資料番号２】　北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援　消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空支援　回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第６条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第７条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア　第１要請　当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第２要請　当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

ウ　第３要請　当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

２　陸上応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

３　前項の陸上応援要請のうち、第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第７条の２　地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

２　前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第８条　前２条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第７条第３項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第 10 条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3　応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第 11 条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第 13 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　（平成 6 年 7 月 25 日締結）

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

別　表

地域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

【協定番号３】　北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定

深川市、妹背牛町、雨竜町、秩父別町、北竜町、沼田町、及び幌加内町の各地域防災計画に基づくものの他、災害時における医療救護活動を円滑に行うため、関係市町（以下、「甲」という。）と、社団法人深川医師会（以下、「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

第１条　甲は、災害のため医療救護活動が必要であると認めたときは、乙に対し活動を要請するものとする。

第２条　乙は、甲の要請をうけたときは、災害医療救護隊を編成し救急医療活動に協力するものとする。

第３条　医療救護活動は、甲か設置する避難所、又は救護所等において実施するものとする。

第４条　医療救護隊の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者の医療に応急措置

（２）後方医療施設への移送の要否、及び移送順位の決定

（３）死亡の確認及び死体の検案

（４）その他医療救護活動に際しての必要な措置

第５条　甲は、災害医療救護活動に際し次のこのとを行う。

（１）救護所等の設営

（２）医薬品の備蓄、輸送

（３）医療救護隊の輸送

第６条　甲は、救急医療救護活動に協力した者に対し、必要に応じて活動に要した経費、旅費等を支払うものとする。

２　前項の経費は実費とし、旅費については北海道知事が定める災害救助法施行細則(昭和 31 年規則第 142 号)の規定を準用し、その範囲の額とする。

第７条　甲は、救急医療活動に協力した者に生じた損額について補償する。

２　補償は、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和 38 年条例第 56 号)の規定を準用し算出される額の範囲内で、別に甲、乙協議の上定める。

第８条　前条及び第６条に定める経費等については、甲の要請者が負担する。

第９条　本協定に定めのない事項については、甲、乙誠意をもってその都度協議するものとする。

第 10 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 6 年 3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに本協定当事者のいずれからも何らの意思表示のないときは、満了日の翌日から向こう１ヶ年間順次協定の更新を行ったものとみなし、以後もまた同様とする。

上記協定の締結を証するため本書を８通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保有する。

平成５年９月１日

甲　　深川市長
　　妹背牛町長
　　秩父別町長
　　雨竜町長
　　北竜町長
　　沼田町長
　　幌加内町長

乙　　深川医師会会長

【協定番号４】　北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第３条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

(1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合

(2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

(5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第４条　知事は、前条第１項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

２　知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第５条　前条第１項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第６条　第３条第１項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第７条第１項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第 7 条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月１日から適用する。

この協定締結を証するため、本書 73 通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 6 月 25 日

北海道知事

札幌市長　　他　72 団体

【協定番号５】　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは同法第 183 条において準用する第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

(3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん

(4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣

(5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第６条　応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 第１要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請

(2) 第２要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請

(3) 第３要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 第２条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

(3) 第２条第３号に掲げる車両等の種類、規格及び台数

(4) 第２条第４号に掲げる職員の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

２　応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

３　前２項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援の経費の負担）

第８条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

２　応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

３　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情

報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

２　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成20年６月10日から施行する。

平成９年11月５日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年６月10日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別　表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

【協定番号６】　防災資機材相互利用協定

（目的）

第１条　この協定は、災害等発生時において新十津川町（以下「甲」という。）と雨竜町（以下「乙」という。）が、それぞれ保有する防災資機材を相互利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一覧表の作成）

第２条　甲及び乙は、相互利用に供する防災資機材（以下単に「防災資機材」という。）の名称、規格及び数量を一覧表に整理するとともに、常に最新のものを相手方に交付するものとする。

（要請）

第３条　相手方の防災資機材が必要なときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書で要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害等の状況

（２）提供を要請する物品名及びその数量

（３）提供の期間（消耗品を除く。）

（費用の負担）

第４条　使用により消耗、破損又は紛失した防災資機材は、使用した町が同等品をもって返却するか又は相当金額を支払うものとし、返却又は支払い方法については、甲乙協議するものとする。

２　乙は、甲が所有する衛星携帯電話を使用する場合は、使用した通話料を甲に支払うものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から平成 19 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１カ月前までに甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、更に１年間更新するものとし、以降もこれと同様とする。

（疑義の決定）

第６条　この協定に定める事項のほか、疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 18 年６月１日

甲　新十津川町長

乙　雨竜町長

【協定番号７】　防災資機材相互利用協定

雨竜町長（以下「甲」という。）と雨竜建設協会長（以下「乙」という。）とは、地震、豪雨、大規模な事項等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、町民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、雨竜町地域防災計画に基づき、雨竜町が実施する被害調査及び応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止とまちの機能の早期復旧を図るために必要とする乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第２条　協力の内容は、次に掲げることとする。

（１）情報連絡網の構築

（２）協力実施体制の構築

（３）資機材保有状況の報告

（４）被害状況の把握に係わる業務対応

（５）被害応急対策に係わる業務対応

（６）その他必要と認める業務対応

（報告等）

第３条　乙は、前条第１号及び第２号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、甲に報告するものとする。

２　乙は、前条第３号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

３　前記各項の報告等は、この協定締結後速やかに行うこととし、変更が生じた場合には、第１項についてはその都度速やかに甲に報告するものとし、第２項については毎年４月末までに甲に報告するものとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時に第２条第３号について、最新の情報を必要とする場合は、乙に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

２　甲は、災害時に第２条第４項、第５号及び第６号のに係わる業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第５条　乙は、甲から第４条に係わる協力要請があった場合は、必要に応じ、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（訓練の実施）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする、ただし、この有効期間満了の１カ月前までに、甲乙いづれからも協定の終了の意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 27 年５月１日

甲　雨竜郡雨竜町字フシコウリ 104 番地
雨竜町長

乙　雨竜郡雨竜町第８町内
雨竜建設協会会長

【協定番号８】　災害発生時における雨竜町と雨竜町内郵便局の協力に関する協定

北海道雨竜町（以下「甲」という。）と雨竜町内郵便局（以下「乙」という。）は、雨竜町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、雨竜町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（２）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（３）郵便局ネットワークを活動した広報活動

（４）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

（６）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（７）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　雨竜町　総務課長

乙　雨竜郵便局長

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成 26 年８月１日から平成 31 年７月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに１年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１４日

甲　住所　北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ１０４番地
雨竜町
代表　雨竜町長

乙　住所　北海道札幌市中央区北２条西４丁目３番地
雨竜町内郵便局
代表　日本郵便株式会社　北海道支社長

【協定番号９】　災害発生時における自動販売機による協働事業に関する協定

雨竜町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成 18 年 12 月 22 日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第１条　本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

（１）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。

（２）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第２条　災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任については、乙は一切負わないものとする。

２　電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第３条　乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式 1）を乙に提供するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第４条　災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

（連絡先）

第５条　甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
雨竜町総務課	0125-77-2211

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
滝川販売課（代表）	0125-22-4158
本社総務部（夜間・休日/衛星携帯）	080-1017-0138

第６条　甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

（１）開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

（２）開示又は知得の際、自己が所有していたもの

（３）正当な権限を有する第三者から入手したもの

２　前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期間は締結の日から１年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成21年７月９日

甲　雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地
雨竜町長

乙　札幌市清田区清田一条一丁目２番１号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

（別紙）

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定
第４条に基づく災害対応型児童販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示（雨竜町）

設　置　施　設　名	所　　在　　地
雨竜町役場庁舎（１階ロビー）	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地
雨竜町農村環境改善センター	雨竜郡雨竜町第８町内
雨竜町いきいき館（ロビー）	雨竜郡雨竜町第１０町内

【協定番号 10】　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、雨竜町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第１条　この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

２　この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第３条　乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第４条　甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

（１）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

（２）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

（３）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

２　甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援内容）

第５条　前条に基づく甲の応援内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）土木施設等の被害状況の把握

（２）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

（３）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第６条　乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第７条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第８条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第９条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第１０条 この申合せは、平成２２年６月１日から適用するものとする。

平成２２年６月１日

甲　　北海道開発局長

乙　　雨竜町町長

【協定番号 11】　災害等の発生時における雨竜町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

雨竜町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、雨竜町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第２条　災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第 4 条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第３条　この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

（１）被災場所における LP ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供

（２）被災場所における応急措置及び復旧工事

（３）避難場所等への LP ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事

（４）LP ガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配

（５）大規模火災現場における LP ガス設備の撤去等の安全対策

（６）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第４条　甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第５条　乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する雨竜町災害対策本部会議、雨竜町国民保護対策本部会議若しくは雨竜町緊急対処事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第６条　乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

２　前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

３　乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払に責任を負うものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第９条　乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第 10 条　乙は、その協議会活動を通じて、ＬＰガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第 11 条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成 22 年８月２日

甲　雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地
雨竜町長

乙　岩見沢市７条東１丁目
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長
災害対策現地本部長

【協定番号 12】　災害時における燃料の供給等に関する協定書

雨竜町（以下「甲」という。）と空知地方石油業協同組合北空知支部雨竜部会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の地域に災害が発生した場合に、甲と乙とが相互に協力して燃料の供給等を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定するものをいう。

（要請する業務）

第３条　甲が乙に要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）甲が所有する施設及び車両への燃料の供給

（２）甲が所有する施設にある燃料を使用する設備の点検、応急措置及び復旧

（３）その他甲が必要と認める業務

（要請の実施）

第４条　この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（要請の手続き）

第５条　甲は、業務を要請しようとするときは、災害時協力業務要請書（別記第１号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急の場合等により要請書の提出が困難なときは、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第６条　乙は、甲の要請に基づく業務については、やむを得ない事情がない限り、優先して実施するものとする。

２　乙は、業務の公益性に考慮し、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。

（２）業務の実施にあたっては、法令遵守及び個人情報保護を徹底すること。

（３）業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲の指示を仰ぐこと。

（業務報告）

第７条　乙は、業務が完了したときは、災害時協力業務実施報告書（別記第２号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

２　前項の規定による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

（費用負担等）

第８条　乙が実施した第３条各号に掲げる業務に係る費用は、甲が負担するものとし、それ以外で甲の要請に基づかない業務に係る費用は、乙が負担するものとする。

２　甲が負担する費用の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲乙協議して決定するものとする。

３　甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法により速やかに行うものとする。

（体制の構築）

第９条　乙は、甲が要請する業務を迅速かつ円滑に実施できるよう非常時の体制を構築し、平常時から業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

２　乙は、前項の体制について、次に掲げる書類を作成し、甲に提出するものとする。

（１）非常時の連絡網

（２）非常時の人員体制

（３）業務の実施に必要な設備及び資機材の保有状況

（４）業務の実施に必要な資格の保有者

（５）その他甲が必要あると認める事項

３　乙は、構築された体制が更に強化されるよう、訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

（地域との連携）

第 10 条　乙は、業務を迅速かつ円滑に実施するためには地域住民との密接な連携、情報共有及び信頼関係の構築が重要であることを認識し、平常時においては、甲及び自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動等に積極的に参加するよう努めるものとする。

（損額の負担）

第 11 条　乙が実施した第３条各号に掲げる業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第 12 条　乙が実施した第３条各号に掲げる業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第 13 条　この協定の実施に関する連絡責任者は、別途相互に通知するものとする。

（配慮事項）

第 14 条　乙は、甲からの要請業務の実施に支障がない範囲で、地域住民及び自主防災組織等と連携して、災害等に関する情報の収集及び提供、救急救出活動、初期消火活動、避難誘導等の実施に努めるものとする。

（有効期間）

第 15 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 24 年３月 31 日までとし、有効期間満了の１カ月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 16 条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 23 年４月１日

甲　雨竜町字フシコウリウ１０４番地
雨竜町長

乙　雨竜町第９町内
空知地方石油業協同組合北空知支部
雨竜部会長

【協定番号 13】　災害時における社会福祉法人雨竜ことぶき会と雨竜町の対応に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、火災、風水害等の災害が発生した場合、及び発生が予想される場合（以下「災害時等」という。）における雨竜町（以下「甲」という。）と社会福祉法人雨竜ことぶき会（以下「乙」という。）の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定める。

（災害時等の避難者の受入れ）

第２条　乙は、災害時等に甲の要請に応じて、一時避難所として、乙とし所有する施設の一部に雨竜町内の避難者の受入をするものとする。

２　前項の場合、甲は、避難者についてこうが把握している情報等を速やかに乙に通位置することし、乙は、受入れた避難者の個人毎の受入期間等について甲に報告するものとする。

３　第１項の避難者には、次の者を含み、これを優先するものとする。

（１）介護保険の要支援及び要介護の認定を受けた者

（２）上記に準じる者

（災害時等の他施設活用）

第３条　甲は、災害時等に乙の施設が被災し、現に入居している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入れ可能な公共施設等の調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

（災害時等の情報提供）

第４条　乙は、災害時等に乙の所有する雨竜町内の施設の被害状況等について、定期的に甲に連絡するものとする。

（災害時等の経費の負担等）

第５条　災害時等において、第２条及び第３条に規定する一時避難等が行われた場合における物資の調達及び人的な支援並びに経費の負担方法等については、別途甲乙において協議するものとする。

（協定の期間）

第６条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するためこの協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成 25 年 1 月 30 日

甲　雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地
雨竜町長

乙　雨竜郡雨竜町字満寿 37 番地
社会福祉法人雨竜ことぶき会
理事長

【協定番号 14】　災害時における社会福祉法人雨竜園と雨竜町の対応に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、火災、風水害等の災害が発生した場合、及び発生が予想される場合（以下「災害時等」という。）における雨竜町（以下「甲」という。）と社会福祉法人雨竜園（以下「乙」という。）の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定める。

（災害時等の避難者の受入れ）

第２条　乙は、災害時等に甲の要請に応じて、一時避難所として、乙とし所有する施設の一部に雨竜町内の避難者の受入をするものとする。

２　前項の場合、甲は、避難者についてこうが把握している情報等を速やかに乙に通位置することし、乙は、受入れた避難者の個人毎の受入期間等について甲に報告するものとする。

（災害時等の他施設活用）

第３条　甲は、災害時等に乙の施設が被災し、現に入居している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入れ可能な公共施設等の調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

（災害時等の情報提供）

第４条　乙は、災害時等に乙の所有する雨竜町内の施設の被害状況等について、定期的に甲に連絡するものとする。

（災害時等の経費の負担等）

第５条　災害時等において、第２条及び第３条に規定する一時避難等が行われた場合における物資の調達及び人的な支援並びに経費の負担方法等については、別途甲乙において協議するものとする。

（協定の期間）

第６条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するためこの協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成 25 年 1 月 30 日

甲　雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地
雨竜町長

乙　雨竜郡雨竜町字尾白利加 94 番地 193
社会福祉法人雨竜園
理事長

【協定番号 15】災害時における機器の調達に関する協定

雨竜町（以下「甲Ｊという。）と株式会社共成レンテム滝川営業所（以下「乙という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における機械及び器具（以下「機器」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に機器の調達が必要になった場合は、乙に機器の調達及ひ輸送業務を要請することができる。

２　乙は、前項に規定による甲の要請があったときは、乙の営業所に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに、これに応じるよう協力するものとする。

（機器の範囲）

第２条　甲が乙に調達を要請する機器は、次の各号に掲げるものとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で貸し付けるものとする。

（１）仮設トイレ

（２）移動式暖房機器

（３）発電機

（４）その他甲が指定する機器

（要請の方法）

第３条　第１条第１項の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにして文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭又は電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（１）要請の理由

（２）必要とする機材の種類及び数量

（３）機材の引渡し場所

（４）その他必要な事項

（料金）

第４条　機器の賃借に係る料金は、災害発生時直前における適正な料金を基準として、甲乙協議して定める。

（引渡し）

第５条　機器の設置場所は、甲の指定する場所とし、甲の職員が確認の上引き取るものとする。返却の場合もまた、同様とする。

（車両優先通行の確保）

第６条　甲は、災害時において乙が機器を配送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（代金の支払）

第７条　甲が借り受けた機器の料金は、原則として１箇月ごとに支払うものとする。

（担当者の通知）

第８条　甲及び乙は、本協定の取扱担当者を定め、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する１箇月前までに甲乙いずれかからも相手方に対し何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 25 年１月 30 日

甲　雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地
雨竜町長

乙　滝川市北滝の川１２３８番１
株式会社共成レンテム滝川営業所
営業所長

【協定番号 16】災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「了」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の 3 の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北権道内で相当規模の災害が発生した場合において、車、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実癒するほか、甲の乙及び丙への応援による各積業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

（１）法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は立法第 28 条の 2 に規定する緊急災害対策本部が設置された災害

（２）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害

（３）乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第３条　相当規模の災容が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

２　市、乙及び丙は、予め連絡体構を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第４条　甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

（１）避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

（２）災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

（３）有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業

（４）り災証明書申請受付及び発行に関する事務

（５）り災建物判定にかかる現地調査補助

（６）その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第５条　相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第４条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

２　丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第６条　甲は、乙又は丙から第５条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第７条　甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報こ基づく応援を行うものとする。

２　自主応援については、第５条第１項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担〉

第８条　甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項に関しでは、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附　　則

１　この協定は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び了記名押印の上、各自１通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成 26 年３月 28 日

甲　財務省北海道財務局
　　北海道財務局長

乙　北海道
　　北海道知事

　　北海道市長会
　　北海道市長会長

丙

　　北海道町村会
　　北海道町村会長

【協定番号 17-1】中空知５市５町防災に関する協定

中空知５市５町（芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町。以下「構成市町」という。）は、防災に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、構成市町が相互に協力することにより、平常時における災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、構成市町の住民の生活を支えることを目的とする。

（平常時における相互協力）

第２条　構成市町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し若しくは相互に協力するものとする。

（１）地域防災計画その他各構成市町が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供

（２）各構成市町が実施する防災訓練への協力参加

（３）情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施

（４）構成市町の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催

（５）構成市町の備蓄状況及び連絡窓口などの情報共有並びに定期的情報交換の実施

（６）広域的な対応が必要となる事項の調整及び調査研究

（７）その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第３条　構成市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、この協定書に定めるところにより、他の構成市町に対して応援を要請することができるものとする。

２　応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合など、真にやむを得ない事情が有る場合を除き、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水、燃料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供に必要な資機材の提供又はあっ旋

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提要又はあっ旋

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供又はあっ旋

（４）被災者への緊急避難場所又は一時宿泊施設の提供及びあっ旋

（５）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

（６）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第５条　被災市町が応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１項から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、要配慮者の有無、世帯数及び人数

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の種類、人数及び業務内容

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援の期間

（７）その他必要な事項

（応援のため派遣された職員の指揮）

第６条　応援のため派遣された職員は、原則として被災市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第４号に掲げる応援経費については、原則として被災市町の負担とする。

（２）第４条第５号に掲げる応援の経費については、応援市町の負担とする。

（連絡担当部局）

第８条　構成市町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項尾は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書10通を作成し、構成市町村長が署名の上、各１通を保有する。

平成28年７月５日

芦別市長

赤平市長

滝川市長

砂川市長

歌志内市長

奈井江町長

上砂川町長

浦臼町長

新十津川町長

雨竜町長

【協定番号 17-2】中空知５市５町防災に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、中空知５市５町防災に関する協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害等）

第２条　協定第４条第５号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

（損害賠償）

第３条　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの、及び被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償責任を負う。

（経費の負担方法）

第４条　協定第７条第１号の規定により、被災市町が負担すべき経費については、応援市町が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物資、資機材及び車両等の経費についてはこの限りでない。

２　応援市町は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災市町に請求する。

（１）物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

（２）携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

３　前項に定める請求は、応援市町の長の名による請求書により、関係書類を添付して、被災市町長に請求する。

４　前２項の規定により難いときは、応援市町及び被災市町が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第５条　応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

２　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食料等を携行するものとする。

（連絡担当部局）

第６条　協定第８条第１項の規定による連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話・ファクシミリ番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

（その他）

第７条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、構成市町が協議して定めるものとする。

この実施細目を証するため本書 10 通を作成し、構成市町長が署名の上、各１通を保有する。

平成 28 年７月５日

芦別市長

赤平市長

滝川市長

砂川市長

歌志内市長

奈井江町長

上砂川町長

浦臼町長

新十津川町長

雨竜町長

【協定番号 18】災害時における町所管施設等の災害応急対策業務に関する協定

雨竜町長　　（以下「甲」という。）と北竜建設業協会長　　（以下「乙」という。）とは、災害時において甲が所管する施設等（以下「施設等」という。）の災害応急対策業務実施に関し次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、天災や大規模な事故等により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に施設等に係る応急措置の実施に関して、乙がこれを支援するために必要な資機材及び労力の確保、動員の方法等に関する事項を定め、もって甲、乙間の協力体制を整備し、被害の拡大防止と被害施設等の早期復旧対策を図ることを目的とする。

（業務の実施体制）

第２条　甲は、災害が発生又は発生する恐れがある場合において、乙に出動を要請することができる。

２　乙は、甲から要請を受けた場合、直ちに乙の会員（以下「丙」という。）に対しその旨の通知を行い、丙の中から最も適切な現場責任会社（以下「丁」という。）を定め、甲に報告しなければならない。

３　丁は、甲の指示により施設等の応急対策に係る業務を実施するものとする。但し、丁は前項の要請を受けても危険等により対応できるか否かの状況を、丁が判断し出動するものとする。

４　丁は、出動要請を受けた場合、又は前項の但し書きによる丁の判断により出動する場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に報告しなければならない。

（業務の完了）

第３条　丁又は、第２条第４項で定めた現場責任者は、業務が完了した場合、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第４条　丁は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、及び使用した建設資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第５条　甲は、乙に要請し丁が決定後、遅滞なく丁と随意契約を締結するものとする。但し応急対策内容が定かでないものについてはこの限りではない。

（建設資機材等の報告、提出）

第６条　乙は、予め出動要請に備え、業務に際し使用可能な「建設資機材等」の数量を丙毎に把握し、甲へ書面により報告するものとする。なお、報告は、協定締結後直ちに報告し、その後、第10条で更新された場合は、４月１日の状況をその年の５月までに報告するものとする。

２　乙は、前項で報告した内容に著しい変更が生じた場合、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

（費用の請求）

第７条　丁は、業務完了後それに要した費用を、第５条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第８条　甲は、前条の規定により請求を受けたいときは、その内容を充分精査し甲、丁双方合意の上、第５条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（他協定等との関係）

第９条　この協定は、乙又は丙が既に締結している他期間等との災害時に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）

第 10 条　この協定の期間は、協定調印の日から翌年３月 31 日までとし、甲、乙双方の申し出がない限り毎年度継続するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めない事項又は、疑義が生じた場合については、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（雑則）

第 12 条　この協定の証として本書２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。又、乙の会員である丙も記名押印で協定参加意思を証するものとする。

平成 29 年２月７日

（甲）　雨竜郡雨竜町字フシコウリウ１０４番地
雨竜町長

（乙）　雨竜郡北竜町字和６番地６
北竜町商工館内
北竜建設業協会長

（丙）　雨竜郡北竜町字和 19 番地７
(株)藤岡建設
代表取締役社長

（丙）　雨竜郡北竜町字和 42 番地１
(株)北創
代表取締役

（丙）　雨竜郡北竜町字西川 15 番地 37
(株)北興建設
代表取締役

（丙）　雨竜郡北竜町字和 100 番地 14
平建設（株）
代表取締役

（丙）　雨竜郡北竜町字和 31 番地４
塩見建設（株）
代表取締役社長

（丙）雨竜郡北竜町字和８番地９
（株）金山若林
代表取締役

（丙）雨竜郡北竜町字和 54 番地１
大輪興業（株）
代表取締役

【協定番号 19】災害時応急危険度判定活動連携協定

雨竜町（以下、「甲」という。）と一般社団法人北海道建築士会北空知支部（以下、「乙」という。）は地震災害時における建築物の応急危険度判定活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害が雨竜町内において発生した場合、甲が行う応急危険度判定活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、雨竜町内おいて災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、乙に協力を要請することができる。

（１）甲が災害対策本部内に設置する被災建築物応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）を支援するための実施本部への北海道震災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）及び応急危険度判定コーディネーター（以下、「判定コーディネーター」という。）の派遣

（２）甲が指定する避難施設、災害時要支援者用避難施設及び医療施設の被災建築物応急危険度判　　定

（３）その他甲が必要と認める実施本部の運営及び業務の実施に必要な事項

（要請手続）

第３条　甲は、前条の要請をする場合は、次の事項を記載した書面により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請できるものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する理由

（２）協力を必要とする期間及び派遣人数、業務の内容

（３）その他必要な事項

（要請に対する協力）

第４条　乙は、前条により甲から要請を受けたときは、支障がない限り当該要請に応じるものとする。

（判定士に対する補償額）

第５条　第３条の規定により応急危険度判定活動等に従事した者が活動中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹った場合には、「全国町村会総合賠償補償保険」及び「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要綱」によるものとする。

（第三者に対する補償等）

第６条　第３条の規定により応急危険度判定活動等に従事した者が第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、「全国町村会総合賠償補償保険」及び「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要綱」によるものとする。

（連絡体制）

第７条　この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、事前の準備等について必要な連絡調整に努めるものとする。

２　連絡責任者は、甲において総務課長、乙においては支部長をもって充てる。

（協議）

第８条　この協定の実施に関する事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了又は協定の内容の変更の申し出がない限り、その効力を持続するものとする。

甲及び乙は、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成 29 年９月６日

甲　雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地
雨竜町長

乙　深川市２条 19 番 19 号　深川建設業協会内
一般社団法人北海道建築士会北空知支部
支部長

【協定番号 20】災害発生時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定

雨竜町（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川地区トラック協会並びに旭川地区トラック協会深川支部（以下「乙」という。）は、甲の域内に地震、風水害その他大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）による物資の緊急・救援輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の要請等）

第１条　甲は乙に対し、次に掲げる事項を明示して「事業用自動車の供給要請書」（別記第１号様式）により事業用自動車の供給を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間に余裕がないときは、電話又は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（１）災害の状況及び応援を要請する事由

（２）応援を必要とする期間及び輸送区間

（３）輸送品目及び数量

（４）必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員

（５）物資の積込み場所及び輸送先

（６）その他参考となる事項

（交通規制地域の通行手続）

第２条　甲は、乙の緊急・救援輸送等を円滑に行うため出動要請したことを甲の管轄する警察署に通知し、乙が行う通行許可申請手続に協力するものとする。

（緊急・救援輸送の報告手続）

第３条　乙は緊急・救援輸送を行った場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第２号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間に余裕がないときは、電話又は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）緊急・救援輸送を行った事業者

（２）輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員

（３）走行距離

（４）輸送期間及び輸送区間

（５）輸送品目及び数量

（６）物資の積込み場所及び輸送先

（７）その他

（経費の負担）

第４条　甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料金等をいう。以下同じ。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

（費用の支払し、）

第５条　乙は、甲に提出した第２条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実質負担額を請求するものとする。

２　甲は前項の規定による乙からの支払の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第６条　乙の事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。

２　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第７条　第 1 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲・乙協議して定めるものとする。

（情報交換）

第８条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに甲・乙双方、又はいずれか一方からの解約等の意思表示がない場合は更新されるものとし、以降同様とする。

（協定の解除，改定）

第 10 条　この協定は、甲、又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲・乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めがない事項、及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙が協議して、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 27 年２月１日

甲　雨竜町
　　町長
乙　旭川市流通団地２条４丁目
　　一般社団法人旭川地区トラック協会
　　会長
（乙）旭川地区トラック協会深川支部
　　支部長

○資料 48　雨竜町災害時避難行動要支援者避難支援計画

1　目的

この計画は、雨竜町地域防災計画に基づき、地震や風水害その他の災害が発生した場合における避難行動要支援者の避難支援に関し必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的とする。又平常時において体調変化等で緊急事態が発生した場合の連絡先の確認にも活用することを目的とする。

2　災害時等避難行動要支援者の範囲

災害時等避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時等において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。)、体調変化時に自分で家族等に連絡が困難と思われる者とする。

(1)　身体障害者手帳を有する者で、障害の程度が１級及び２級の者

(2)　療育手帳を有する者

(3)　精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障害の程度が１級及び２級の者

(4)　要介護認定者で要介護３以上の者

(5)　一人暮らしの高齢者

(6)　高齢者のみの世帯

(7)　妊産婦及び乳幼児

(8)　特定疾患医療受給者証を有する者

(9)　その他町長が必要と認める者

3　災害時等避難行動要支援者登録制度

(1)　前項の災害時等避難行動要支援者の範囲にある者で、災害時等の避難支援を希望する者、又は緊急連絡先の登録を希望する者は、災害時等避難行動要支援者登録申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

(2)　町長は、災害時等避難行動要支援者名簿（別記第２号様式）を整備し、申請書の提出があった者を登録するものとする。

4　災害時等避難行動要支援者の支援者等

(1)　災害時等避難行動要支援者が、緊急時の家族・支援者等の連絡先として同意を得たもの３名を届け出ることとする。

5　避難場所の指定

(1)　災害時等避難行動要支援者用の避難場所として、公民館、ふれあいセンター、高齢者健康福祉センター等を確保し、個別状況にあった避難場所を選定する。

(2)　災害時等避難行動要支援者の状態に応じて、社会福祉施設等への緊急入所等ができるよう体制を整備する。

6　災害時等避難行動要支援者の支援班の設置

福祉関係部局（住民課、社会福祉協議会）を中心に「災害時等避難行動要支援者支援班」を設け、災害時等避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。

〔 参 考 資 料 〕

○資料 49　防災教育関連資料

第１　防災教育に役立つホームページ

１　ほっかいどうの防災教育

このホームページから、防災学習に活用するテキストや防災教材のダウンロードが可能であるとともに、防災教育の取組事例や全道各地で開催される防災イベントや研修会等の防災教育情報が発信されている。

URL http://kyouiku.bousai-hokkaido.jp/wordpress/

２　NHK そなえる防災

日頃の防災に役立つ知識や情報がわかりやすく紹介されている。

URL http://www.nhk.or.jp/sonae/

３　札幌管区気象台学習素材のホームページ

学校防災教育に役立つ学習素材が公開されている。

URL http://www.jma-net.go.jp/sapporo/bousaikyouiku/schoolbousai/sozai/bosai-sozai.html

第２　要配慮者における防災教育

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育の充実強化を図るとともに、要配慮者をはじめ、家族、住民に対する防災知識の普及活動について広報誌等を通じて行うほか、防災のしおり、防災マップ等を作成し、配布することにより、日頃から防災に対する意識の高揚を図る。

第３　社会福祉施設等の施設管理者における防災教育

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

○資料 50　自主防災組織の活動

1　自主防災組織とは？

防災とは、つぎの３つのことを通して「いのちを守る」ことです。

①防げる災害は防ぐ

②防げない災害については、被害を減らす

③そのために日頃から備える

「自分の身の安全は自分で守る（これを自助といいます)」ため、これらを私たち一人ひとりが積極的に行っていこうというのが自主防災です。そして、こうした自主防災活動を組織的に行っていこうとする団体を「自主防災組織」といいます。

2　自主防災組織の必要性

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」ために自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。災害に強いまちを目指し、自主防災組織づくりを進めていきましょう。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法では「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(第２条の二第２項）として、市町村が自主防災組織の充実に努めなければならないことが規定されています。

3　自主防災組織のおもな活動

災害が発生した場合、町や防災機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。しかし、大規模な災害が発生した場合は、電話の不通、交通網の寸断、火災など、防災機関機能の分断によって消防や警察などの救護がすぐに来ない可能性があります。

そんなとき、消火、救出、救護などの活動に取り組み、最小限の被害にとどめるためには、地域住民の協力体制が不可欠です。

自主防災組織には、大きく分けると「平常時の活動」と「災害時の活動」の２つに分けられます。

◎平常時の活動

●防災知識の普及 ●防災要資機材の整備点検●地域内の災害危険箇所などの確認

●防災訓練の実施●家庭内の安全点検 ●支援の必要な要援護者の確認

◎災害時の活動

●情報班：災害に関する情報の収集、住民に対する正しい情報の伝達

●消火班：出火防止および初期消火活動●避難誘導班：市民の避難誘導活動

●救出救護班：負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動

●給食・給水班 水や食糧などの配分、炊き出しなどの給食・給水活動

（１）平常時の主な活動

①防災知識の広報・啓発

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域や家庭で防災意識を醸成する必要があります。

②危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。

そのため、主に次のような視点から地域の危険箇所について把握しておきましょう。

【地域の危険箇所把握の視点】
○地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
○地域内消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
○地域の災害履歴や災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
○町等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されます。

③防災訓練

防災訓練としては、次のような訓練があります。

個別訓練～情報収集・伝達訓練
～消火訓練
～救出・救護訓練
～避難訓練
～給食・給水訓練

総合訓練～個別訓練によって習得した知識・技術を総合して行う訓練

図上訓練～災害に対するイメージトレーニング

（２）災害時の活動

災害時の活動として、例えば次のような活動が期待されています。

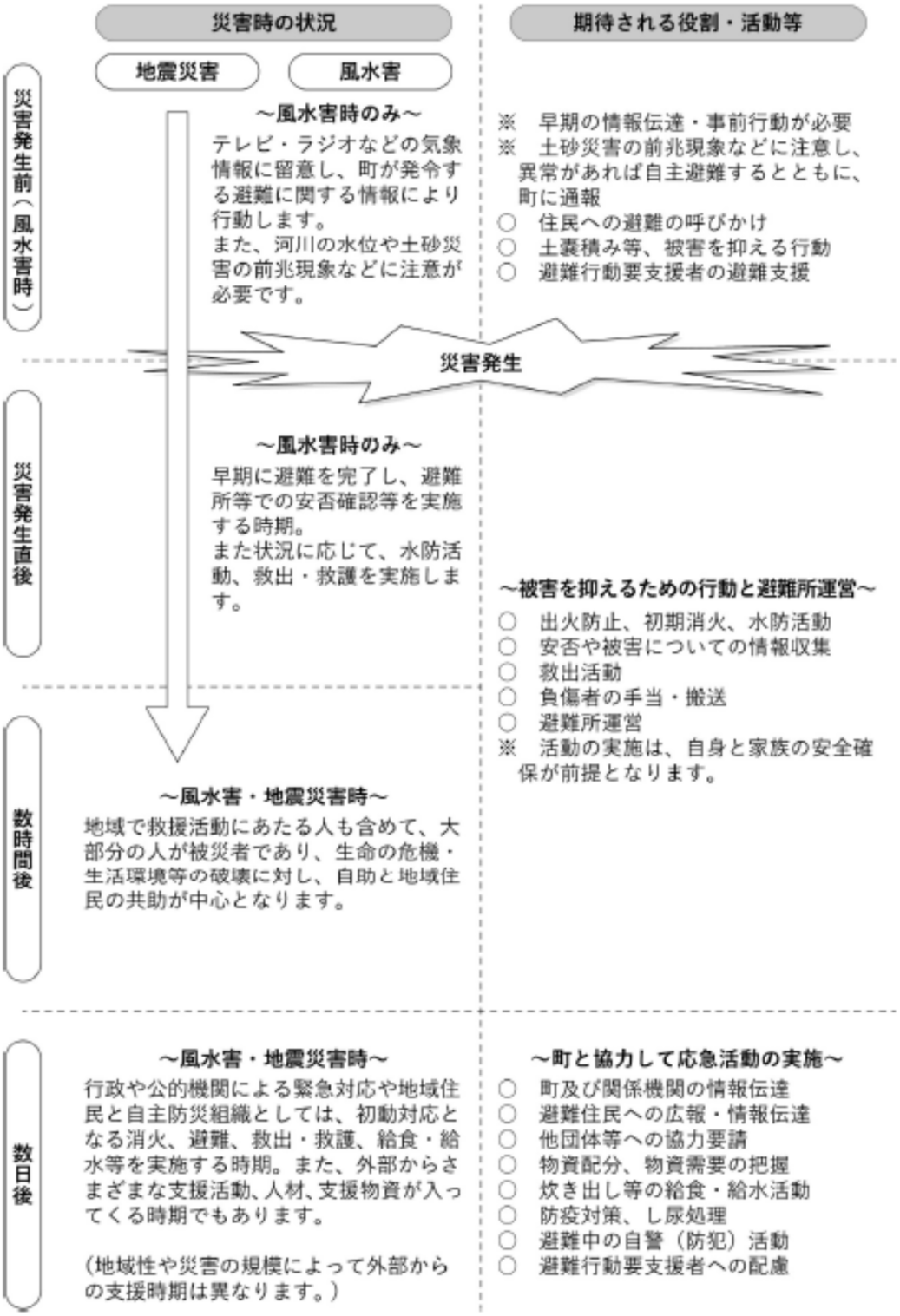

○資料 51　住民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成７年１月に発生した「兵庫県南部地震」（阪神・淡路大震災）、平成 23 年３月の「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

１　家庭における措置

（１）平常時の心得

ア　地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。

イ　がけ崩れに注意する。

ウ　建物の補強、家具の固定をする。

エ　火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。

オ　飲料水や消火器の用意をする。

カ　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。

キ　地域の防災訓練に進んで参加する。

ク　隣近所と地震時の協力について話し合う。

ケ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

（２）地震発生時の心得

ア　まずわが身の安全を図る。

イ　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じてあわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ　すばやく火の始末をする。

エ　火が出たらまず消火する。

オ　あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

カ　狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

キ　山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。

ク　避難は徒歩で、持物は最小限にする。

ケ　みんなが協力し合って、応急救護を行う。

コ　正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

サ　秩序を守り、衛生に注意する。

2　職場における措置

（1）平常時の心得

ア　消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

イ　消防計画により避難訓練を実施すること。

ウ　とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

エ　重要書類等の非常持出品を確認すること。

オ　不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

（2）地震発生時の心得

ア　まずわが身の安全を図る。

イ　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ　すばやく火の始末をすること。

エ　職場の消防計画に基づき行動すること。

オ　職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。

カ　正確な情報を入手すること。

キ　近くの職場同士で協力し合うこと。

ク　エレベーターの使用は避けること。

ケ　マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3　集客施設でとるべき措置

（1）館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。

（2）あわてて出口・階段などに殺到しないこと。

（3）吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4　街など屋外でとるべき措置

（1）ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。

（2）建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。

（3）丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

5　運転者のとるべき措置

（1）走行中のとき

ア　走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

イ　走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

ウ　停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

エ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

（２）避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

○資料 52　備蓄の目安

（１）主な自己備蓄

以下の品目について、最低３日間分の備蓄を確保するよう努めるものとする。

ア　食料

イ　飲料水（１人３リットル／日）

ウ　携帯トイレ・簡易トイレ

エ　トイレットペーパー

（２）主な非常持出品

ア　現金

イ　印鑑

ウ　身分証明書等（通帳類、免許証、健康保険証）※コピーを保管しておいても良い。

エ　電池式携帯ラジオ（予備電池を含む。）

オ　懐中電灯（予備電池を含む。）

カ　乾電池

キ　携帯電話の充電器（予備電池を含む。）

ク　日頃から服用している薬（処方箋や薬局からの特薬説明文のコピー）及び医薬品（１週間分程度）

ケ　予備眼鏡、コンタクトレンズ

コ　ティッシュペーパー

サ　歯ブラシ

シ　タオル

ス　最低限の着替え

セ　毛布又は寝袋

ソ　スプーン、割り箸、コップ（カップ）

タ　ライター、マッチ

チ　ビニール袋

ツ　ナイフ、缶切り

テ　ホイッスル

ト　筆記用具、ノート

ナ　マスク

ニ　軍手

ヌ　家族の写真（裏面に名前、連絡先を記入）

（３）その他の主な非常持出品

ア　女性

（ア）生理用品

（イ）おりものシート

（ウ）携帯用ビデ

（エ）化粧水、乳液、保湿クリーム

イ　妊産婦及び乳幼児

（ア）紙おむつ

（イ）離乳食、粉ミルク、アレルギー対応食

（ウ）ほ乳瓶

（エ）バスタオル

（オ）おしり拭き

（カ）母子手帳 ※コピーを保管しておいても良い。

ウ　障がい者

（ア）障がい者手帳 ※コピーを保管しておいても良い。

（イ）補装具

（ウ）日常生活用具

エ　高齢者

（ア）介護保険証 ※コピーを保管しておいても良い。

（イ）介護用品

（ウ）福祉用具

（エ）日常生活用具

オ　ペットのいる家庭

（ア）名札（飼い主の名前、ペットの名前）　※首輪に装着する。

（イ）食器

（ウ）ケージ

（エ）リード

（オ）ペットフード

（カ）トイレ用品

〔 様　　式 〕

○別記第１号様式　災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="5">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告日時</td><td>月　日　時　分現在</td><td>発受信日時</td><td>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関
(振興局・市町村名等)</td><td></td><td>受信機関
(振興局・市町村名等)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者
（職・氏名）</td><td></td><td>受信者
（職・氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">気象等の状況</td><td>雨量</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>河川水位</td></tr>
<tr><td>風速</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン関係の状況</td><td>道路</td><td colspan="3" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>鉄道</td></tr>
<tr><td>電話</td></tr>
<tr><td>水道
(飲料水)
電気</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)
災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（名　　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置

（名　　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">(2)
災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">応急措置の状況</td><td rowspan="3">(3)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)
応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ) 出動人員</td><td colspan="3">(ｲ) 主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他（住民等）</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○別記第２号様式　被害状況報告（　速報　中間　最終　）

										月　日　時現在	
災害発生日時				月　日　時　分		災害の原因					
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名					受信	機関（市町村）名				
	職・氏名						職・氏名				
	発信日時			月　日　時　分			受信日時			月　日　時　分	
項目				件数等	被害金額（千円）	項目				件数等	被害金額（千円）
①人的被害	死者		人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明		人					海岸	箇所		
	重傷		人					砂防設備	箇所		
	軽傷		人					地すべり	箇所		
	計		人					急傾斜地	箇所		
②住家被害	全壊		棟					道路	箇所		
			世帯					橋梁	箇所		
			人					小計	箇所		
	半壊		棟				市町村工事	河川	箇所		
			世帯					道路	箇所		
			人					橋梁	箇所		
	一部破損		棟					小計	箇所		
			世帯				港湾		箇所		
			人				漁港		箇所		
	床上浸水		棟				下水道		箇所		
			世帯				公園		箇所		
			人				崖くずれ		箇所		
	床下浸水		棟								
			世帯				計		箇所		
			人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	計		棟					破損	隻		
			世帯					計	隻		
			人				漁港施設		箇所		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟				共同利用施設		箇所		
		その他	棟				その他施設		箇所		
	半壊	公共建物	棟				漁具（網）		件		
		その他	棟				水産製品		件		
	計	公共建物	棟				その他		件		
		その他	棟				計				
④農業被害	農地	田 流出・埋没等	ha			⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		田 浸冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑 流出・埋没等	ha					林道	箇所		
		畑 浸冠水	ha					林産物	箇所		
	農作物	田	ha					その他	箇所		
		畑	ha					小計	箇所		
	農業用施設		箇所				一般民有林	林地	箇所		
	共同利用施設		箇所					治山施設	箇所		
	営農施設		箇所					林道	箇所		
	畜産被害		箇所					林産物	箇所		
	その他		箇所					その他	箇所		
								小計	箇所		
	計						計		箇所		

項目			件数等	被害金額（千円）	項目			件数等	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害		箇所		
	病院 公立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	病院 個人	箇所				法人	箇所		
	清掃施設 一般廃棄物処理	箇所				計	箇所		
	清掃施設 し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場	箇所				鉄道施設	箇所		
	計	箇所				被害船舶	隻		
⑨商工被害	商業	件				空港	箇所		
	工業	件				水道	戸		―
	その他	件				電話	回線		―
	計	件				電気	戸		―
⑩公立文教施設施設	小学校	箇所				ガス	戸		―
	中学校	箇所				ブロック塀等	箇所		
	高校	箇所				都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所				計		―	
	計	箇所			被害総額				
公共施設被害市町村数		団体			火災発生	建物	件		
罹災世帯数		世帯				危険物	件		
罹災災者数		人				その他	件		
消防職員出動延人数		人			消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況	道（振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取り扱い注意
○応急対策の状況
・避難場所の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

○別記第３号様式　火災・災害等即報要領　第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他			
出火場所				
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）		（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途			事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所			出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人		死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層		建築面積 述べ面積	㎡ ㎡
焼損程度	焼損程度	全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟	軽　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数	世帯		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)　台 消防団　台 その他　台		人 人 人	
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注)第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれてない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入にて報告すれば足りること。)

○別記第４号様式　火災・災害等即報要領　第２号様式（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等の係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防火地区	レイアウト第一種、第一種、第二種
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1　危険物　2　指定可燃物　3　高圧ガス　4　可燃性ガス 5　劇毒物　6　RI等　7　その他（　）		物質名
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者　人（　人） 重傷　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
消防防火活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	出動機関	
		事業所　自衛防火組織	
		事業所　協働防火組織	
		事業所　その他	
		消防本部（署）	
		消防団	
		海上保安庁	
		自衛隊	
		その他	
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注)第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれてない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入にて報告すれば足りること。)

○別記第５号様式　火災・災害等即報要領　第３号様式（救急・救助事故等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　　2　救助事故　　3　武力攻撃災害　　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注)負傷者欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれてない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入にて報告すれば足りること。)

○別記第６号様式　火災・災害等即報要領　第４号様式（その１）

第　　報

（災害概要速報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分		
災害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部損壊　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）		

（注）第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。（確認がとれてない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入にて報告すれば足りること。）

○別記第７号様式　火災・災害等即報要領　第４号様式（その２）

都道府県		区　　分			被　害	区　　分		被　害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	
災害名 報告番号		その他	田	流出・埋没	ha	公立文教施設	千円				
				冠水	ha	農林水産業施設	千円				
			畑	流出・埋没	ha	公共土木施設	千円			市町村	
				冠水	ha	その他公共施設	千円				
			文教施設		箇所	小　計	千円				
報告者名			病院		箇所	公共施設被害市町村数	団体				
			道路		箇所	その他 農業被害	千円				
区分	被害		橋りょう		箇所	林業被害	千円				
人的被害 死者	人		河川		箇所	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
行方不明者	人		港湾		箇所	水産被害	千円				
負傷者 重傷	人		砂防		箇所	商工被害	千円				
負傷者 軽傷	人		清掃施設		箇所						
住家被害 全壊	棟		崖くずれ		箇所				計		団体
全壊	世帯		鉄道不通		箇所	その他	千円		消防職員出動延人数		人
全壊	人		被害船舶		隻	被害総額	千円		消防団員出動人数		人
半壊	棟		水道		戸	備考					
半壊	世帯		電話		回線						
半壊	人		電気		戸						
一部破損	棟		ガス		戸						
一部破損	世帯		ブロック塀　等		箇所						
一部破損	人										
床上浸水	棟										
床上浸水	世帯										
床上浸水	人										
床下浸水	棟		り災世帯数		世帯						
床下浸水	世帯		り災者数		人						
床下浸水	人		災害発生	建物	件						
非住家 公共建物	棟			危険物	件						
非住家 その他	棟			その他	件						

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類・概況

応急対策の状況

119 番通報件数
・消防、水防、救急等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況

※1　被害額は省略することができるものとする。　　※2　119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件(50 件を超える場合は多数) と記入すること。

◯別記第８号様式　通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車）

借 受 申 請 書

　災害の発生に伴う電源供給の途絶により、通信の確保が困難な状況となったため、応急的に電源を確保する必要が生じたことから、災害対策用移動電源車の貸与を別記のとおり申請いたします。

総　務　省
北海道総合通信局長　　殿

（移動電源車の貸与を受ける団体において
運用の権限を有する者）
年　　月　　日

印※
※　私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

貸付承認通知書

年　　月　　日付けの借受申請を別記のとおり承認する。

殿

年　　月　　日
総　務　省
北海道総合通信局長　　印

借　受　書

　　年　　月　　日付けで貸与を承認された移動電源車の引渡し及び運用方法の説明を受けました。移動電源車の運用と取扱については、別記に記載された事項及び災害対策用移動電源車の貸与仕様書に従います。

総　務　省
北海道総合通信局長　　殿

（移動電源車の貸与を受ける団体において
運用に権限を有する者）
　年　　月　　日

印※

※　私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

別　記

借受申請書提出時に、以下について記入してください。

1	申　請　者 （法人の場合、その名称及び代表者名）	氏名又は 名　称			
		住　所			
2	申　請　台　数	小型移動電源車（５．５ｋＶＡ）			台
		中型移動電源車（１００ｋＶＡ）			台
3	使用目的及び 必要とする理由	災害時における通信の確保等の用として、応急的に電源供給できる移動電源車が必要となるため。			
4	使 用 場 所	※　使用場所が指定できるときのみ記入ください。			
5	借　受　期　間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで			
6	引 渡 場 所				
7	備　　考				

＜注意事項＞

①　民間事業者が移動電源車の貸与を受ける場合は、有償貸与となる。

②　中型移動電源車の貸与を受ける者は、電気事業法（保安管理規定の届出、電気主任技術者の選任）を遵守すること。

③　中型移動電源車の貸与を申請する場合であって、緊急自動車※として運用することを希望する者は、その旨を備考欄に記載の上、緊急走行の訓練及び経験を確認できる資料を添えて申請すること。

※公安委員会から緊急自動車の指定を受けた車両が、緊急用務のため運転中のものを緊急自動車といい、中型移動電源車は災害の応急復旧のための緊急用務であれば、緊急自動車として他の交通車両に優先して道路を通行することが可能。

◯別記第９号様式　通信機器の借用様式（通信機器）

借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。
令第六条に規定の事項は、別記１～５のとおりです。

総務省
北海道総合通信局長　　殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）
年　　月　　日

印※
※　私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

貸付承認通知書

年　　月　　日付申請を承認する。
令第七条の規定に基づき、別記２～６及び８のとおり通知する。

殿

年　　月　　日

総務省
北海道総合通信局長　　印

借受書

　　年　　月　　日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。
通信機器使用に際しては、別記８貸付条件に従います。
令第八条に規定の事項は、別記２、４及び５のとおりです。

総務省
北海道総合通信局長　　殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

年　　月　　日

印※

※　私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

別記

1　借受申請書提出時に、二重枠線内の１～５について記入してください。
2　借受書提出時に、「８　貸付条件」の９項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申　請　者	氏名又は名称			
		住所			
2	申　請　台　数	ＭＣＡ	ショルダー型		台
			ハンディー型		台
		簡易無線			台
		衛星携帯電話（　　）			台
		その他（　　）			台
3	使　用　場　所	（使用場所が指定できるときのみ記入してください。）			
4	引渡場所及び返納場所				
5	貸付期間等	借　受　日	年　　月　　日		
		貸付期間	年　　月　　日（原則、貸付から６ヶ月以内）		
6	使　用　目　的	災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。			
7	必要な理由	災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。			
8	貸　付　条　件				

☐　1　通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すこと。
☐　2　通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。
☐　3　通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
☐　4　通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。
☐　5　通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。
☐　6　通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。
☐　7　通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。
☐　8　通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。
　なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。
☐　9　総合通信局等の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。
　なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。

備　　考	

◯別記第 10 号様式　通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器）

【１－１】

借受申請書

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下「令」という。第三条第三号／第三条第八号※1）に基づく臨時災害放送局用機器（以下「臨災局用機器」という。）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記１～５のとおりです。

北海道総合通信局長　殿

（貸出を受ける団体において臨災局用機器の運用に権限を有する者）

年　　月　　日

印※2

※１「第三条第三号」又は「第三条第八号」のいずれかの文字を抹消又は〇で囲むこと。
第三条三号：災害時以外（平常時）の貸付の場合
第三条八号：災害時の貸付の場合
※２　私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

【１－２】

貸付承認通知書

年　　月　　日付申請を承認する。

令第七条の規定に基づき、別記２～６及び８のとおり通知する。

殿

年　　月　　日

北海道総合通信局長　　印

【１－３】

借受書

　　年　　月　　日付貸付承認に係る臨災局用機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。

　臨災局用機器の運用と取扱いについては、別記８貸付条件に従います。

　北海道総合通信局長　殿

（貸出を受ける団体において臨災局用機器の運用に権限を有する者）

年　　月　　日

印※

※　私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

別記

借受書提出時に、「８　貸付条件」の９項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

<table>
<tr><td rowspan="2">１</td><td rowspan="2">申　請　者</td><td>名称及び代表者の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">２</td><td rowspan="2">借　受　物　品</td><td colspan="2">□臨災局用機器</td><td>１式</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電源用ケーブル</td><td>１台</td></tr>
<tr><td>３</td><td>使　用　目　的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>４</td><td>使　用　場　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>５</td><td>借受けを必要とする理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">６</td><td rowspan="2">借　受　期　間</td><td>借　受　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>借　受　期　間</td><td colspan="2">年　　月　　日（原則、貸付から６ヶ月以内）</td></tr>
<tr><td>７</td><td>引　渡　場　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>８</td><td>貸　付　条　件</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">□　１　臨災局用機器の運用に当たっては、電波法、放送法及びこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。
□　２　臨災局用機器の技術操作は、無線従事者が従事することとし、正常な運用に努めること。
□　３　臨災局用機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
□　４　臨災局用機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。
□　５　臨災局用機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。
□　６　臨災局用機器について使用場所以外での使用をしないこと。
□　７　臨災局用機器は無線局の廃止後速やかに、又は借受期間満了の日までに指定された場所に返却すること。
□　８　臨災局用機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を北海道総合通信局長に提出し、その指示に従うこと。原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。
なお、注意を怠り、機器を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。
□　９　北海道総合通信局長は、臨災局用機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。
なお、借受人が貸付条件に違反したとき又は北海道総合通信局長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、北海道総合通信局長の指示に従い速やかに返却すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

○別記第 11 号様式　避難所の被害等チェックシート

避難所の被害等チェックシート

チ　ェ　ッ　ク　項　目		はい	いいえ
①	建物の全体または一部が損壊している。		
②	建物の基礎が損壊している。または基礎と上部建物がずれている。		
③	建物が傾いている。		
④	建物の周辺で地すべりや崖くずれ、倒木などが発生している。		
⑤	隣接する建築物の損壊による危険がある。（倒れてくる恐れなどがある。）		
⑥	建物の内部にゆがみがある。または窓ガラスにひび割れがある。		
⑦	建物の内部の壁や柱に亀裂などがある。		

※以上の項目に「はい」が１つでもあった場合は、災害対策本部へ連絡し、他の避難所などへの移動を含め、使用の可否について検討する。

＜ライフラインなど＞

チ　ェ　ッ　ク　項　目		使用可	使用不可
①	電気		
②	水道		
③	下水道		
④	電話		
⑤	ＦＡＸ		
⑥	インターネット		
⑦	テレビ		
⑧	暖房		
⑨	トイレ		
⑩	照明器具		
⑪	屋外階段		

○別記第 12 号様式　避難者名簿

避　難　者　名　簿

避難所名：

入所時記入

ふりがな 世帯代表者氏名					住　所	
入所年月日	年　　月　　日					
家族	ふりがな 氏　　名	年齢	性別	職業等	電　話	
					所属町内会名	
					家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 浸水 断水 ・ 停電 ・ 電話不通
					親戚などの連絡先	氏名 住所 TEL
					支援区分	□　避難所への入所を希望 □　在宅のまま食料配給などのサービスを希望
ご家族に、特別な配慮が必要な場合などの注意点があれば記入してください。						
外部から安否の問合せがあったときに、住所・氏名を回答しても良いですか？ はい　・　いいえ						

※今後記載の内容に変更があった場合は、その都度お申し出ください。

退所時記入

退所年月日	年　　月　　日　　時　　分
転出先 住所・電話番号	
備　　考	

※避難所運営委員会記載欄

全体名簿への記入確認	備考

○別記第 13 号様式　物資要請票

物　資　要　請　票

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

要望提出日時	年　　月　　日　　時　　分
要望書提出者（役職・氏名）	

［食　料］

避難者	食	備考（乳幼児・高齢者など配慮が必要な事項）
在宅避難者	食	
合計	食	

［食料以外の物資］

番号	品名	サイズ・規格など	数量	備　　考

※サイズ、規格ごとに１行使用する。

※緊急を要する場合は、備考欄に理由等を記入する。

○別記第 14 号様式　備蓄物資一覧表

備　蓄　物　資　一　覧　表

番号	物資の名称	規格等	数　量	備　　考

○別記第 15 号様式　避難所運営日誌

避　難　所　運　営　日　誌

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者名	
作成日時	月　　日（　　）　　時　　分

		現在の状況（A）	前回の状況（B）	増減（A－B）
世帯数（合計）		世帯	世帯	世帯
内訳	避難者	世帯	世帯	世帯
	在宅避難者	世帯	世帯	世帯
人数（合計）		人	人	人
内訳	避難者	人	人	人
	在宅避難者	人	人	人
地域の状況		付近の道路	通行可　・　通行不可	
		ライフライン途絶	あり　・　なし ↓ ライフラインの種類 （　　）	
避難所運営委員会 代表者名・連絡先				

連絡事項等

○別記第 16 号様式　避難者台帳

避難者台帳

避難所：＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	（ふりがな）名前	住所	電話	年齢	性別	町内会名	備考

様　式

○別記第17号様式　近隣の避難場所・官公署リスト

近隣の避難所・官公署リスト

【近隣避難所】

避難所名	住　　所	電話番号	備　　考

【官公署】

名　　称	住　　所	電話番号	備　　考

様式

○別記第18号様式　避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿

避難所：

番号	（ふりがな） 名　　前	住所又は居所	連絡先	生年月日	性　別	避難支援等を必要とする事由		備　　考
						障害、要介護、 難病、療育の種別	障害等級、要介護 状態区分、療育判定等	

○別記第 19 号様式　外泊届

外　　泊　　届

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな 氏　　名	
ふりがな 氏　　名	
ふりがな 氏　　名	
ふりがな 氏　　名	
ふりがな 氏　　名	
外泊期間	年　　月　　日 ～ 年　　月　　日
外　泊　先	
緊急時の連絡先電話番号	
備考欄	

○別記第 20 号様式　物資受払簿

物　資　受　払　簿

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

台帳番号	品名	サイズ・規格など	備考

年	月	日	受入元	払出先（避難者等）	受入数　払出数	残数	備考

※受入・払出、それぞれ１件ごとに１行使用する。

○別記第 21 号様式　訪問者管理簿

訪　問　者　管　理　簿

避難所：

番号	（ふりがな） 名　　前	訪問時刻	退所時刻	用　　件

○別記第 22 号様式　取材者受付用紙

取 材 者 受 付 用 紙

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td colspan="2">受　付　日　時</td><td colspan="4">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">退　所　日　時</td><td colspan="4">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者</td><td>会社名等</td><td colspan="2"></td><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">連絡先（所在地、電話番号等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">同行者</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">取材目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">放送・掲載予定</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（避難所担当者記入欄）

避難所対応者	

○別記第 23 号様式　郵便物等受取簿

郵 便 物 等 受 取 簿

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所運営委員会記入欄				避難者（受取者）記入欄	
番号	郵便局等からの受付月日	宛　　名	郵便物等の種類	受取月日	受取人氏名
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	
	月　　日		はがき・封書・小包 その他（　　）	月　　日	

○別記第 24 号様式　健康管理シート

健　康　管　理　シ　ー　ト

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難者数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日　　時	年　　月　　日（　　）　午 前 ・ 午 後　　時　　分

（人数を記入）

症　　状	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～
発　　熱								
下痢・嘔吐								
外　　傷								

○別記第 25 号様式　ボランティア受付簿

ボランティア受付簿

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	受付日	氏名・住所・電話番号	性別	職業・学校名等	備考（ボランティアの種類など）
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			

○別記第 26 号様式　ペット登録台帳

ペ ッ ト 登 録 台 帳

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	飼　　主	登録日	種類	性別・色 特徴	名前 （呼び名）	退所日
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					

○別記第 27 号様式　避難者要望シート

避 難 者 要 望 シ ー ト

※避難所における要望等がある場合は、この用紙に記入の上、避難所運営委員会の担当者に提出してください。

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提 出 日 時	年　　月　　日　　時　　分
記入者氏名	

［必要とする物資］

［その他要望事項等］

○別記第 28 号様式　自衛隊災害派遣要請の依頼について

第　　号
年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

雨竜町長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所

5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

○別記第29号様式　自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

第　　号
年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

雨竜町長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　　月　　日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

○別記第30号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL　　FAX						
災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　時　分							
	災害発生日時	年　月　時　分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域			希望する活動内容						
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特記事項	（照明・Ⓗマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか）						
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		（機関名） （職・氏名）							
無線連絡方法		（周波数）　Ｈｚ							
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

○別記第 31 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第　　号
年　　月　　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長　様

雨竜町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	［地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）］
	［消防防災ヘリコプターによる活動内容］
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢
搭乗者								

○別記第32号様式　救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年　　月　　日　　時　　分				
1　要請市町村名	雨竜町	電話		FAX	
担当者	課名	職名	氏名		
2　依頼病院名		電話			
所在地					
担当者（医師名）		医師	氏名		
3　受入れ医療機関名					
所在地					
電話		FAX			
受入れ医療機関の了承	有　・　無				
4　患者氏名（ふりがな）	生年月日　　年　月　日生　歳　男・女 体　重　　kg　職業				
住所（ふりがな）					
病名（ふりがな）	現状				
5　付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院　・　受入医療機関）					
氏名	医師		年齢　　歳	体重　　kg	
	看護師				
	付添人	続柄			
6　運航上の必要事項					
（1）患者に装備されている医療機器の状況 ①点滴（規格　　×、重量　　g）②保育器（規格H　　×W　　×L　　、重量　　g） ③酸素吸入器（規格　　×、重量　　g） ④その他（名称　　、規格　　×　　、重量　　g）					
（2）積載される機器の種類、重量及び規格 ①依頼病院　　kg　　kg　　kg ②受入れ医療機関　　kg　　kg　　kg					
現地離着陸場		メモ			

○別記第 33 号様式　救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品　　名	

雨　竜　町

品　　目		単 位			
年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
計	道調達分				
	町調達分				

注）1.「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
2.「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○別記第34号様式　被災者救出状況記録簿

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

雨　　竜　　町

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名　称	借　上　費			修　繕　費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）名	金　額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注１　他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
注２　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
注３　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
注４　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様　式

○別記第35号様式　救護班活動状況

○ 別記第34号様式　救護班活動状況

救　護　班　活　動　状　況

救護班

班長：医　師　氏名　　印

月　　日	市町村名	患者数	措　置　の　概　要	死体検案数	修　繕　費	備　　考
		人		人	円	
計						

注　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○別記第36号様式　病院診療所医療実施状況

様　式

○ 別記第35号様式　病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

雨竜町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	
計　機関	人								

注　「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様　式

○別記第37号様式　助産台帳

○ 別記第36号様式　助産台帳

助　産　台　帳

雨　竜　町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		

○別記第38号様式　輸送記録簿

輸　送　記　録　簿

雨　竜　町

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

注1　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
注2　市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
注3　借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
注4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
注5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
注6　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第 39 号様式　飲料水の供給簿

飲　料　水　の　供　給　簿

雨　竜　町

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注１　給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○別記第 40 号様式　世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年　　月　　日　　時現在

雨　竜　町

世帯構成員別 ＼ 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全　壊（焼）													
流　　失													
半　壊（焼）													
床上（下）浸水													

○別記第 41 号様式　物資購入（配分）計画表

物 資 購 入 （ 配 分 ） 計 画 表

年　　月　　日　　時現在

雨　竜　町

世帯 ＼ 品目	単価	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	計 数量	計 世帯数	計 所要数	計 金額	備考
計																		

注）1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
　　2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
　　3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○別記第42号様式　物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

年　　月　　日　　時現在

雨　竜　町

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員（人）	給与月日（月　日）	物資給与の品目				実支出額（円）	備考
					布団	毛布	○○			
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注）1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上（下）浸水の別を記入すること。
2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○別記第43号様式　物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)　2 流失 3 半壊(焼)　4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男　人 女　人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先（避難所・電話番号等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給付（貸与）年月日	品　名	数　量	備　考

○別記第44号様式　応急仮設住宅台帳

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

雨　　竜　　町

世帯主 氏　　名	家族数	所在地	構造 区分	面　積	敷地 区分	着　工 月　日	竣　工 月　日	入　居 月　日	実支出額	備　考
	人								円	
世　帯										

注１　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
注２　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
注３　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
注４　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
注５　「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
注６　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
注７　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第45号様式　住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

雨　　竜　　町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			円	
計　　世帯				

注　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第46号様式　障害物除去の状況

障　害　物　除　去　の　状　況

雨　竜　町

住家被害程度区分		氏　名	除去に要した期間	実支出額　円	除去に要すべき状態の概要	備　考
計	半壊 半焼	世帯				
	床上 浸水	世帯				

注1　住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注2　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式

○別記第47号様式　学用品の給与状況

○ 別記第46号様式　学用品の給与状況

学　用　品　の　給　与　状　況

雨　竜　町

学校名		学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳 教科書 国語							その他学用品 鉛筆	ノート					実支出額	備考
					月　日														円	
計	小学校		人																円	
	中学校		人																円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏　名　　印

注1　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

3　本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○別記第48号様式　遺体の捜索状況記録簿

遺 体 の 捜 索 状 況 記 録 簿

雨　　竜　　町

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	

注1　他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
注2　捜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
注3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
注4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式

○別記第49号様式　死体処理台帳

○ 別記第48号様式　遺体処理台帳

遺　体　処　理　台　帳

処理年月日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

注　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第50号様式　埋葬台帳

○ 別記第49号様式　埋葬台帳

埋　葬　台　帳

雨竜町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者			埋葬費			備考
		氏名	年齢	氏名	死亡者との関係	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

注1　埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2　町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第51号様式　賃金作業員雇用台帳

賃　金　作　業　員　雇　用　台　帳

救助種別												
住　　所	氏　　名	日　額	月　分					基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日数	金　額	時間	金　額	
計	人	円										

注１　本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注２　各日別就労状況は、１日就労したものは「1」と表示する。また、５時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○別記第52号様式　災害時等避難行動要支援者登録申請書

災害時等避難行動要支援者登録申請書

年　　月　　日

雨竜町長　　様

私は、災害時等避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。

氏名　　印

私が届け出た下記の個人情報が、災害時等の避難支援や情報提供、安否確認のため、又日常において緊急事態が発生した場合の連絡先の確認のため、町の関係部署や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織、避難支援者、消防団、警察に情報提供されることに同意します。

＜ご本人の状況＞

住　所	雨竜町第　　町内	電　話	
ﾌﾘｶﾞﾅ 氏　名	男・女	生年月日	年　　月　　日
かかりつけ病院		服薬・治療の内容など	
特記事項（必要な支援の内容） （車いす・透析・インスリン注射・酸素・麻痺の状況・目耳の障害など）			
家族構成・同居状況等	住居建物の構造		
	普段いる部屋		
	寝室の位置		

＜緊急時の家族・支援者等の連絡先＞

①	氏　名		続柄		電　話	
	住　所				携帯電話	
②	氏　名		続柄		電　話	
	住　所				携帯電話	
③	氏　名		続柄		電　話	
	住　所				携帯電話	

裏面は事務局が記載します。

この面は事務局が記載します。

要援護者	(1) 身体障害者手帳 (2) 療育手帳 (3) 精神障害者保健福祉手帳 (4) 要介護認定者 (5) 一人暮らしの高齢者 (6) 高齢者のみの世帯 (7) 妊産婦及び乳幼児 (8) 特定疾患医療受給者証を有する者 (9) その他町長が必要と認める者（　　）		
緊急通報システム	有　・　無	防災行政無線戸別受信機	有　・　無

避難時の留意事項

消防戸別番号	
避　難　所	
そ　の　他	
連絡先 雨竜町住民課　　０１２５－７７－２２１２	

○別記第53号様式　災害時等避難行動要支援者名簿

別記第２号様式

災害時等避難行動要支援者名簿（　　町内　　）・・・あいうえお順　　ＮＯ．

番号	登録	キット配布	氏　名	フリガナ（半角）	性別	生年月日	区分	住　所	電話番号	避難場所	避難確認	公的支援必要	支援者がいる	自立・判断できる
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

注１　「登録」欄は、災害時避難行動要支援者登録申請書（別記第１号様式）の提出があった場合に「あり」を記入すること。
（「あり」）は登録者の同居家族であり、第１号様式の提出がないもの。

２　「キット配布」欄は、救急医療情報キット配布申請書の提出があった場合に「済」を記入する。

３　「氏名」欄は、災害時等避難行動要支援者の氏名を記入すること。

４　「フリガナ」欄は、災害時等避難行動要支援者の氏名をカタカナ（半角）で記入すること。

５　「性別」欄は、災害時要援護者の男女別を記入すること。

６　「生年月日」欄は、災害時等避難行動要支援者の生年月日を記入すること。

７　「区分」欄は、(1) 身体障害者手帳、(2) 療育手帳、(3) 精神障害者保健福祉手帳、(4) 要介護認定者、(5) 一人暮らしの高齢者、(6) 高齢者のみの世帯、
(7) 妊産婦及び乳幼児、(8) 特定疾患医療受給者証を有する者、(9) その他町長が必要と認める者の別に記入すること。

８　「住所」欄は、災害時等避難行動要支援者の住所を記入すること。

９　「電話番号」欄は、災害時等避難行動要支援者の電話番号を記入すること。

１０「避難場所」欄は、災害時等避難行動要支援者が避難した場所を記入すること。

１１「避難確認」欄は、災害時等避難行動要支援者避難を確認した場合に○を記入すること。

雨　竜　町　地　域　防　災　計　画

（　資　料　編　）

沿革　　昭和３８年　７月　１日改正
　　昭和４０年　４月　１日一部修正
　　昭和５８年　４月　１日一部修正
　　平成　２年　３月１５日一部修正
　　平成１３年　３月２６日全面改正
　　平成２２年　５月１８日全面改正
　　平成２６年　９月　１日一部修正
　　令和　２年　６月１５日全面改正

雨竜町地域防災計画
（資料編）
発行　令和２年６月
編集　雨竜町防災会議